

長野県障がい者プラン2018(仮称)

(案)

長野県

目次

計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 障がい者の概念	2
5 障がい保健福祉圏域の設定	3
6 推進体制	5
第1章 障がいのある人を取り巻く現状	6
1 障がいのある人の現状	6
2 障がい者施策の動向	13
3 「長野県障害者プラン2012」の取組結果と課題	14
第2章 計画の概要	22
1 基本理念	22
2 基本的視点	22
3 施策体系	23
第3章 重点的に取り組む施策	24
1 障がいへの理解と権利擁護の推進	25
2 地域生活の充実	27
3 社会参加の促進	29
4 多様な障がいに対する支援の充実	34
第4章 分野別施策の方向	39
1 権利擁護の推進	40
2 地域生活の支援	46
3 安全で暮らしやすい地域づくり	57
4 社会参加の促進	64
5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実	78

第5章	地域生活への移行や就労支援等に関する成果目標及び障害福祉サービス等の必要な量（活動指標）の見込み等に関すること （第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）	97
1	成果目標	97
2	障害福祉サービス等の必要な量（活動指標）の見込み等	102
3	地域生活支援事業に関すること	110
4	障がい保健福祉圏域計画	114

巻末資料

障害福祉サービスの種類	
-------------	--

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本県においては、「長野県障害者プラン」(計画期間：平成 14 年度～23 年度(前期：平成 14 年度～18 年度、後期：平成 19 年度～23 年度)の終了に伴い、「障害のある人もない人も、お互いに個性を尊重し、支え合いながら、一人ひとりが地域社会の一員として『居場所と出番』を見出すことができる社会」の実現を基本理念に掲げた「長野県障害者プラン 2012」(平成 24 年 3 月)を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

この間、平成 24 年 6 月には障害者自立支援法に代わり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が制定され、改正障害者基本法を踏まえた基本理念が掲げられるとともに、障がい者の範囲に難病等を加えるなど、障害福祉サービスの見直しが図られました。平成 28 年 5 月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立しています。

また、国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法制度の整備の一環として、平成 23 年に障害者基本法が改正され障害者権利条約が採用する、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。

さらに、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」)が制定され、平成 28 年 4 月から施行されています。

また、平成 24 年に「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)、平成 25 年に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)等も制定されています。

このような変化に的確に対応するとともに、「長野県障害者プラン 2012」が平成 29 年度末をもって終了することから、障がい者施策の一層の推進を図るためその基本となる新たな計画「長野県障がい者プラン 2018」を策定するものです。

【県・国の計画】

年度	14	～	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35		
西暦	2002		2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023		
障害者計画	←───▶			←───▶					←───▶					←───▶								
	前期計画			後期計画					長野県障害者プラン 2012					長野県障がい者プラン 2018								
障害福祉計画			←───▶		←───▶		←───▶		←───▶		←───▶		←───▶		←───▶							
			第 1 期		第 2 期		第 3 期		第 4 期		第 4 期		第 5 期									
福祉計画 障害児															←───▶							
															第 1 期							
(参考) 国の状況	←───▶								←───▶				←───▶									
	障害者基本計画(H15～24)								第 3 次障害者基本計画(H25～29)				第 4 次障害者基本計画(H30～34)									
															●障害者総合支援法施行				●障害者総合支援法一部改正			

2 計画の性格・位置づけ

- 「長野県障がい者プラン2018」では、次の長野県障害者計画、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を一体化して策定し、本県の障がい者を取り巻く現状や環境の変化、前計画の取組結果や課題を踏まえつつ、具体的推進方策、達成すべき障害保健福祉サービスの目標等を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を図るものです。
 - ・ 長野県障害者計画
障害者基本法第11条第2項の規定に基づき、「障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画」
 - ・ 第5期障害福祉計画
障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づき、「国の基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画」
 - ・ 第1期障害児福祉計画
児童福祉法第33条の22の規定に基づき、「国の基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画」
- 本計画は、「長野県総合5か年計画～しあわせ信州創造プラン2.0～」(策定中)を踏まえて策定するものです。
- 本計画は、市町村の障がい者施策を推進する上での基本的方向を示すものであり、市町村障害者計画、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の策定にあたっての基本となるものです。
- 本計画は、本県の障がい者施策の向上に関するものであり、県が取り組む施策だけでなく、県民や民間事業者、関係団体においてもそれぞれの立場で自主的、積極的な活動を行うための指針となることを期待するものです。

また、目標の達成に関しては、国の支援や県民、サービス事業者の理解と協力を得ながら、市町村を支援します。

3 計画の期間

計画期間は、2018年度から2023年度までの6年間とします。

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は、2018年度から2020年度までの3年間とします。

4 障がい者の概念

本計画における、「障がいのある人」「障がい者」の概念は、障害者基本法に規定する「身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

5 障がい保健福祉圏域の設定

本計画では、単独の市町村域では対応困難なサービスや市町村域を越えて連携して対応すべきサービスが存在することから、県内10の障がい保健福祉圏域単位で重点化、具体化していく必要があるサービスについて、前計画に引き続き「障がい保健福祉圏域」を設定して障がい福祉施策を推進することとしています。

本計画における障がい保健福祉圏域は、次のとおりです。

圏域名		構成市町村	構成数	管轄する県の保健福祉事務所
1	佐久	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町	11	佐久
2	上小	上田市、東御市、長和町、青木村	4	上田
3	諏訪	岡谷市、茅野市、諏訪市、下諏訪町、富士見町、原村	6	諏訪
4	上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	8	伊那
5	飯伊	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	14	飯田
6	木曾	上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村	6	木曾
7	松本	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村	8	松本
8	大北	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	5	大町
9	長野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村	9	長野
10	北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村	6	北信
10圏域		77市町村		10保健福祉事務所

障がい保健福祉圏域



6 推進体制

計画に掲げた施策の着実な推進を図り、計画の実効性を確保するため、次の方法により計画の推進及び進捗管理を行います。

(1) 市町村等との連携

障がい保健福祉圏域計画の着実な推進、実現を図るため、地域自立支援協議会の場を活用して、市町村と計画の進捗管理を行い、課題の把握に努めます。

(2) 長野県障がい者施策推進協議会

学識経験者や障がい者団体の代表などで構成する「長野県障がい者施策推進協議会」において、計画の進捗状況の報告を行うとともに、施策推進のあり方について検討を行います。

(3) 長野県自立支援協議会

関係機関や当事者などで構成され、地域における障がい者等への支援体制に関する課題の共有や体制整備に関する協議の場である「自立支援協議会」を運営し、相談支援体制の充実や課題の改善・施策化に取り組みます。

(4) 障がい者団体との意見交換

最新のニーズに即して効果的な施策の推進につなげられるよう、障がい者関係団体との意見交換を行います。

(5) 県民に期待する(される)もの

障がい者福祉の推進に当たっては、公的サービスの充実とともに、個人、家族、地域社会がみんなで支えあう「誰にでも、居場所と出番」のある長野県づくり」が求められています。

このため、県民一人ひとりがお互いに、地域社会において「支え手」でもあり「受け手」でもあるという認識のもとに、県民皆が主体的に、それぞれの立場で、積極的な活動、地域づくりに参画することを期待します。

(6) 計画促進のための広報

広く県民に計画の趣旨や施策が理解されるよう、県ホームページ等を通して周知を図ります。

(7) 計画の達成状況の点検及び評価

この計画については毎年度、達成目標等について関係部局と連携しながら達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を実施し、施策の推進を図ります。

本計画では、「障害」と「障がい」の二つの言葉を使用しています。

法令用語や固有の名称等に使用されている場合「障害」を使用していますが、広く障がいのある方を表す場合は「障がい」を使用しています。

また、医学的な記述のなかで使われる病名等は、従来どおりの表記としています。

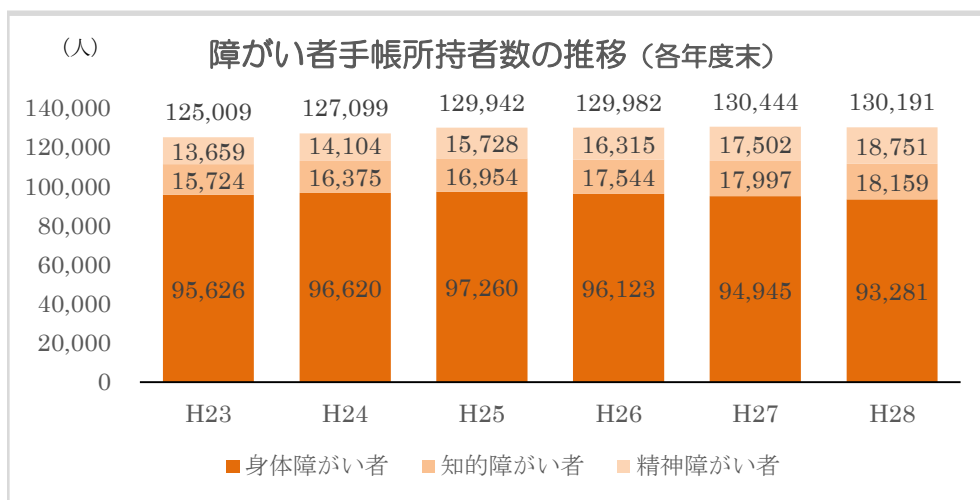
第1章 障がいのある人を取り巻く現状

1 障がいのある人の現状

(1) 障がいのある人の動向

平成29年3月末現在における、県内の障がい者手帳所持者数は、身体障がい者93,281人、知的障がい者18,159人、精神障がい者18,751人、合計130,191人となっています。

身体障がい者については、近年減少傾向にあります。平成23年度と比較して知的障がい者は15.5%、精神障がい者は37.3%増加しています。

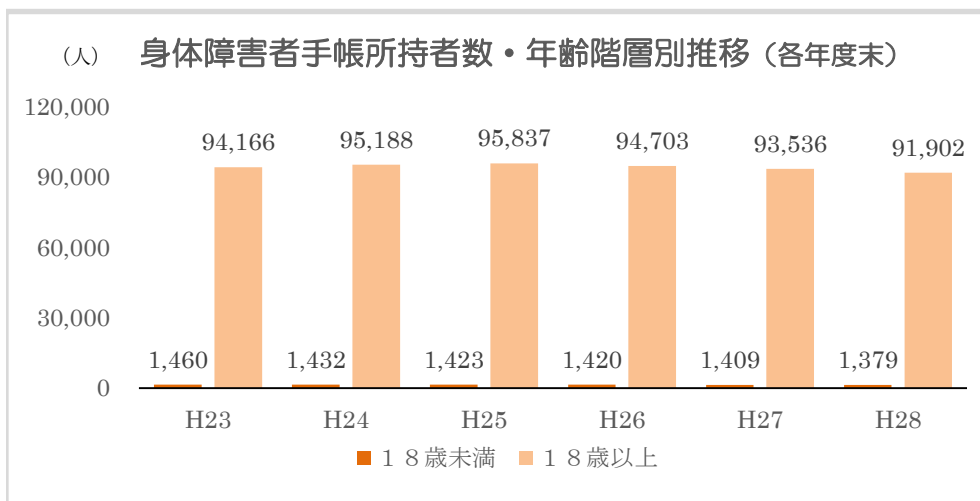


(障がい者支援課調べ)

① 身体障がい児・者

○ 身体障害者手帳所持者数の年齢階層別の推移

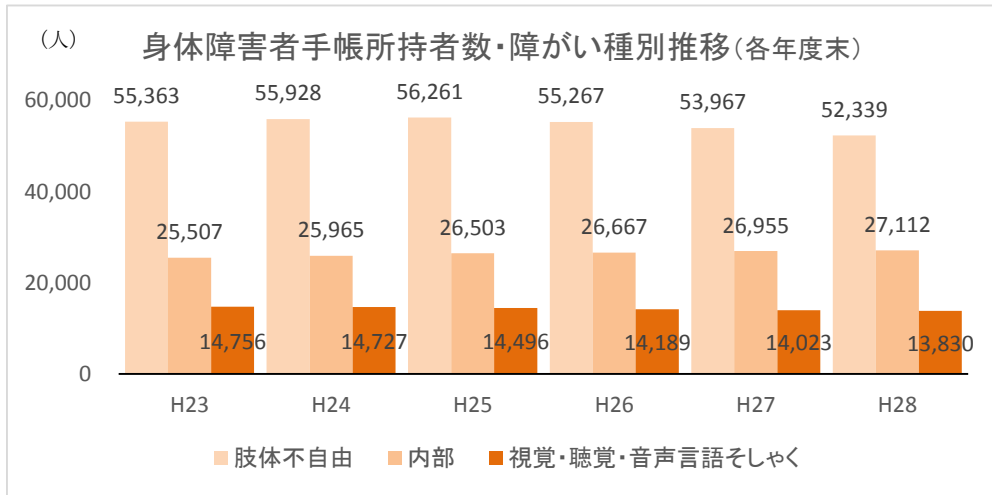
平成23年度と比較して、18歳未満は5.9%、18歳以上は2.5%減少しています。



(障がい者支援課調べ)

○ 身体障害者手帳所持者数の障がい種別の推移

部位別で見ると肢体不自由が52,339人（56.1%）と最も多く、次いで内部障がいが27,112人（29.1%）、視覚・聴覚・平衡・音声言語そしゃく障がい13,830人（14.8%）となっています。

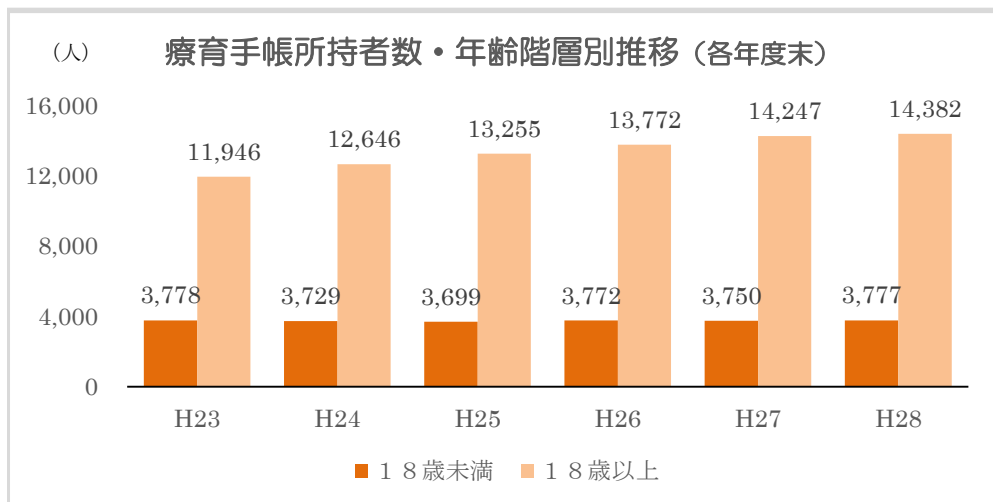


※「内部障がい」には、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸・免疫、肝臓が含まれる。
(障がい者支援課調べ)

② 知的障がい児・者

○ 療育手帳所持者数の年齢階層別推移

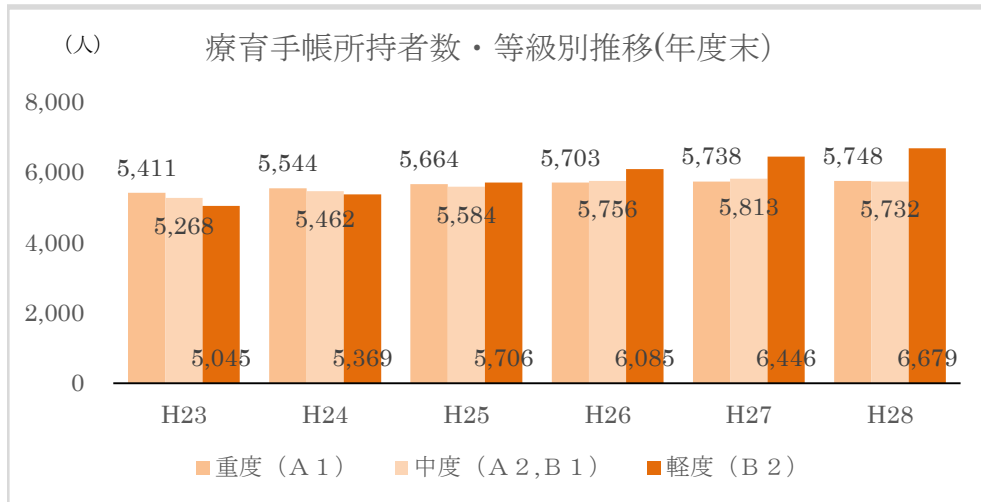
平成23年度と比較して、18歳未満はほぼ横ばいですが、18歳以上は20.4%増加しています。



(障がい者支援課調べ)

○ 療育手帳所持者数の等級別推移

程度別では、重度（A1）が5,748人（31.7%）、中度（A2・B1）が5,732人（31.6%）、軽度（B2）が6,679人（36.8%）となっています。平成23年度と比較して、軽度が32.4%増加しています。

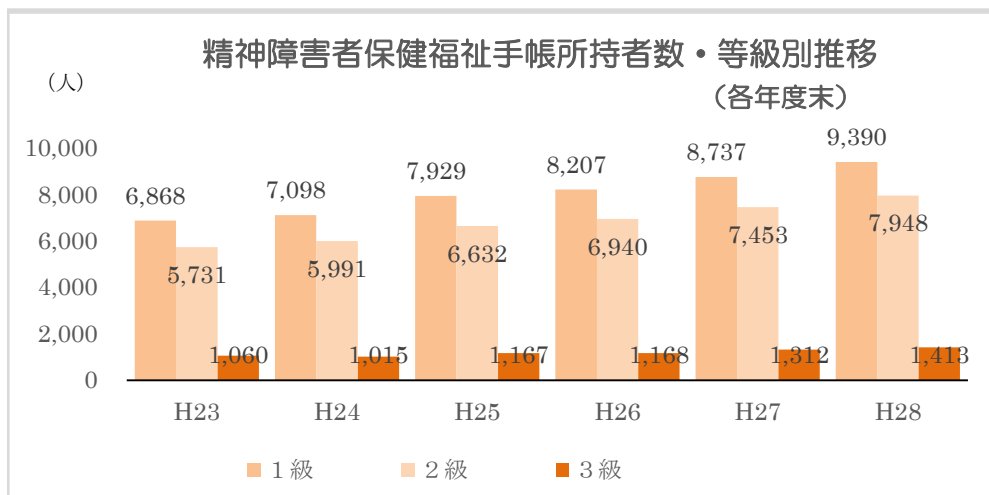


(障がい者支援課調べ)

③ 精神障がい者

○ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

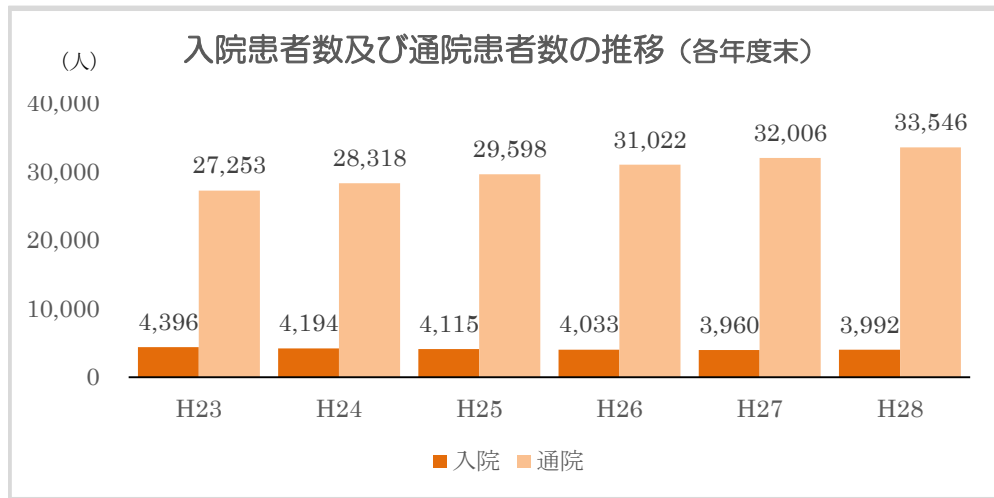
平成23年度と比較すると、1級は36.7%、2級は38.7%、3級は33.3%それぞれ増加しています。



(保健・疾病対策課調べ)

○ 入院患者及び通院患者の推移

精神障がい者数は、入院患者数が減少傾向にあるのに対し、通院患者数は増加傾向にあります。



*入院患者数：病院月報による

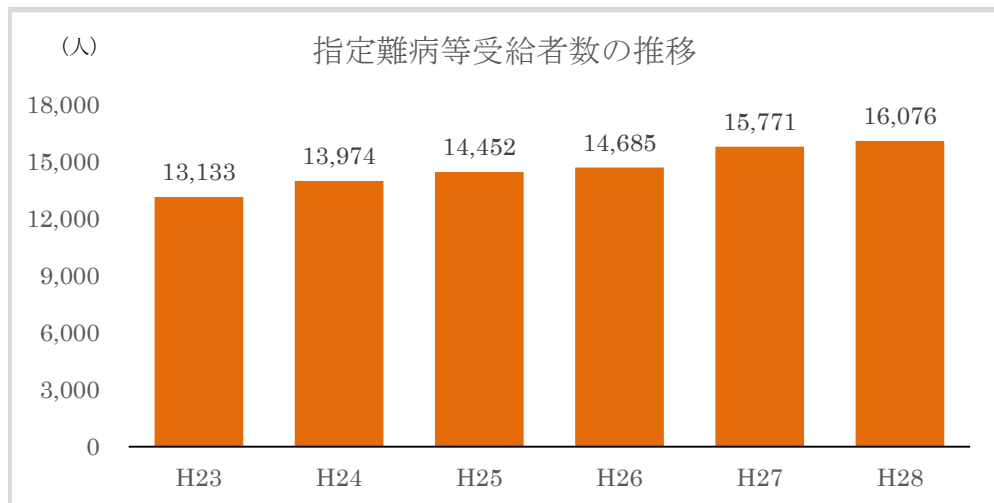
*通院患者数：自立支援医療（精神通院医療）支給認定者数

（保健・疾病対策課調べ）

④ 難病患者等

○ 指定難病等受給者数の推移

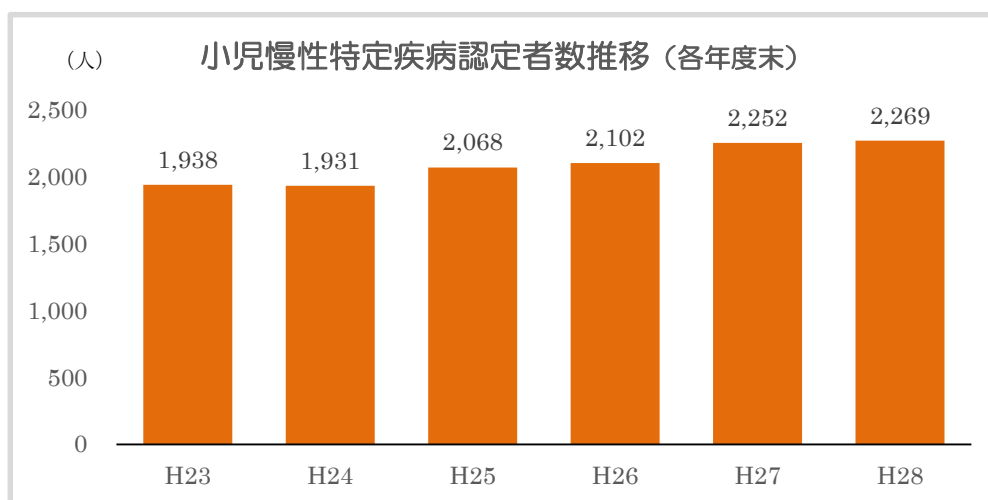
年々増加傾向にあり、平成23年度と比較して22.4%増加しています。



（注1）「指定難病等受給者数」とは、指定難病、特定疾患、先天性血液凝固因子障害等、長野県特定疾病及び遷延性意識障害に係る医療費助成制度の受給者をいう。

（保健・疾病対策課調べ）

- 小児慢性特定疾病認定者数の推移
年々増加傾向にあり、平成23年度と比較して17.1%増加しています。



(保健・疾病対策課調べ)

⑤ 発達障がい者

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法 第2条）と定義されています。

これらのタイプのうちどれにあたるのか、障がいの種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いからです。

また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。

その人はどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人」に目を向け、その人その人に合った支援が必要です。

なお、厚生労働科学研究によると、未診断例を含めた発達障がいの支援ニーズは小学1年生で少なくとも10%程度は存在するとされています。^{*1}

また、発達障がいの特性があり障がい福祉サービスを必要とする人は人口の0.9%から1.6%と推計されています。^{*2}

^{*1} 「発達障害児とその家族に対する地域特性に応じた継続的な支援の実践と評価」
(研究代表者 本田秀夫)

^{*2} 「1歳からの広汎性発達障害の出現とその発達の变化：地域ベースの横断的および縦断的研究」(研究代表者 神尾陽子)

発達障がい者支援センターへの相談件数の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
件数	1,936	2,005	1,769	1,499	1,351	1,298

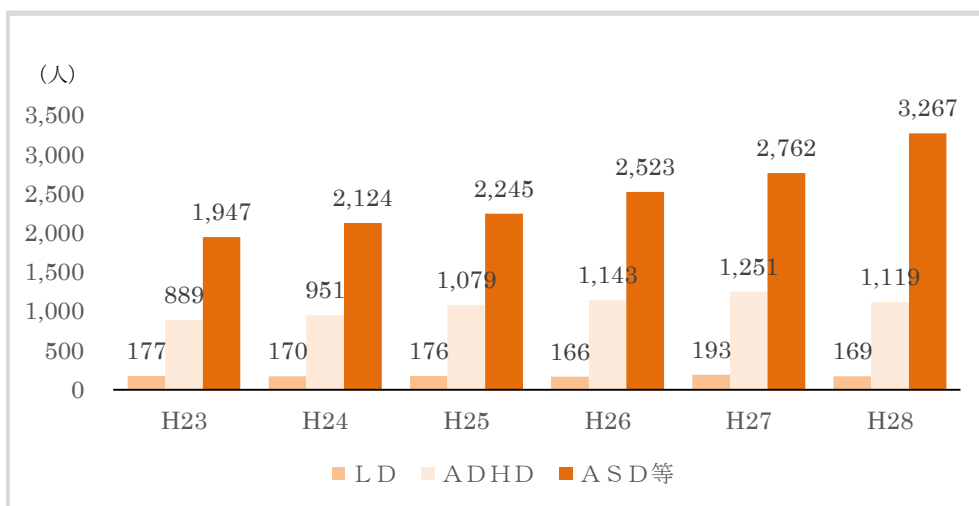
(発達障がい者支援センター)

- 発達障がい診断等のある児童生徒の状況
 学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症等（ASD）の数は、本県独自調査によるものです。

また、ASD等には広汎性発達障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群、反抗挑戦性障害、複数の診断等を含めています。

- ・ 小学校の状況

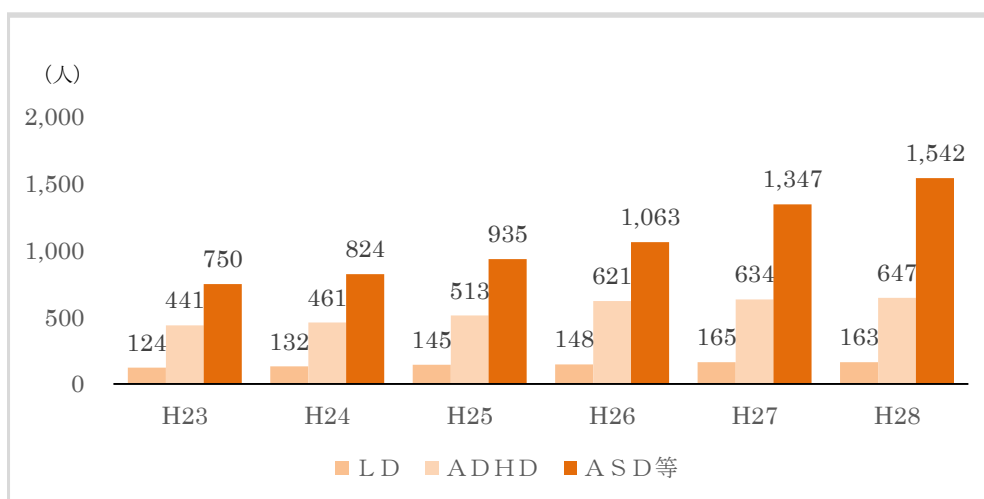
年々増加傾向にあり、平成23年度と比較して、51.2%増加しています。



（県教育委員会調べ）

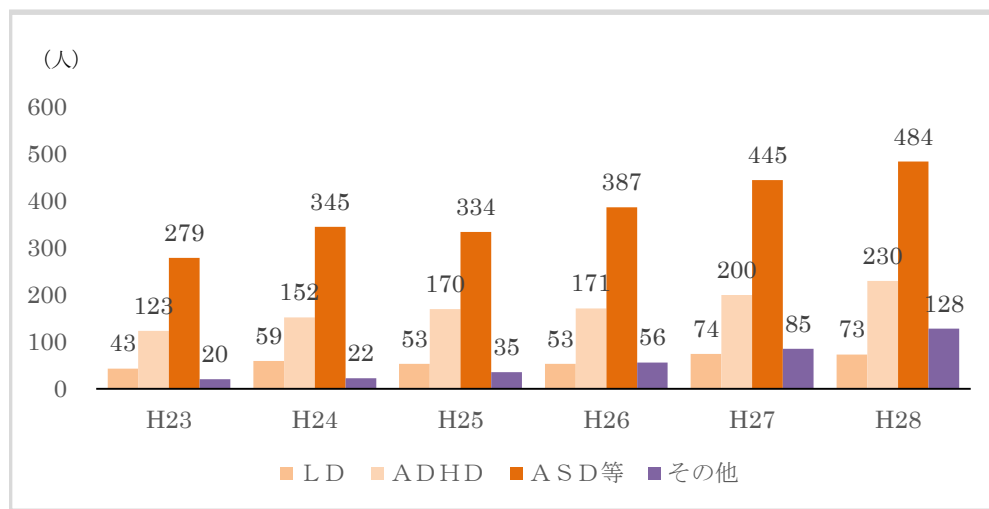
- ・ 中学校の状況

年々増加傾向にあり、平成23年度と比較して78.9%増加しています。



（県教育委員会調べ）

- 高等学校の状況
高等学校においても、発達障がい等の診断等がある生徒は増加しており、平成23年度と比較して、96.8%増加しています。



(県教育委員会調べ)

⑤ 高次脳機能障害

高次脳機能障害とは、病気や交通事故などにより脳の一部に損傷を受けた結果、「記憶障害」「注意障害」「遂行機能障害」「社会的行動障害」等が見られ、それにより日常生活や社会生活（就労等）に支障が生じた状態をいいます。

高次脳機能障害は、身体の障がいを伴わない場合もあるため、外見上からは障がいが分からないことがあります。

また、本人が自分の障がいを認識できていないこともありますので、本人の症状に合わせた支援が必要です。

高次脳機能障害支援拠点病院への相談件数の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
件数	2,634	2,394	2,962	2,476	2,597	3,231

(障がい者支援課調べ)

2 障がい者施策の動向

前計画期間中に新たな法の制定や改正等が行われています。

平成 23 年 6 月 (2011 年)	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の成立（平成 24 年 10 月施行） <ul style="list-style-type: none"> 障がい者虐待に対応する窓口の設置 虐待が疑われる者を発見した際の通報義務を規定
平成 24 年 6 月 (2012 年)	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正（平成 25 年施行、一部 平成 26 年 4 月施行） <ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援法から法律名変更 障がい者の範囲に難病等を追加
平成 24 年 6 月 (2012 年)	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の成立（平成 25 年 4 月施行） <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等に、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務を規定 等
平成 25 年 6 月 (2013 年)	「障害を理由とする差別の解消に関する法律」の成立（平成 28 年 4 月施行） <ul style="list-style-type: none"> 障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等を規定 等
平成 25 年 6 月 (2013 年)	「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正（平成 28 年 4 月施行、一部 平成 30 年 4 月施行） <ul style="list-style-type: none"> 雇用分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務を規定 等
平成 25 年 6 月 (2013 年)	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正（平成 26 年 4 月施行、一部 平成 28 年 4 月施行） <ul style="list-style-type: none"> 保護者制度の廃止 医療保護入院の見直し 等
平成 26 年 1 月 (2014 年)	「障害者権利条約」の批准 障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定 等
平成 26 年 5 月 (2014 年)	「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立（平成 27 年 1 月施行） <ul style="list-style-type: none"> 難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成制度の確立 難病の医療に関する調査及び研究の推進 等
平成 28 年 5 月 (2016 年)	「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の成立（平成 28 年 8 月施行） <ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援地域協議会の設置 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮 等
平成 28 年 5 月 (2016 年)	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の改正（平成 30 年 4 月施行、一部 平成 28 年 6 月施行） <ul style="list-style-type: none"> 「生活」と「就労」に対する支援の充実 高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用促進のための見直し 障がい児支援の拡充 等

3 「長野県障害者プラン2012」の取組結果と課題

前計画では、総合的に施策を推進するために体系づけた5つの分野別施策と5つの重点施策に基づき、数値目標等により進捗管理を行いました。

ここでは、数値目標等による達成状況を踏まえながら、前計画の主な課題と成果をとりまとめました。

なお、前計画策定時に「長野県障害者プラン2012」の一部として策定しました第3期障害福祉計画（平成24年度から平成26年度分）に係る数値目標につきましては、第4期障害福祉計画（平成27年度から平成29年度）策定時に必要な見直しを行いました。

(1) 重点施策

重点施策1 障がいへの理解と権利擁護の推進

県民一人ひとりが障害や障害のある方への理解を深め、地域生活の様々な場面で交流を重ねることにより、互いに権利を尊重し、障害を理由とした不利益な扱いを受けることのない社会へ。

○ 計画中の主な取組・成果

- 手話が言語であることの県民の理解を深め、手話がコミュニケーションとして広く普及することにより、ろう者とろう者以外の者が互いに尊重し合いながら共生することのできる社会の実現を目指す「長野県手話言語条例」を制定しました。
- 障がいへの理解を深め、地域の誰もが障がいのある人と共に生きるサポーターになるための県民運動「信州あいサポート運動」を開始し、運動の普及促進に取り組みました。
- 障害者差別解消法の施行に伴い、相談窓口の設置や市町村及び保健福祉事務所をバックアップするための体制を整備し、差別解消の推進に向けた各種取組を実施しました。
- 障がい者虐待の防止等のための「長野県障がい者権利擁護（虐待防止）センター」の設置、虐待通報等への対応、市町村に対する助言等の体制を整備しました。

また、市町村においても、通報等の窓口等となる「市町村障がい者虐待防止センター」を設置し、虐待防止の取組を推進しました。

【達成目標】

数値目標	単位	基準値 H22年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
成年後見支援センターの設置 (市町村等による設置数：累計)	箇所	3	12	10	120.0%

- 今後の課題
 - ・ 「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障がいのある者と障がいのない者が、お互いに障がいの有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことが日常となるように、一層の理解促進の取組が必要です。
 - ・ 障害者差別解消法施行後も差別事案が発生しており、また、障がい者虐待事案の発生も後を絶たないことから、権利擁護の推進に向けた各種取組が必要です。

重点施策2 雇用・就労支援の強化

地域社会の一員として、一人ひとりの特性や能力に応じて、誰でも働くことができ、自立生活を保障するための雇用の場の確保を。

- 計画中の主な取組・成果
 - ・ 障がい者の就労支援にかかわる関係者の連絡会議や県自立支援協議会就労支援部会を通し、就労支援ネットワークの連携強化を図るとともに、障害者就業・生活支援センターを中心に、企業等で行う職場実習の場の拡大を図りました。
 - ・ 県内5か所の地方事務所（現：地域振興局）に配置された求人开拓員が、ハローワークや障害者職業センターなどの関係機関と連携し、求人开拓、企業とのマッチングにより就職先を確保してきました。
 - ・ 健康福祉部、産業労働部、農政部の3部連携による「障がい者の農業就労チャレンジ事業」を実施し、障がい者就労支援事業所における施設外就労の促進を図りました。

【達成目標】

数値目標	単位	基準値 H22年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
障がい者実雇用率 (各年度6月1日現在の民間企業の実雇用率)	%	1.82	2.02	2.10	96.2%
障がい者雇用率達成民間企業 (各年度6月1日現在の達成企業の割合)	%	57.0	60.2	70.0	86.0%
障がい者雇用率達成公的機関 (各年度6月1日現在の達成地方公共団体等の割合)	%	87.9	73.3	100.0	73.3%
福祉就労月額平均工賃 (対象；就労継続支援B型事業所)	円	12,290	15,246	22,000	69.3%
福祉施設から一般就労への移行者数	人	144	262	306	85.6%

- 今後の課題
 - ・ 法定雇用率未達成企業(50人以上規模：H29.6)の割合はまだ4割あり、障がい者就労の場も限られており、就労の場のさらなる拡大が必要です。
 - ・ 一般企業等での就労が直ちには難しい障がい者に働く場を提供する就労継続支援B型事業所における工賃水準の向上が、引き続き求められています。
 - ・ 現在、農業就労が注目されていますが、農業者のニーズ（作業時期や内容等）に的確に応えるとともに、多様な分野における就労の場の拡大が必要です。

重点施策3 地域生活の充実

住み慣れた地域での暮らしの場の確保や、相談支援体制の充実を図るとともに、専門性の高い福祉人材の確保・定着へ。

- 計画中の主な取組・成果
 - ・ 短期入所事業所（福祉型）やグループホームの整備・充実を図りました。
 - ・ 障害福祉サービス利用を希望する全ての障がい児・者に対して、サービス等利用計画が提供できる体制が整備されました。
 - ・ 各圏域において自立支援協議会を中心に地域生活支援拠点の整備を推進しました。

【達成目標】

数値目標	単位	基準値 H25年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
入所施設から地域生活への移行 (移行者数：H26からの累計)	人	/	169	312	54.2%
施設入所者の減少（H25年度入所者数2,479人からの減少数：H26からの累計）	人	2,479	93	155	60.0%
共同生活援助定員数 (定員数：累計)	人	2,529	2,841	2,975	95.5%
相談支援事業における計画相談支援 (利用者数)	人	1,594	3,320	3,421	97.0%
居宅介護従業者養成研修事業者の指定 (事業者数：累計)	者	13	20	20	100.0%

○ 今後の課題

- ・ 入所施設における地域生活移行の促進とその受け皿となるグループホームの整備や居宅サービスの充実が必要です。
- ・ 支援関係者（市町村、障がい者総合支援センター、相談支援事業所、入所施設等）間の情報共有、障がい福祉分野にとどまらない連携体制の構築が必要です。

重点施策4 人にやさしい福祉のまちづくり

情報保障などの合理的配慮により、社会的障壁のない社会へ。
東日本大震災や長野県北部地震で明らかになった課題等を踏まえ、より実践的な防災体制づくりへ。

○ 計画中の主な取組・成果

- ・ 手話通訳者や要約筆記者などの意思疎通支援者の養成によるコミュニケーション支援、情報保障の取組や、障害者差別解消法施行にともない、職員対応要領の策定や出前講座の実施等による「合理的配慮」の提供に関する周知・啓発を推進しました。
- ・ バリアフリー法の整備基準に県独自の整備基準の追加、法の適合義務の生じる対象施設の対象面積の引下げ及び障がい者等用駐車施設の適正利用の推進等を盛り込んだ「長野県福祉のまちづくり条例」の改正を行いました。
- ・ 市町村における災害時住民支え合いマップの策定や福祉避難所の指定の取組が推進されました。

【達成目標】

数値目標	単位	基準値 H22年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
手話通訳者の養成（名簿登載者数）	人	175	167	220	75.9%
要約筆記者の養成（名簿登載者数）	人	174	132	300	44.0%
視覚障がい者用付加装置信号機 （設置数：累計）	箇所	409	441	470	93.8%
市町村が策定する「要援護者避難支援計画」 （全体計画）への支援（策定市町村数：累計）	市町村	57	64	77	83.1%
災害時住民支え合いマップの策定 （取組市町村数：累計）	市町村	73	71	77	92.2%
福祉避難所の指定 （指定市町村数：累計）	市町村	39	73	77	94.8%

○ 今後の課題

- ・ 多様な障がい特性に応じた情報・コミュニケーション支援や災害時支援について検討・促進する必要があります。
- ・ いつでも、どこでも必要な時に「合理的配慮」が提供されるために、事業者や県民への普及啓発のための取組が必要です。

重点施策5 重度障害や多様な障害に対する支援

医療ケアをはじめ日常生活に多くの支援が必要な障害の重い方や、支援に新たな視点の必要な発達障害や高次脳機能障害などの人に対して、福祉、医療、教育等の分野やライフステージで途切れない支援体制の構築を。

○ 計画中の主な取組・成果

- ・ 一般の県民が、発達障がいの正しい知識を学ぶ「発達障がい者サポーター」の養成を推進しました。
- ・ LD（学習障がい）等通級指導教室の増設による多様な教育的ニーズに応じた教育の場と教育対応を提供できる体制の構築を図ってきました。
- ・ 県内4か所の高次脳機能障害支援拠点病院において、診断、リハビリテーション、就労支援及び家族支援等の取組を行いました。

【達成目標】

数値目標	単位	基準値 H25年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
短期入所事業所（医療型）事業所数	箇所	12	12	15	80.0%
重症心身障がい児者通所施設 （事業所数：累計）	箇所	11	15	20	75.0%
個別支援ノート等の情報共有手段を活用する市町村 （市町村数：累計）	市町村	10	38	77	49.4%
1歳6か月、3歳健診での発達障がい等早期発見項目の導入（導入済市町村数）	市町村	6	60	77	77.9%

○ 今後の課題

- ・ 医療的な支援が必要な重症心身障がい児（者）等に対応する医療型短期入所施設や、緊急時に対応できる受け入れ態勢の整備が必要です。
- ・ 精神障がい、難病、発達障がい、高次脳機能障害や強度行動障がいなど、多様な障がい特性に応じた支援の取組が必要です。

(2) 施策項目 ※数値目標 No1～No45、障害福祉計画①～⑭

I 地域生活の支援

① 数値目標（前計画）

No	数値目標	単位	基準値 H22年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
1	居宅介護従業者養成研修事業者の指定 （事業者数：累計）	者	13	20	20	100.0%
2	福祉大学校での介護福祉士の養成 （学科修了者数）	人	20	14	20	70.0%
3	福祉大学校での保育士の養成 （学科修了者数）	人	47	51	50	102.0%
4	福祉・介護従事者に対する研修実施 （研修受講者数）	人	7,708	8,847	7,800	113.4%

② 第4期障害福祉計画

No	数値目標	単位	基準値 H25年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
①	入所施設から地域生活への移行 (移行者数 H26 からの累計)	人		169	312	54.2%
②	施設入所者の減少 (H25 年度入所者数 2,479 人からの減少 数：H26 からの累計)	人	2,479	93	155	60.0%
③	短期入所事業所（福祉型）事業所数	箇所	106	122	132	92.4%
④	短期入所事業所（医療型）事業所数	箇所	12	12	15	80.0%
⑤	共同生活援助定員数（定員数）	人	2,529	2,841	2,975	95.5%
⑥	精神障がい者の入院後 3 か月時点の退 院率	%	62.6%	60.5	64.0	94.5%
⑦	精神障がい者の入院後 1 年時点の退 院率	%	90.4%	91.4	91.0	100.4%
⑧	入院期間が 1 年以上である長期在院患 者数	人	2,683	2,355	2,370	100.6%
⑨	相談支援事業における計画相談支援 (利用者数)	人	1,594	3,320	3,421	97.0%
⑩	相談支援事業における地域移行支援 (利用者数)	人	29	35	79	44.3%
⑪	相談支援事業における地域定着支援 (利用者数)	人	22	82	87	94.2%

注) ⑧は長期在院患者の減少を目標としているため、達成率は (B) / (A) で算出

II 社会参加の促進

① 数値目標（前計画）

No.	数値目標	単位	基準値 H22 年度等	H28 年度 実績(A)	H29 年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
5	障がい者実雇用率（各年度 6 月 1 日現 在の民間企業の実雇用率）	%	1.82	2.02	2.10	96.2%
6	障がい者雇用率達成民間企業（各年度 6 月 1 日現在の達成企業の割合）	%	57.0	60.2	70.0	86.0%
7	障がい者雇用率達成公的機関（各年度 6 月 1 日現在の達成地方公共団体等の 割合）	%	87.9	73.3	100.0	73.3%
8	無料職業紹介事業による就職者数 (就職者数)	人	120 H19~22	286	240	119.2%
9	福祉就労月額平均工賃 (対象；就労継続支援 B 型事業所)	円	12,290	15,246	22,000	69.3%
10	障がい者の就農取組事業所数 (事業所数：累計)	箇所	39	109	50	218.0%
11	福祉有償運送運営協議会の設置 (設置市町村数：累積)	市町 村	63	63	77	81.8%
12	福祉移送サービス提供事業者 (登録事業者数：累計)	者	方法検討	92	拡大	—
13	身体障害者補助犬の広報・啓発	—	方法検討	充実	充実	—

No.	数値目標	単位	基準値 H22年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
14	身体障害者補助犬給付(給付頭数:累計)	頭	89	106	110	96.4%
15	手話通訳者の養成(名簿登載者数)	人	175	167	220	75.9%
16	要約筆記者の養成(名簿登載者数)	人	174	132	300	44.0%
17	障がい者スポーツ指導員の養成 (登録者数:累計)	人	542	554	650	85.2%

② 第4期障害福祉計画

No.	数値目標	単位	基準値 H25年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
⑫	福祉施設から一般就労への移行者数	人	144	262	306	85.6%
⑬	就労移行支援事業の利用者数	人	540	470	783	60%
⑭	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合(単年度)	人	28.1%	38.1%	52.0%	73.3%

Ⅲ 権利擁護の推進

No.	数値目標	単位	基準値 H22年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
18	成年後見支援センターの設置 (市町村等による設置数:累計)	箇所	3	12	10	120.0%
19	ボランティアコーディネーターの養成 (研修修了者数)	人	120	123	—	—

Ⅳ 安全で暮らしやすい地域づくり

No.	数値目標	単位	基準値 H22年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
20	市町村が策定する「要援護者避難支援計画」(全体計画)への支援 (策定市町村数:累計)	市町村	57	64	77	83.1%
21	災害時住民支え合いマップの策定 (取組市町村数:累計)	市町村	73	71	77	92.2%
22	土砂災害特別警戒区域内の要援護者施設対策事業(着手市町村数:累計)	市町村	6	54	55	98.2%
23	土砂災害特別警戒区域等の指定 (指定数:累計)	施設	14,568	26,950	28,000	96.3%
24	福祉避難所の指定 (指定市町村数:累計)	市町村	39	73	77	94.8%
25	防災拠点となる公共施設等の耐震化(多数の者が利用する建築物)(耐震化割合) ※1 5年毎の調査を基に推計するため、中間年での算出は困難	市町村	85	89.7 (H27)	※1	—
26	都市計画区域マスタープラン見直し区域	区域	1	39	39	100.0%
27	低床バスの普及 (低床バスの導入台数)	台	155	297	225	132.0%

No.	数値目標	単位	基準値 H22年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
28	視覚障がい者用付加装置信号機 (設置数：累計)	箇所	409	441	470	93.8%
29	音響式歩行者誘導装置信号機 (設置数：累計)	箇所	143	328	230	142.6%
30	高齢者等感応化信号機 (設置数：累計)	箇所	109	115	131	87.8%
31	歩行者等支援情報通信システム (設置数：累計)	箇所	4	10	11	90.9%
32	歩車分離式信号機 (設置数：累計)	箇所	181	407	350	116.3%
33	幅の広い歩道設置[車いす使用者同士の すれ違いが可能な歩道] (県管理道路の整備延長)	Km	606	668	678	98.5%
34	電線類の無電柱化 (県管理道路の整備延長)	Km	34.6	39.0	36.0	108.3%
35	歩道の段差切下げ (県管理道路の整備延長)	箇所	1,445	1,861	1,805	103.1%
36	視覚障がい者誘導ブロックの敷設 (県管理道路の整備延長)	Km	15.0	24.6	16.8	146.4%
37	住宅改良促進事業の実施 (補助事業の 実施市町村数(中核市を除く))	市町村	53	23	76	30.3%
38	バリアフリー県営住宅への建替	—	2,324	2,409	3,024	79.7%

V 切れ目のないサービス基盤の整備

No.	数値目標	単位	基準値 H22年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
39	重症心身障がい児者通所施設 (事業所数：累計)	箇所	11	15	20	75.0%
40	発達障がい者に関する普及啓発(発達障 がい者サポーター養成講座の受講者数： 累計)	人	—	8,160	10,000	81.6%
41	個別支援ノート等の情報共有手段を活 用する市町村(市町村数：累計)	市町村	10	38	77	49.4%
42	高次脳機能障害支援事業での相談 (支援拠点機関における相談受付件数)	件	2,082	3,231	2,500	129.2%
43	妊娠11週以下での妊娠の届出 (届出の割合) ※2 平成30年3月末公表予定	%	92.1	※2	100	—
44	1歳6か月、3歳健診での発達障がい等 早期発見項目の導入(導入済市町村数)	市町村	6	60	77	77.9%
45	特別支援学校における障がい者にやさ しい施設整備	箇所	361	446	452	98.7%

第2章 計画の概要

1 基本理念

障がいのある人もない人も地域社会の一員として、**学びを通じてお互いの理解を深め、自治の力を活かして支え合う、誰もが人格と個性を尊重され「居場所と出番」のある「共に生きる長野県」**を目指します。

2 基本的視点

(1) 共生社会の実現を目指して、全ての県民が理解を深め支え合う「心のバリアフリー」を推進

障がいの有無にかかわらず全ての人々が、相互に理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」を推進するとともに、障がいを理由とした不当な差別的取扱いや虐待を受けることがないように、障がい者の権利を擁護する取組を推進します。

(2) 誰もが、地域で安心して暮らせる自立生活への支援

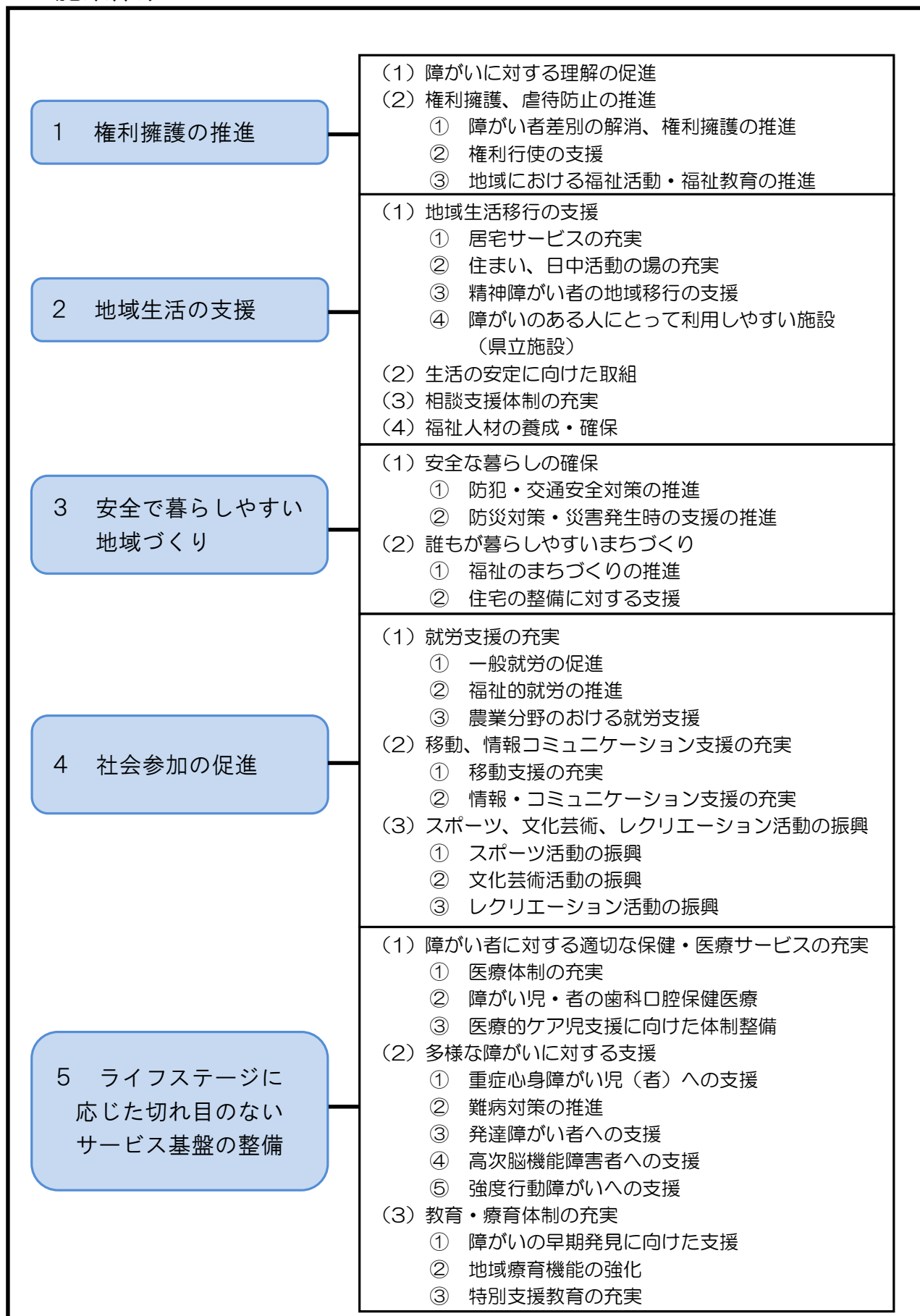
障がいの種別、軽重にかかわらず、自ら選んだ地域で、自分らしく安心して生活していけるように、必要なサービス基盤の整備を図るとともに、安全で暮らしやすいまちづくりを推進します。

また、障がいの内容やライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援ができる環境を整備するために、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関の連携を推進します。

(3) 生きがいのある、充実した生活を送ることができる社会づくりの推進

障がいのある人も就労やスポーツ、文化活動など、社会のあらゆる活動に主体的に参加し、その人らしく、生きがいのある、充実した人生を送ることができる社会づくりに取り組みます。

3 施策体系



第3章 重点的に取り組む施策

計画の基本理念及び基本的視点に沿って施策を展開していくなかで、第1章で述べた障がいのある人の現状や障がい者施策の状況、前計画の成果や課題を踏まえ、特に重点的に取り組む施策について、次の柱を立てて推進していきます。

重点施策1

障がいへの理解と権利擁護の推進

共生社会の実現を目指して、全ての県民が障がいに対する理解を深め障がい者の権利を擁護する取組を推進します。

重点施策2

地域生活の充実

自ら選択し、安心して暮らせるための地域生活の充実を図るため、必要なサービス基盤の整備等の取組を推進します。

重点施策3

社会参加の促進

生きがいのある充実した生活を送るため、障がいのある人の就労、スポーツ、文化芸術活動等、社会参加の促進を図ります。

重点施策4

多様な障がいに対する支援の充実

重症心身障がい、難病、発達障がい、高次脳機能障害、強度行動障がい等の障がい特性に応じた支援の充実を図ります。

また、発達障がい等、配慮を必要とする児童・生徒に対して、多様な教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります。

重点施策1

障がいへの理解と権利擁護の推進

共生社会の実現を目指して、全ての県民が障がいに対する理解を深め障がい者の権利を擁護する取組を推進します。

現状と課題

- 平成28年7月、神奈川県相模原市の障害者支援施設に施設の元職員である男が侵入し入所者等を刃物で刺し、多数の方が死傷する事件が発生しました。
この事件について障害者白書（平成29年版）では、「障害者への一方的かつ身勝手な偏見や差別意識が背景になって引き起こされたものと考えられる。こうした偏見や意識を社会から払拭し、一人一人の命の重さは障害のあるなしによって変わることはない、という当たり前の価値観を社会全体で共有することが何よりも重要である（「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止対策チーム」報告書より）。また、今回の事件発生を受け、共生社会の実現とそのため国民の理解促進の重要性が改めて認識されたものと考えられる。」として、共生社会の実現に向けた様々な啓発等の取組を粘り強く着実に展開していくことが求められています。
- 我が国は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めた、「障害者の権利に関する条約」を平成26年1月に批准しました。
この障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備の一環として、障害者基本法が改正され、障害者権利条約が採用する「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられ、また、障害者差別解消法等も制定されました。
- その一方で、障がいのある方に対する差別事案や、虐待事案の発生も後を絶たないことから、障がい者差別の解消の推進や障がい者虐待防止等、障がい者の権利擁護の取組を推進する必要があります。

施策の展開・方向性

- 啓発・広報の実践
障がいのある人へちょっとした配慮、手助けを実践する「信州あいサポート運動」※にあわせて、障がいのある人などが必要な配慮を求める「ヘルプマーク」※の普及に取り組むことにより、より効果的な啓発と運動の推進を図ります。
- 障がいに対する理解を深める研修会の実践
 - ・ 県民誰もが、多様な障がいの特性を理解し、障がいのある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」となるための研修や、手話やろう者に対する理解を促進するための講座を開催します。

- ・ 精神障がい当事者が講師となり自らの体験を語る、高校生を対象にした「心のバリアフリー事業」や地域の精神保健福祉活動の中心となる方々を対象にした「地域ケア事業」等により、精神障がいのある人への理解の促進を図ります。
 - ・ 発達障がいのある人が、周囲から理解され、安心して日常生活を営むことができるよう、県民が発達障がいに関する基礎知識を学ぶ「発達障がい者サポーター養成講座」の開催を引き続き推進します。
- **障がいのある人とない人との交流機会の拡大**
- ・ スポーツの実施や応援、文化芸術の鑑賞、フォーラムの開催など、様々な機会を通じて、障がいのある人とない人との交流機会の拡大を図り、障がいに対する理解の促進を図ります。
 - ・ 小・中学校及び高等学校における福祉関係施設への訪問等を通して、交流機会の拡大を図ります。
- **障がいを理由とする差別解消の推進**
- ・ 障がいを理由とした差別の解消の推進に向けて、実行性のある研修等の取組や紛争解決の方法等についても検討・研究していきます。
- **障がい者虐待防止対策の推進**
- ・ 虐待防止及び発生時に対応するためのスキルアップを目指して、国が実施する研修会へ県職員を派遣するとともに、研修修了者が講師となって市町村等の職員に対する伝達研修を実施します。
- **成年後見制度の利用促進**
- ・ 判断能力の不十分な障がい者が財産管理等の援助を受け、地域で自立した生活が営めるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。

達成目標等

目標項目	単位	現状 2016年度	目標 2023年度
あいサポーター研修受講者数	人	45,088	127,000
成年後見制度申立件数 ※数値は暦年	件	633 (2016年)	913 (2023年)

【用語解説】

※信州あいサポート運動：誰もが、多様な障がいの特性、障がいのある人への必要な配慮、障がいの有無にかかわらず共に生きる社会のあり方などを理解して、障がいのある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がいのある人が暮らしやすい地域社会（共生社会）をつくる取組。鳥取県が平成 21 年 11 月に開始し、本県は平成 25 年 9 月からスタート。現在、本県を含む 8 県 4 市 5 町で実施。（平成 29 年 11 月現在）

※ヘルプマーク：義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としている人が、周囲に知らせる事ができるマークとして、平成 24 年に東京都が作成し配布を開始したもの。

重点施策2

地域生活の充実

自ら選択し、安心して暮らせるための地域生活の充実を図るため、必要なサービス基盤の整備等の取組を推進します。

現状と課題

- 医療機関や入所施設からの地域生活への移行が進むにつれ、居宅介護や短期入所など、居宅サービスの利用が増加傾向にあります。必要な時に利用者やその家族等のニーズに沿った形で提供されるよう体制づくりを進める必要があります。

地域生活移行の受け皿となるグループホームの利用者数の推移を見ると、地域生活への移行が着実に進んでいることが見受けられます。

グループホームの利用者数

—	平成21年	平成28年
全国	約4万8千人	約10万2千人
県内	1,420人	2,442人

※全国：各年3月 平成29年版 障害者白書（内閣府）※県内：各年4月1日（障がい者支援課調べ）

- 障がいのある人のニーズの多様化などにより、障がい者総合支援センターにおける相談支援件数は年々増加し内容も複雑化しています。

今後は、多様な障がいや高齢の障がいのある人に対応できる専門性の高い従事者の育成を図るとともに、相談支援の質の向上を図る必要があります。

障害福祉サービスを利用する65歳以上の高齢者数

—	平成22年5月	平成27年3月
全国	約5万3千人	約11万7千人

※平成29年版 障害者白書（内閣府）

施策の展開・方向性

- 短期入所事業所の整備促進
 - ・ 障がいのある人を在宅で支える家族にとって、レスパイトケア[※]等を行う短期入所サービスは重要であり、身近な地域で利用できるよう、事業所の拡充を図ります。
- サービス提供体制の整備
 - ・ 圏域で不足しているサービスについて、十分なサービス量が確保できるよう事業所の指定を行うとともに、サービス提供基盤の整備について計画的に支援します。
 - ・ 自立生活援助サービスなどにより、地域で自立した生活を送ることができるよう支援体制の整備を図ります。
- サービスの質の向上
 - ・ 障害福祉サービスの内容等を公表する情報公表制度により、利用者がサービスを選択する際の参考とするとともに、事業者のサービスの質の向上を図ります。

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障がい保健福祉圏域ごとに設置する保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を強化します。
- 計画相談・障がい児相談の質の向上
 - ・ 障がい者（児）本人や家族が希望する生活を実現させるために、状況の変化等に応じたニーズを把握し、サービス利用に関する再調整等を行うモニタリングを、障害福祉サービスを利用するすべての人に対し、定期的・継続的に実施します。
- 相談支援専門員の養成と資質向上
 - ・ 国の相談支援従事者研修の受講者を中心に、実践力の高い人材を養成するための研修を実施し、相談支援専門員の資質向上と人材の確保を図ります。
- 地域移行・地域定着支援の強化
 - ・ 市町村及び相談支援事業所等地域の支援関係者と連携して、体験の機会・場の利用等により、施設や病院に長期入所（入院）している障がいのある人の地域生活移行を進めます。
 - ・ 地域定着支援や定期的な巡回訪問等を行う自立生活援助を活用し、緊急時支援が必要な障がいのある人の情報を事前に把握して地域の支援関係者が共有することにより、地域生活の継続のための支援を強化します。
 - ・ 地域における相談支援の拠点となる「基幹相談支援センター」の設置促進を図ります。
- 地域生活支援拠点の体制の充実・強化
 - ・ 地域生活支援拠点の効果的かつ持続可能な運営のため、県自立支援協議会等を活用した、地域の現状や課題等の把握・共有・好事例の紹介などにより、市町村（圏域）の取組を支援します。

達成目標等

目標項目	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
施設入所者の地域生活移行者数 (2017~2020 年度)	人	169	276 (2020 年度)
短期入所サービスを行う事業所	箇所	134	191 (2020 年度)
計画相談支援・障害児相談支援 (モニタリングの実施)	回/年	2.78	4
グループホームの定員数	人	2,841	3,310 (2020 年度)
地域生活支援拠点等の整備	圏域 (地域)	2	10 以上 (2020 年度)

【用語解説】

※レスパイトケア：障がいのある人等を在宅でケアしている家族等を癒すため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス

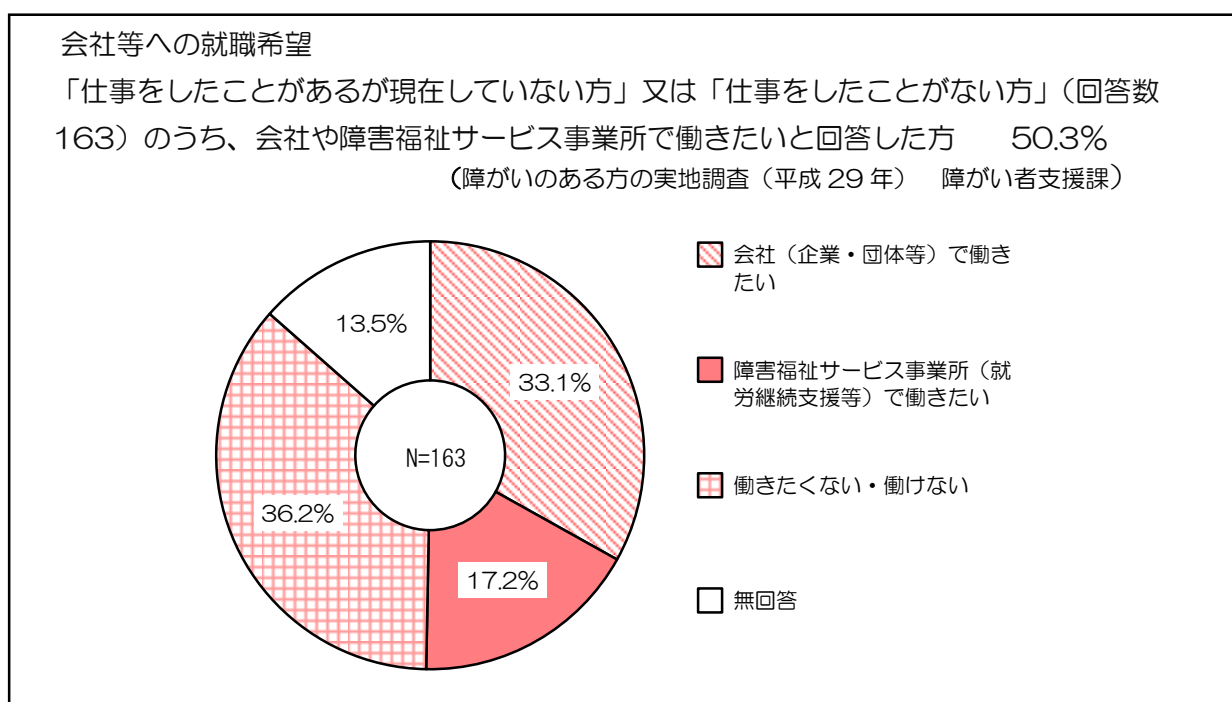
重点施策3

社会参加の促進

障がいのある人の社会参加の促進を図り、生きがいのある充実した生活の実現を目指します。

現状と課題

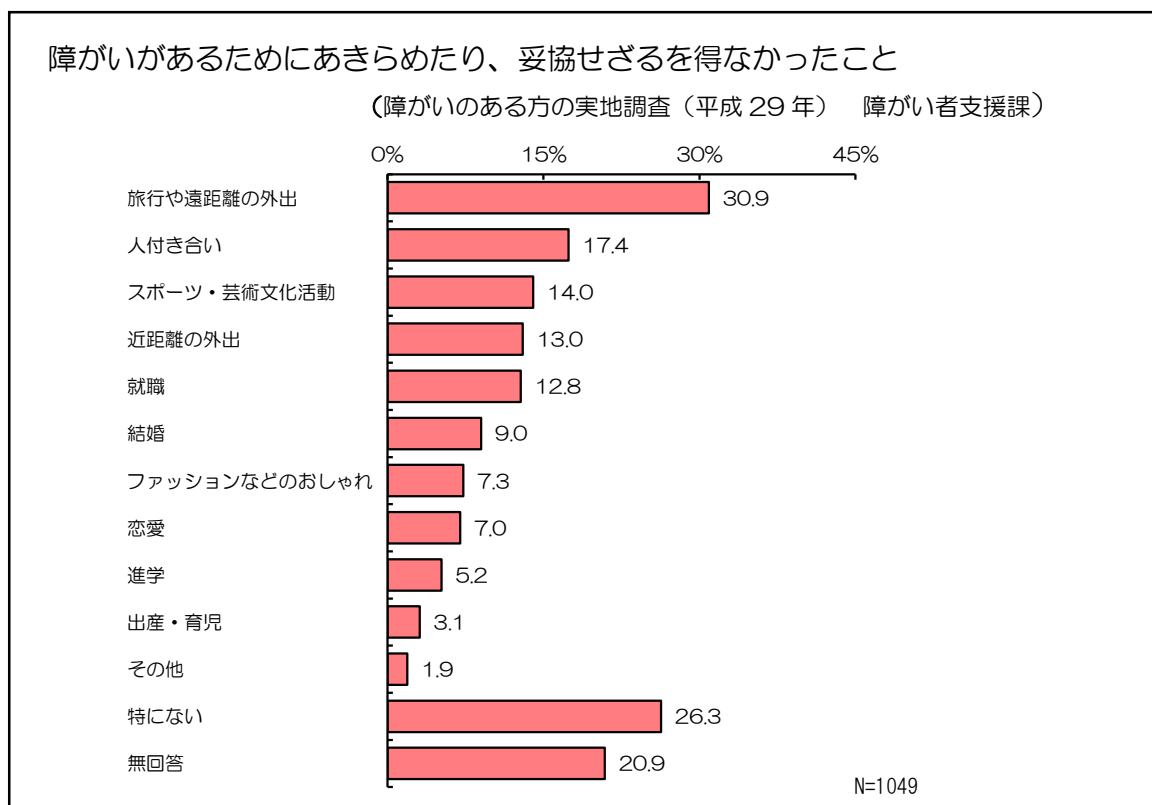
- 障がいのある人の就労意欲が高まっている中で、障がいのある人の就労を通じた社会参加を実現し、地域社会で自立していきいきと暮らせるよう、障がい者雇用対策の充実を図る必要があります。



- 障がいのある人が自立して生活し、積極的に社会参加するためには、障がいのある人に対して必要な外出支援を行うとともに、まち全体を障がいのある人にとって利用しやすいものとへ変えていくことが重要です。
情報通信の活用によるメリットを十分に享受するためには、障がいのある人を含め誰もが自由に情報の発信やアクセスができる社会をつくる必要があります。
- 障がいのある人（成人）の週1回以上のスポーツ・レクリエーション実施率は、平成27年度のスポーツ庁委託調査によると19.2%（成人全般の実施率は40.4%：平成27年度内閣府調査）にとどまっており、地域における障がい者スポーツの一層の普及促進に取り組む必要があります。

- 障がいのある人による芸術活動の紹介や作品展が開催されるなど、障がいのある人の活動の場や機会が広がってきています。

障がいのある人が活躍できる場の拡大を図ると同時に、企画展の実施や展示の方法の工夫などにより、障がいのある人も文化芸術に触れる機会を拡大する必要があります。



施策の展開・方向性

(1) 就労支援の充実

○ 相談支援体制の充実

- 10 圏域に各 1 か所ずつ設置する「障害者就業・生活支援センター」に配置した就業支援ワーカーをはじめ、求人開拓員、障がい者職業訓練コーディネーターや市町村の相談窓口、特別支援学校、ハローワーク、長野障害者職業センターなど関係機関との連携強化を図り、就労を希望するすべての障がいのある人に対する、就労に関する相談支援体制の充実を図ります。

○ 一般企業への就労拡大

- より多くの企業が法定雇用率を達成できるように、ハローワークや就労支援機関などと連携し、雇用促進の啓発などを行います。
- 県の障がい者民間活用委託訓練事業や国の援助制度（トライアル雇用制度・ジョブコーチによる支援等）の周知・普及を行い、雇用拡大につなげます。

- ・ 障がいのある人の就業・生活面の一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センターによる個別支援を強化し、就労促進及び就労後の職場定着を図ります。
- ・ 企業等での職場実習の場を拡大し、適切な助言指導の下で実習を行うことにより、障がいのある人の就労を促進するとともに、企業側の雇用促進を図ります。
- ・ 特別支援学校において、一般企業への就労を希望する生徒の進路実現と、企業側の障がいのある人の理解や受け入れに向けた取組を促進するために、就労コーディネーターによる企業への働きかけとマッチング支援、特別支援学校技能検定の実施、協力企業登録制度の実施等を総合的に推進します。

○ 工賃アップに向けた事業所間・企業等との連携の推進

- ・ 就労継続支援 B 型事業所等単独では受注が難しい大量の作業等の複数の事業所による共同受注や、共同販売会の開催など、事業所間の連携の促進と協力体制づくりを支援します。
- ・ 工賃アップのためのアドバイス、企業等からの受注、販路の開拓などにより事業所等の取組を支援します。

○ 農業等他分野との連携

- ・ 平成 26 年度から実施している「農業就労チャレンジ事業」に加え、事業を展開するにあたっては、福祉分野にとどまらず、農業、林業等他分野との連携・交流を図ります。

○ 農福連携で障がい者就労の推進

- ・ 引き続き、農業就労チャレンジ事業を実施し、自ら農業を行う事業所等への支援を強化します。
- ・ 農業関係者に対し、労働力として活用することについての意識啓発を図るとともに、ハローワーク等の関係機関や求人開拓員などと連携し、就農への取組を進めます。
- ・ 全国的組織の「農福連携全国都道府県ネットワーク」や「全国農福連携推進協議会」の活動に参加し、他の自治体や関係団体等と施策の調査・研究に取り組み、就労の場の拡大や農産物の販路拡大等を一層進めます。
- ・ 農業分野での障がいのある人の就労には様々な形態があることや、農家にとって労働力不足の解消に繋がることなどを農業者や市町村、JA 等へ広く周知し、地域全体で障がいのある人の就農を支援していく取組を進めます。

(2) 情報コミュニケーション支援の充実

○ 障がい特性に応じた情報の提供

- ・ 障がい特性に応じた情報提供のため、情報通信機器の活用などの環境整備、意思疎通支援を行うための支援者等の養成や資質向上の取組を行います。

- **意思疎通支援者の養成**
 - ・ 情報保障の確保のため、引き続き手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員などの養成・研修を行うとともに、資質の向上に努めます。
 - **点訳・朗読奉仕者の養成**
 - ・ 点訳、朗読に必要な技術等の習得支援を行い、これらに従事する奉仕員を養成します。
 - **失語症者向け意思疎通支援の推進**
 - ・ 失語症者の意思疎通を支援するため、意思疎通支援者の養成を行います。
 - **情報提供体制の整備**
 - ・ 県のホームページについて、アクセシビリティの向上も含め、障がい者や高齢者にもより使いやすくするため、改訂を進めます。
 - ・ 外出時などにおいて必要なバリアフリー情報が得られるよう、「バリアフリーマップ」（仮称）の作成について関係団体と連携を図りながら取り組みます。
- (3) **スポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の振興**
- **スポーツに親しむ機会の確保と地域における障がい者スポーツの定着**
 - ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック、2027年第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会のムーブメントを活用し、地域で行う障がい者スポーツ体験会等により、障がい者スポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。
 - ・ 障がいのある人がその程度に応じて楽しめるスポーツが普及し、それぞれに応じたスポーツを楽しめるよう、障がい者スポーツ指導員の養成や総合型地域スポーツクラブ等への障がい者スポーツの知識と理解の普及を進めます。
 - **文化芸術活動の振興**
 - ・ 信濃美術館の整備に障がいのある人の視点を取り入れる等、障がいのある人もない人も、誰もが日常的に文化芸術に親しめる環境づくりを目指します。
 - ・ 県障がい者福祉センターを中心に、障がい者文化芸術祭及び障がい者文化芸能発表会を開催するなど、文化芸術活動の発表の場及び鑑賞機会を提供します。
 - ・ 障がいのある人等が芸術に親しみ、自らも楽しむことができるよう、専門家を派遣する等の事業展開を目指します。
 - **レクリエーション活動の振興等**
 - ・ ユニバーサルツーリズムツアーや観光施設、ホテル旅館等のバリアフリー情報の提供を図ります。

達成目標等

目標項目	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
障がい者実雇用率	%	2.02	2.30 以上
福祉就労強化（月額平均工賃の向上）	円	15,246	21,000
就労継続支援事業所等に対する農業分野における就労支援	農業に取り組む事業所	109	140
手話の理解度調査	%	7.4	10.0
障がいのある人のスポーツ参加促進 （障がいのある人が参加するプログラムを行っている総合型地域スポーツクラブ）	%	13.2	50.0

重点施策4

多様な障がいに対する支援の充実

重症心身障がい、難病、発達障がい、高次脳機能障害、強度行動障がい等の障がい特性に応じた支援の充実を図ります。

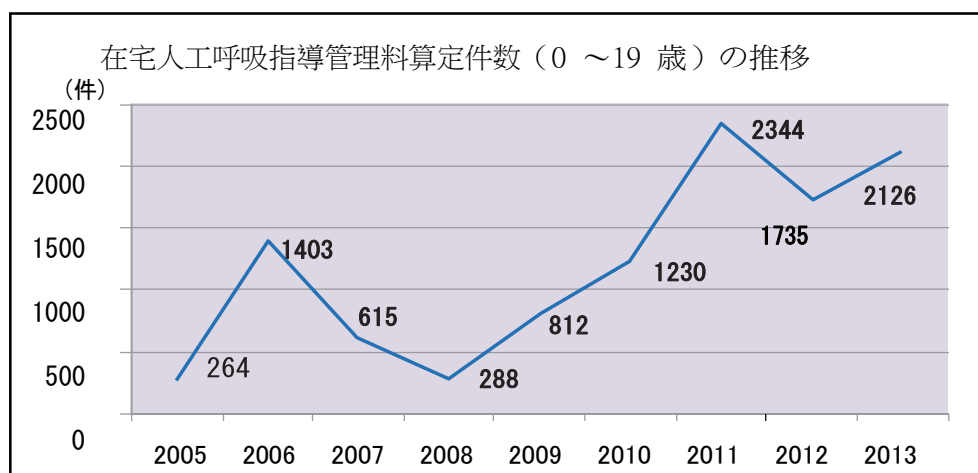
また、発達障がい等、配慮を必要とする児童・生徒に対して、多様な教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります。

現状と課題

- 障がい者支援については、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた、障がいのある人の個別的な状況を考慮して行う必要があります。

(1) 医療的ケア児

医療技術の進歩等を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障がい児（重症心身障がい児のうち医療的ケアが必要な障がい児を含む）が増加していると言われており、県内においてもその実態把握に努める必要があります。



出典：社会医療診療行為別調査

(2) 重症心身障がい児（者）

医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）等が利用できる、医療機関等が設置する医療型短期入所事業所は、平成29年12月1日現在で県内に14箇所と限られているほか、そのほとんどが本体施設の空床を利用する形態であるため、緊急時の対応が困難な場合があります。

また、医療的ケアを必要とする在宅の障がい児（者）が、地域で安心して暮らしていくためには、医療的ケアに対応できる障害児通所支援事業所や生活介護事業所などの日中活動の場の充実が必要です。

(3) 難病患者等

障害者総合支援法が施行された平成 25 年度より、障害福祉サービス等の給付対象となる障がいのある人等について、従来の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に加え、難病患者等も含まれることとされました。(障害者総合支援法の対象となる疾病 358 H29.4.1 現在)

本県では、指定難病の患者に対する助成のほか、特定疾患治療研究事業、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業、長野県特定疾病医療費助成事業、遷延性意識障害者医療費給付事業等を実施しています。

(4) 発達障がい

厚生労働科学研究によると、未診断例を含めた発達障がいの支援ニーズは小学 1 年生で少なくとも 10%程度は存在するとされています。^{*1}また、発達障がいの特性があり障害福祉サービスを必要とする人は人口の 0.9%から 1.6%と推計されています。^{*2}

本県では、「発達障害者支援のあり方検討会」報告書(平成 24 年 1 月)に示された中長期的な対応の方向性を踏まえ、発達障がいの早期発見・早期支援、ライフステージを通じた切れ目のない一貫した支援体制の整備、発達障がい者支援センターによる療育相談、人材育成、普及啓発などに取り組んでいます。

※1 「発達障害児とその家族に対する地域特性に応じた継続的な支援の実践と評価」
(研究代表者 本田秀夫)

※2 「1 歳からの広汎性発達障害の出現とその発達の变化：地域ベースの横断的および縦断的研究」(研究代表者 神尾陽子)

(5) 高次脳機能障害

高次脳機能障害の症状は個人によって多様な現れ方をするため、家庭や社会における障がいへの理解が難しい場合もあることから、高次脳機能障害者及びその支援者に対する支援体制を整備していく必要があります。

意思疎通が困難な者に対する支援方法としては、手話通訳や要約筆記等がある一方、失語症者に対する意思疎通については、未だに家族以外の第三者による支援が広がっていない状況にあります。

(6) 強度行動障がい

強度行動障がいは、自らの身体を傷つけたり、食べられないものを口に入れるなどの自傷行為や他人への噛みつき、頭突き、器物損壊などの他害行為などが非常に多い頻度で出現するため、家族だけでは対応することが困難な場合があり、医療、保健、福祉、教育などによる連携や協力が必要になります。

本県では、福祉施設において、強度行動障がいのある人に適切な支援を行うことができるよう、平成 26 年度から、施設職員を対象とした人材育成研修を実施していますが、強度行動障がいのある人を受け入れ、適切に支援するために必要な人員配置を行うには、施設に支払われる報酬の額が十分ではないという課題があります。

(7) 教育・療育体制の充実

市町村において早期アセスメントの導入が進んでおり、早期アセスメントを保育や教育に活かし、集団の中での育ちにつなげる取組が求められています。

また、早期からの支援を「個別の教育支援計画」等に反映し、ライフステージごとに一貫した支援が受けられるよう、医療・福祉・教育・労働等の関係機関が連携していく必要があります。

小・中・高等学校においても、発達障がい等があり支援が必要な児童生徒が増加しており、通常の学級における発達障がいにかかわる支援力の向上や、多様性を認め合える集団づくりの力量を高めることが求められています。

施策の展開・方向性

(1) 医療的ケア児に対する支援体制の整備

- ・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の連携体制の構築に向けて取り組みます。
- ・ 医療的ケア児に対する総合的な支援をサポートするコーディネーター及び支援者を養成していきます。

(2) 重症心身障がい児（者）に対する療育・生活支援

- ・ 在宅で介護する家族の負担を軽減するため、自立支援協議会や医療的ケア児支援のための協議の場などと連携し、医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）が利用できる医療型短期入所事業所の拡充を図ります。
- ・ 医療的ケアに対応できる障害児通所支援事業所や生活介護事業所などの整備を計画的に行います。

(3) 難病対策の推進

- ・ 難病相談支援センターでは、引き続き相談窓口を設置し、療養上の悩みや患者会支援、就労相談等、機能の充実化を図ります。保健福祉事務所においては、医療・福祉関係者や患者・家族等を含めた「難病対策地域協議会」を設置するとともに、家庭訪問、難病相談会、地域の支援者の交流、研修会を実施します。
- ・ 市町村と連携し、障害者総合支援法に基づき、必要な障害福祉サービスについて利用推進を図ります。

(4) 発達障がい者への切れ目のない一貫した支援の充実

- ・ 発達障がい者サポーターの更なる増加を図り、発達障がいのある人の身近に理解者が寄り添う社会を目指すとともに、市町村へ個別支援ノートの活用を呼びかけることにより、支援関係者間の情報共有・引継体制を強化し、発達障がいのある人が個々の特性に合った支援を受けられるよう取り組みます。
- ・ 発達障がい者支援対策協議会の体制を充実させ、各ライフステージで発達障がいの発見と支援が切れ目なく行われるよう、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連分野の連携強化を図ります。

(5) 高次脳機能障害者への支援

- ・ 県内4か所にある高次脳機能障害支援拠点病院において、障がい者総合支援センターや障害福祉サービス事業所等と連携し、当事者やその家族への相談支援を行います。
また、支援拠点病院を中心に、県民や医療従事者に対し研修会を開催し、高次脳機能障害への理解を促進します。
- ・ 失語症者の意思疎通を支援するため、意思疎通支援者の養成を行います。

(6) 強度行動障がいへの支援

- 強度行動障がいに適切に対応できる人材の育成
 - ・ 強度行動障がいのある人に適切なサービスが提供されるよう、福祉施設職員を対象とした研修等により、強度行動障がいに関する専門的な知識や支援技術等を有する人材の育成を行います。
- 強度行動障がいのある人の受け入れ先の拡充
 - ・ 強度行動障がいのある人を福祉施設において受け入れるためには、研修等により専門的な知識を持った職員を育成し、配置するとともに、障がい特性に対応した、強化ガラスや壊れにくい材料を使用した施設整備などが必要となることから、国へ財政支援の拡充や制度改正の提案を行うなど、受け入れに必要な体制整備を行っていきます。
- 医療的側面からの支援
 - ・ 強度行動障がいのある人が、緊急時等に適切な医療が受けられるよう精神医療体制を充実していきます。

(7) 特別支援教育の充実

- 小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実
 - ・ 発達障がい等配慮を要する児童生徒が安心して学べる授業づくりの促進や、必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備を進めます。
 - ・ 発達障がい等配慮を要する児童生徒の教育的ニーズに応じて、関係職員が連携し学校全体がチームで支援していける体制づくりを推進し、「学校解決力」の向上を図ります。
- 特別支援学校における障がいの重度・重複化、多様化への対応
 - ・ 特別支援学校に在籍するすべての児童生徒の自立活動の充実を図り、地域の小・中・高等学校への支援にも活かすため、自立活動担当教員等の拡充を進めます。
 - ・ 多様な教育的ニーズにこたえていくために、療法士や心理士等の外部専門家を活用したより高い専門性の確保に努めます。

○ 地域における連携支援体制の充実

- ・ 圏域ごとの自立支援協議会や特別支援教育コーディネーター連絡会等における連携を強化し、医療・保健・福祉・労働・教育等関係機関の協働によるライフステージに応じた支援体制の充実を図ります。
- ・ 乳幼児から進路先まで一貫した支援の充実に向け、「個別の教育支援計画」「個別の教育指導計画」等の支援情報を、ライフステージ間で確実に接続できる体制づくりを進めます。

達成目標等

目標項目	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
医療型短期入所事業所	箇所	12	15 (2020 年度)
難病患者・家族への相談支援	件	3,337	現在の水準を維持
発達障がい者に関する理解の普及啓発 (サポーター養成講座の受講者)	人	8,160	22,000
個別支援ノート等の情報共有手段を活用する市町村	市町村	38	77
高次脳機能障害支援普及事業相談件数	人	3,231	3,500
強度行動障がい支援者養成研修	人	367	1,417

第4章 分野別施策の方向

個別の施策については、次の5つの分野に分けて、体系的に推進していきます。

1 権利擁護の推進

- (1) 障がいに対する理解の促進
- (2) 権利擁護、虐待防止の推進

2 地域生活の支援

- (1) 地域生活移行の支援
- (2) 生活の安定に向けた取組
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) 福祉人材の養成・確保
- (5) 地域生活支援拠点等の整備・充実

3 安全で暮らしやすい地域づくり

- (1) 安全な暮らしの確保
- (2) 誰もが暮らしやすいまちづくり

4 社会参加の促進

- (1) 就労支援の充実
- (2) 移動、情報コミュニケーション支援の充実
- (3) スポーツ、芸術文化、レクリエーション活動の振興

5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実

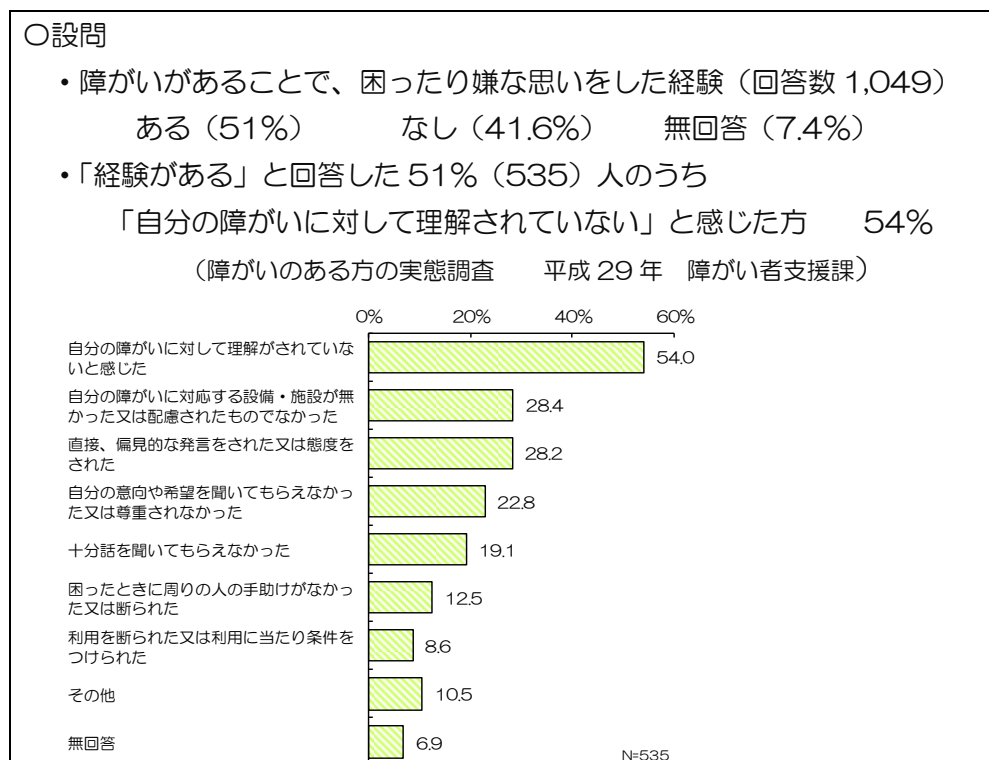
- (1) 障がい者に対する適切な保健・医療サービスの充実
- (2) 多様な障がいに対する支援
- (3) 教育・療育体制の充実

1 権利擁護の推進

(1) 障がいに対する理解の促進

現状と課題

- 我が国では、平成 26 年 1 月、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めた、「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」）を批准しました。
- 従来の障がいのとらえ方は、「心身の機能の障がいのみに起因する」とする、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでしたが、この障害者権利条約では、「障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする」といわゆる「社会モデル」の考え方が貫かれています。
- 「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、共に支え合う「共生社会」を実現するためには、社会モデルの考え方を前提として、様々な心身の障がいを正しく理解し、必要かつ合理的な配慮を考え、社会の仕組みを変えていくことが大切です。



施策の展開・方向性

○ 啓発・広報の実践

- ・ 障害者雇用支援月間や精神保健福祉普及運動などにおいて、障がいのある人等に対する理解を図るための啓発活動を行います。
特に、「人権について考える強調月間」（7月）や「障害者週間」及び「人権週間」（12月）においては、障がい者の「完全参加と平等」の実現に向けた啓発・広報活動を重点的に実施します。
- ・ 障がいのある人へのちょっとした配慮、手助けを実践する「信州あいサポート運動」にあわせて、障がいのある人などが必要な配慮を求める「ヘルプマーク」の普及に取り組むことにより、より効果的な啓発と運動の一層の推進を図ります。
- ・ 障がいのある人への配慮や支援が適切に行われるよう、ヘルプマークやほじょ犬マーク等の障がいや障がいのある人に配慮したマークの普及啓発を図ります。
- ・ 県人権啓発センターにおいて、企画展、人権啓発パネル巡回展や、DVDの貸出等による啓発活動を実施します。

○ 障がいに対する理解を深める研修会の実践

- ・ 県民誰もが、多様な障がいの特性を理解し、障がいのある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」となるための研修や、手話やろう者に対する理解を促進するための講座を実施します。
- ・ 精神障がい当事者が講師となり自らの体験を語る、高校生を対象にした「心のバリアフリー事業」や地域の精神保健福祉活動の中心となる方々を対象にした「地域ケア事業」等により、精神障がいのある人への理解の促進を図ります。
- ・ 発達障がいのある人が、周囲から理解され、安心して日常生活を営むことができるよう、県民が発達障がいに関する基礎知識を学ぶ「発達障がい者サポーター養成講座」の開催を引き続き推進します。
- ・ 障がいのある児童生徒への理解、共生社会の実現についての理解を深めるため、児童生徒、幼保小中高の職員、PTA、地域公民館活動等を対象に各種研修による理解啓発を推進します。

○ 障がいのある人とない人との交流機会の拡大

- ・ スポーツの実施や応援、文化芸術の鑑賞、フォーラムの開催など、様々な機会を通じて、障がいのある人とない人との交流機会の拡大を図り、障がいに対する理解の促進を図ります。
- ・ 小・中学校及び高等学校における福祉関係施設への訪問等を通して、交流機会の拡大を図ります。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
信州あいサポート運動推進事業	あいサポーター研修受講者数	人	45,088	127,000

(2) 権利擁護、虐待防止の推進

① 障がい者差別の解消、権利擁護の推進

現状・課題

- 障害者権利条約が国連総会で採択された翌年、平成 19 年 9 月に我が国では障害者権利条約に署名しました。一方、条約の批准に先立ち国に法の整備を進めるべきとの関係者の意見を踏まえ、障害者基本法の改正（平成 23 年）、障害者自立支援法の改正（平成 24 年）、障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法（平成 25 年）など様々な国内法の整備が進められてきました。
- 障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者差別解消の推進を目的として「障害者差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 4 月に施行されました。
 県では、法の施行にあわせて、障がいのある人や事業者等から相談に応じる窓口を設置し対応するとともに、法の周知啓発に取り組んでいます。
- 障がい者の尊厳を守り自立と社会参加を推進するため、虐待を禁止し、虐待を発見した人に通報義務を定めるとともに、行政機関や関係者に虐待の予防や早期発見等の取組を求める「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成 24 年 10 月に施行されました。
 県では、法の施行にあわせて「長野県障がい者権利擁護（虐待防止）センター」を開設、「障がい者虐待防止推進員」を配置し、関係機関、民間団体等と連携し、市町村とともに虐待の防止や早期発見、虐待発生後の適切な支援に取り組んでいます。

障がい者虐待の状況（注）

年 度	県・市町村が受理した相談・通報等件数（うち虐待が認められた件数）	全国の相談・通報等の件数（うち虐待が認められた件数）
平成 26 年度	112 件（52 件）	6,868 件（2,341 件）
平成 27 年度	114 件（36 件）	7,458 件（2,523 件）
平成 28 年度	159 件（41 件）	7,466 件（2,520 件）

注：当該件数は、擁護者による虐待、障害者福祉施設従事者による虐待、使用者による虐待。なお、そのうち、私用者による虐待については事業所数で計上。

（障がい者支援課調べ）

施策の展開・方向性

- 障がいを理由とする差別解消の推進
 - ・ 障がいのある人からの相談に対応する「障がい者差別解消推進員」を配置するとともに、「合理的配慮」などの周知を図り、県民や民間事業の理解を得ながら、障がい者差別の解消の取組を推進します。
 - ・ 障害者差別解消支援地域協議会（長野県障害者虐待防止・差別解消連携会議）を活用し、関係機関・団体との連携のもと、虐待防止・差別解消の推進に取り組みます。
 - ・ 障がいを理由とした差別の解消の推進に向けて、実行性のある研修等の取組や紛争解決の方法等についても検討・研究していきます。

- 障がい者虐待防止対策の推進
 - ・ 県内全ての市町村において設置されている、障がい者虐待に係る通報等の窓口となる「市町村障がい者虐待防止センター」と連携を図りながら虐待防止や早期発見、早期対応に努めます。
 - ・ 市町村に対する助言や、障害者福祉施設従事者等に対する研修会及び出前講座を実施し、障がい者虐待の防止等に努めます。
 - ・ 虐待防止及び発生時に対応するためのスキルアップを目指して、国が実施する研修会へ職員を派遣するとともに、研修修了者が講師となって市町村等の職員や障害者福祉施設従事者等に対する伝達研修を実施します。

- 福祉施設利用者の権利擁護の推進
 - ・ 各施設が設けている苦情解決の仕組みについて、施設利用者にとって公平・公正で透明性が確保されたものであり、解決に向け迅速な対応が行われるとともに、施設内での情報の共有化が図られるなど、適正に運用されるよう支援します。
 - ・ 全ての施設において、利用者の身体拘束や虐待等を防止する仕組みを確立し、施設利用者の人権が保障されるよう、実地指導*や集団指導*等により事業者に対する指導を実施します。
 - ・ 利用者等の生命・身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合には、監査による勧告や命令により、厳正に対処します。

- 権利擁護のための相談・支援体制の充実
 - ・ 福祉サービスに関する苦情解決体制の普及・啓発を進めるとともに、苦情の解決を適切に図るため、福祉サービス運営適正化委員会の機能充実に努めます。
 - ・ 日常生活自立支援事業を実施する長野県社会福祉協議会に対して引き続き必要な支援を行い、事業が適切に実施されるよう努めます。
 - ・ 障がい等により福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等矯正施設出所予定者の社会復帰を支援し、再犯防止につながる体制づくりを図ります。

【用語解説】

※**実地指導**：施設に出向き、障害福祉サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求内容等について、関係書類の閲覧や関係者との面談方式で行う指導。

※**集団指導**：障害福祉サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について、講習方式で行う指導。

② 権利行使の推進

現状と課題

- 障がいのある人の地域生活移行が進む中で、判断能力が十分でない知的障がいのある人等には、福祉サービスの利用をはじめとする契約手続きの援助等、自立した生活を送るための支援が必要です。

また、経済的虐待による金銭搾取や悪質商法による被害が後を絶たず、成年後見制度による支援の必要性が増しています。

しかし、成年後見制度については、制度が複雑であることなどから理解が不十分であったり、市民後見人の不足等の理由から、制度が十分に利用されていない状況にあります。

- 権利行使の支援（選挙関係）

重要な基本的人権である選挙権について、その行使に支障がないよう投票所のバリアフリー化等の改善に向けた支援を行っていますが、候補者の政見等を知る機会の確保等、対応策の充実が求められています。

施策の展開・方向性

- 成年後見制度の利用促進

- ・ 判断能力が不十分な障がいのある人が財産管理等の援助を受け、地域で自立した生活が営めるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。
- ・ 市町村が講ずる、成年後見制度利用支援のための体制整備と中核機関等の設置や、成年後見制度市町村計画の策定を支援します。

- 権利行使の支援（選挙関係）

障がいのある人や高齢者が投票を行うために必要な支援を行います。

- ・ 障がいのある人や高齢者の投票機会を幅広く確保するため、投票所までの巡回・送迎バスの運行などの移動支援や、投票所における車いす使用者等への介添え、スロープの設置、点字器の備え付けなどの措置を支援します。
- ・ 聴覚障がいのある人が、候補者等の政見等を知る機会を確保するため、政見放送への字幕の導入や手話通訳を拡大するよう、国へ要望します。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016年	目標 2023年
成年後見制度申立件数 ※数値は暦年	成年後見制度の利用促進を支援し、成年後見制度申立件数の増加を目指す。	件	633	913

③ 地域における福祉活動・福祉教育の推進

現状と課題

○ 障がいのある人が地域において自立した生活をするためには、民生委員など身近で相談できる窓口が必要です。

一方、公的なサービスだけでは対応できない制度の狭間にある生活課題や災害時における問題等の解決のため、ボランティアや市民活動への期待が高まってきており、多様な形態のボランティア活動への支援が必要となってきました。

施策の展開・方向性

○ 民生委員・児童委員による相談支援の推進

- ・ 民生委員・児童委員活動における必要な知識について研修を行い、資質の向上を図ります。

○ ボランティア・NPO活動の推進

- ・ 県や市町村の社会福祉協議会を中心としたボランティアセンターの活動を支援するとともに、ボランティアの資質向上及びボランティア・市民活動団体のネットワーク化等を図り、障がいのある人を支えるボランティア活動を支援します。
- ・ 地域福祉の課題解決につながる、NPO・企業・行政等の多様な主体による協働を支援します。

○ 福祉教育の推進

- ・ 次世代のボランティア活動の担い手を育てるため、地域福祉推進の基盤となる福祉教育の普及・啓発を支援します。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016年度	目標 2023年度
ボランティア活動リーダーの養成	障がいのある人を支えるボランティア活動を支援するボランティアリーダーの養成	人	287	2,300 (2016~2023)

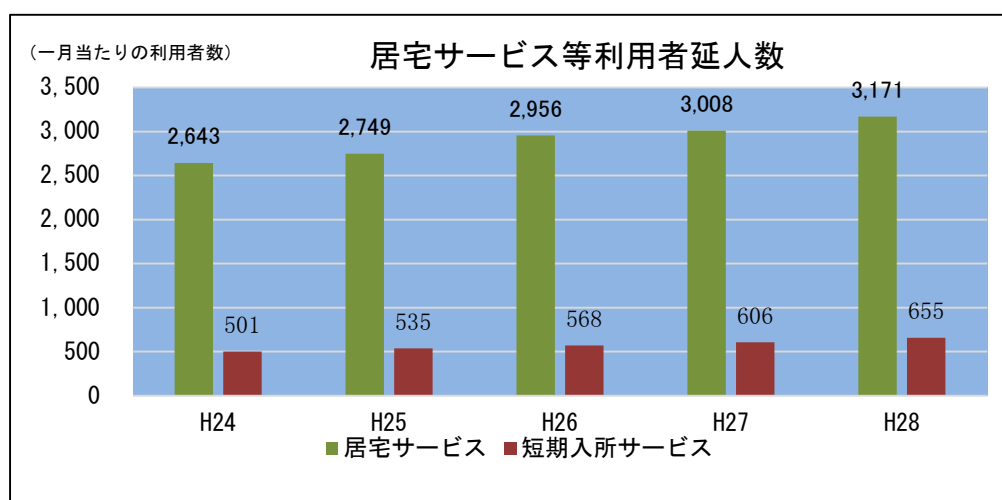
2 地域生活の支援

(1) 地域生活移行の支援

① 居宅サービスの充実

現状と課題

- 医療機関や入所施設からの地域生活への移行が進むにつれ、居宅介護や短期入所など、居宅サービスの利用が増加傾向にあります。
- 今後の居宅サービスが利用者やその家族等のニーズに沿った形で提供されるよう、必要な時に必要なサービスが受けられる体制づくりを進める必要があります。
- 障がいのある人の高齢化が進み、高齢の障がいのある人のための支援として、地域共生社会の理念に沿った取組が求められています。



※居宅サービス:居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援

(障がい者支援課調べ)

施策の展開・方向性

- 短期入所事業所の整備促進
障がいのある人を在宅で支える家族にとって、レスパイトケア等を行う短期入所サービスは重要であり、身近な地域で利用できるよう、事業所の拡充を図ります。
- 市町村が支援する事業への支援
必要なサービスが実施できるよう国に十分な予算の確保を要望するとともに、市町村がより充実した事業を行えるよう、他自治体の取組状況などの情報提供を行います。

- 高齢の障がいのある人のための支援の充実

高齢の障がいのある人に対する支援は、介護保険制度によるサービス提供が基本となりますが、介護保険と障がい福祉両制度に位置付けられる共生型サービスの実施など、高齢の障がいのある人のニーズに応じたサービスが提供できる包括的な支援体制づくりに向けて、市町村等関係機関と連携して取り組みます。

高齢者の総合相談、虐待の早期発見・防止などの権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援などの機能を担う地域包括支援センターの人材育成を支援します。
- 障がい者用福祉機器への支援
 - ・ 県工業技術総合センターにおいて、障がい者用福祉機器の開発を支援します。
 - ・ 県立総合リハビリテーションセンターにおいて、義肢装具の製作、修理及び相談を行い、日常生活動作の向上を支援します。
- タイムケア事業(レスパイトケア)の実施
 - ・ 日中一時支援事業の利用状況及び障害者総合支援法の見直し状況などを踏まえ、現場のニーズを検証した上で、適切に実施します。

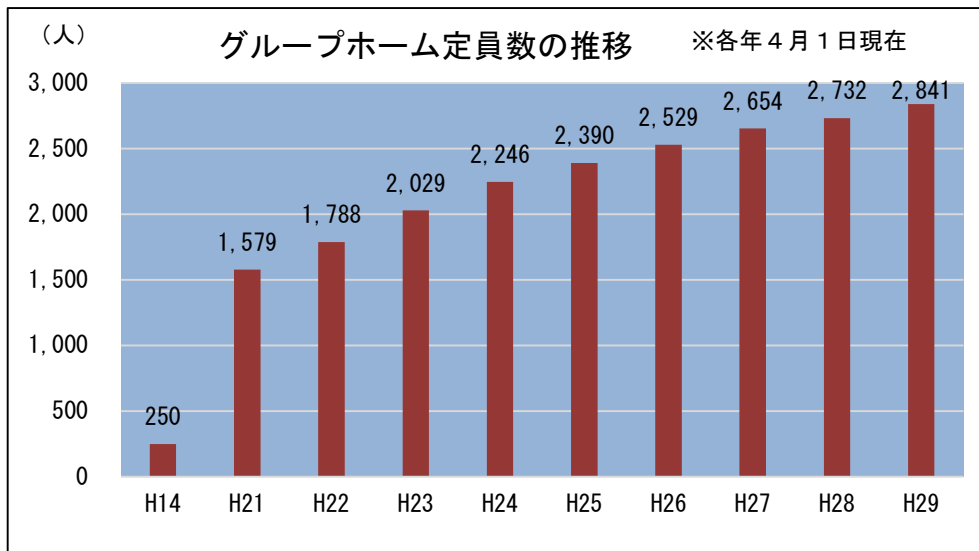
達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2020 年度
地域生活移行	障害者支援施設から地域生活への移行	人	169	276
短期入所サービス	短期入所サービスを行う事業所	箇所	134	191

② 住まい、日中活動の場の充実

現状と課題

- 地域で自立した生活を送るためには、生活の場となるグループホーム、日中活動の場となる生活介護サービスや就労支援サービスなどの生活基盤の充実が必要です。
- 地域で生活する障がいのある人が、安心して生活できるよう、地域生活支援体制を整備する必要があります。
- 障害福祉サービス事業所は着実に増加していますが、一人ひとりの障がい特性に応じた適切なサービスが提供されるよう、指導監査等により事業者に適正な運営を求めていく必要があります。



(障がい者支援課調べ)

施策の展開・方向性

- サービス提供体制の整備
 - ・ 圏域で不足しているサービスについて、十分なサービス量が確保できるよう事業所の指定を行うとともに、サービス提供基盤の整備について計画的に支援します。
 - ・ 自立生活援助サービスなどにより、地域で自立した生活を送ることができる体制の整備を図ります。

- サービスの質の向上
 - ・ 障がい者が希望する生活の実現や、生活の質を向上させるための課題等を的確に把握し、一人ひとりに合った個別支援計画が作成されるよう支援します。
 - ・ 障害福祉サービス等を提供する事業者に対して、施設等の運営管理や利用者へのサービスの提供が適切に行われるよう、集団指導及び実地指導を行います。
 - ・ 各施設が、利用者に対する満足度調査や第三者による評価等を通じ、日常業務の再点検やサービスの質の向上を図ることができるよう支援します。
 - ・ 不正・不当な行為や著しい基準違反の疑いのある施設等に対しては、迅速かつ重点的に監査を実施し、特に悪質な案件については、指定の取消や効力停止等により厳正に対処します。
 - ・ 市町村が行う指導監査が効果的・効率的に実施できるよう、実施方法の助言や合同での実地指導の実施などの支援を行います。
 - ・ 障害福祉サービスの内容等を公表する、情報公表制度により、利用者がサービスを選択する際の参考とするとともに、事業者のサービスの質の向上を図ります。

- 県営住宅のグループホームへの活用
 - ・ 地域の実情を踏まえながら、県営住宅のグループホームへの活用を図ります。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2020 年度
グループホーム	グループホームの定員数	人	2,841	3,310
自立生活援助サービス	自立生活援助サービスを行う事業所	箇所	—	14

③ 精神障がい者の地域移行の支援

現状と課題

- 県内の精神科病院に入院している精神障がい者数は、減少傾向にありますが、そのうちの約 6 割にあたる人が、1 年を超えて入院しています。
- 精神障がいのある人が地域で生活するために、市町村や精神科病院、関係機関等が連携して、地域生活支援体制を充実させることが必要です。

施策の展開・方向性

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障がい保健福祉圏域ごとに設置する保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を強化します。
- 精神障がい者の地域移行・地域定着の支援
 - ・ 障がい保健福祉圏域の精神障がい者地域移行関係職員や保健、医療、福祉、介護などの関係機関と連携し、精神障がいのある人の地域移行・地域定着の支援を推進します。
 - ・ 支援関係者に対する研修を、精神保健福祉センター及び各圏域で開催します。
- 障がい者支え合い活動の支援
 - ・ 地域で暮らす当事者支援員が、地域移行に自信や意欲の持てない精神障がいのある人の相談支援、普及啓発活動を支援します。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容		単位	現状 2014 年度	目標 2020 年度
精神障がい者の地域移行支援	精神病床への 1 年以上入院患者数	65 歳以上	人	1,504	1,282
		65 歳未満	人	1,119	818
	退院率	入院後 3 か月時点	%	67	69 以上
		入院後 6 か月時点	%	83	84 以上
		入院後 1 年時点	%	91	91 以上

④ 障がいのある人にとって利用しやすい施設（県立施設の役割）

現状と課題

- 障がいのある人を支援する県立施設として、信濃学園*、総合リハビリテーションセンター*、西駒郷*、障がい者福祉センター*、聴覚障がい者情報センター*を設置しています。
- 障がいのある人を取り巻く課題や環境の変化に対応して、県立施設に求められるニーズに応えるとともに、障がいのある人にとって利用しやすい県立施設を目指す必要があります。

施策の展開・方向性

- 障がいのある人の視点に沿った整備・運営
 - ・ 信濃学園
県内唯一の知的障がい児の福祉型入所施設としてセーフティネットの機能を果たすとともに、利用者個々の障がい特性に即した専門的支援の充実に努めます。
 - ・ 総合リハビリテーションセンター
平成 28 年 3 月に提出された「総合リハビリテーションセンターの今後のあり方に関する報告書」をふまえ、諸課題の解決を図り、県民の医療・福祉・保健に資するための総合的リハビリテーションサービスの提供に努めます。
 - ・ 西駒郷
平成 29 年 3 月に提出された「西駒郷あり方検討会報告書」をふまえ、県内の実情やニーズに則した事業内容や施設整備等を検討するとともに、引き続き利用者の個別支援の向上に努めます。
 - ・ 障がい者福祉センター(サンアップル)
障がいのある人が身近な場所でスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、スポーツ指導員による個々の障がい特性に合った指導や文化芸術イベントの開催をする等、支援の充実に努めます。
 - ・ 聴覚障がい者情報センター
聴覚に障がいのある人であっても、取得できる情報量の差をより少なくするため、聴覚障がい者のニーズに合った情報の提供や伝わりやすい手段の充実に努めます。

【用語解説】

※信濃学園：障害児入所施設（旧知的障害児施設）（昭和 26 年 波田町（現松本市）に設置）

※総合リハビリテーションセンター：障害者支援施設、病院、補装具製作施設及び身体障害者更生相談所が一体となったリハビリテーションサービス提供施設（昭和 49 年 長野市に設置）

※西駒郷：障害者支援施設（旧知的障害者援護施設）（昭和 43 年 駒ヶ根市に設置）

※障がい者福祉センター：（通称サンアップル。障がい者のスポーツ及び文化芸術活動等を支援する中核施設（平成 10 年 長野市に設置）

※聴覚障がい者情報センター：聴覚障がい者用の録画物の製作及び提供等を行う施設（平成 10 年 長野市に設置）

(2) 生活の安定に向けた取組

経済的支援制度

現状と課題

- 障がいのある人の生活安定のため、特別児童扶養手当などの各種手当制度や、自動車税の減免制度など周知を図り、経済的な自立と社会参加を支援します。

施策の展開・方向性

- 各種手当制度等の周知
 - ・ 特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の各種手当及び心身障害者扶養共済制度について、県のホームページ等において、受給要件や手続きなど制度の概要について周知を行います。
- 重度障がい児（者）への医療費の助成
 - ・ 障がい児（者）の経済的負担を軽減し、必要な医療が受けられるよう、医療費の自己負担分への助成を行います。
- 通所通園等推進事業の実施
 - ・ 心身障がい児通園施設等への通所通園は、継続的な交通費の支出を伴うものであることから、児童及び付添人の通園に要する交通費を補助することにより、障がい児（者）の家庭の経済的負担を軽減します。
- 自動車税等の減免制度の周知
 - ・ 身体障がい者等が所有する自動車の自動車取得税及び自動車税の減免制度、申請期限等について、県のホームページや納税通知書に案内を同封するなど、幅広く周知を行います。
- 県営住宅入居での支援
 - ・ 県営住宅への入居について、入居収入基準の緩和、優先入居、単身入居の措置等により、安心して暮らせる居住の場の確保を図ります。
 - ・ 収入の状況に応じて家賃の減免を行います。

(3) 相談支援体制の充実

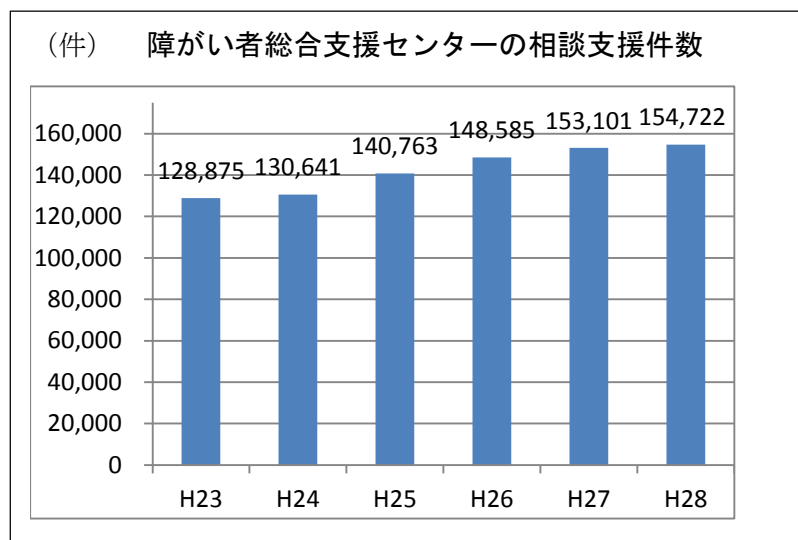
現状と課題

- 障がいのある人が地域で安心して暮らすため、身体・知的・精神の障がいのほか、発達障がいなどにも対応する「障がい者総合支援センター」を各圏域に設置し、市町村と県とが連携して総合的な支援体制を整備するとともに、地域で様々な支援を切れ目なく提供できる仕組み（地域生活支援拠点）の構築が圏域単位で進められてきました。

- 障がいのある人のニーズの多様化などにより、障がい者総合支援センターにおける相談支援件数は年々増加し内容も複雑化しています。

なお、「サービス等利用計画」の作成状況（進捗率）は、平成 28 年度末で 99.5 %とほぼすべての対象者への計画作成が達成されたことなどから、今後は、相談支援の質の向上が課題となっています。

- 自立支援協議会の活動等を通じて市町村や福祉分野にとどまらない様々な機関と連携し、障がいのある人を地域全体で支える仕組みづくりを進め、相談支援体制の充実・強化を図る必要があります。



(障がい者支援課調べ)

施策の展開・方向性

- 計画相談・障がい児相談の質の向上
 - ・ 障がい者（児）本人や家族が希望する生活を実現させるために、状況の変化等に応じたニーズを把握し、サービス利用に関する再調整等を行うモニタリングを、障害福祉サービスを利用するすべての人に対し、定期的・継続的に実施します。
- 地域移行・地域定着支援の強化
 - ・ 市町村及び相談支援事業所等地域の支援関係者と連携して、体験の機会・場の利用等により、施設や病院に長期入所（入院）している障がいのある人の地域生活移行を進めます。
 - ・ 地域定着支援や定期的な巡回訪問等を行う自立生活援助を活用し、緊急時支援が必要な障がいのある人の情報を事前に把握して地域の支援関係者が共有することにより、地域生活の継続のための支援を強化します。
 - ・ 地域における相談支援の拠点となる「基幹相談支援センター」の設置促進を図ります。
- 相談支援専門員の養成と資質向上
 - ・ 国の相談支援従事者研修の受講者を中心に、実践力の高い人材を養成するための研修を実施し、相談支援専門員の資質向上と人材の確保を図ります。

- ・ 相談支援について指導的役割を果たす「主任相談支援専門員」（仮）の基幹相談支援センター等への計画的な配置を目指します。
 - ・ 県自立支援協議会人材育成部会を中心に、各圏域における研修・人材育成のリーダーの養成を支援します。
- 県自立支援協議会の体制充実
- ・ 各地域自立支援協議会の代表者、連携機関、当事者団体等を構成員として、療育、人材育成などの専門部会や相談支援体制機能強化会議を設置し、地域自立支援協議会と連携しながら、地域の課題解決のための協議を行い、地域バックアップ体制を強化します。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
計画相談支援・障害児相談支援の質の向上	きめ細やかなモニタリングの実施	回/年	2.78	4
	相談支援専門員 1 人当たり担当件数が 35 件以上の者の割合	%	40	0
地域移行支援	地域移行支援利用者数	人	35	116 以上 (2020 年度)
地域定着支援	地域定着支援利用者数	人	82	404 以上 (2020 年度)
自立生活援助	自立生活援助利用者数	人	—	111 以上 (2020 年度)
相談支援事業	基幹相談支援センター設置数	箇所	4	圏域に 1 以上

(4) 福祉人材の養成・確保

現状と課題

- 質の高いサービスを提供するためには、人材の確保や従事者の意欲・能力を高めるための人材育成が重要なことから、福祉分野への就業を支援するとともに、事業者や従事者に対する体系的な研修機会を確保することが必要です。
- 多様な障がいに対応できる専門性の高い従事者の育成を図るとともに、障がいのある人の高齢化への対応も含めた人材の育成等が求められています。
- 個別支援計画の作成を通じた、サービス提供の要の位置にあるサービス管理責任者について、サービス供給量の増加に伴い、人材の養成を図っていく必要があります。
- 質の高い施設職員を確保し、その定着を図るため、職場環境の整備や処遇の改善等を行う必要があります。

施策の展開・方向性

- 有資格者の養成、従事者の確保
 - ・ 福祉大学校において質の高い介護福祉士等の養成を実施します。
 - ・ 福祉の職場を対象とした職場説明会や求職者と求人事業所との就職面接会の開催、求職者と求人事業所との橋渡しをするキャリア支援専門員の配置などにより、求職と求人のマッチングを推進します。
- 従事者に対する研修の充実・推進
 - ・ サービス提供プロセスの管理を行うとともに、サービスを提供する職員の指導等の役割を担うサービス管理責任者の養成研修等を実施し、必要な人材の養成を行います。
 - ・ 福祉サービスを支える人材の確保と質の向上を目指し、施設・事業所職員の段階と職務階層に合わせて受講できるように、長野県版「キャリアパス・モデル」※に対応した研修を実施します。
- 職場体験等
 - ・ 中学生、高校生や福祉に関心のある一般求職者等に対し、福祉の職場体験の機会を提供します。また、中学校、高等学校に福祉・介護の従事者等を派遣し、福祉の仕事のやりがいや仕事の内容を説明することにより、福祉の仕事に対する理解を深めます。
- 施設職員の処遇向上等
 - ・ 施設職員が安心して働き続けることができるよう、福祉・介護職員等処遇改善加算等により給与等の処遇改善を図るとともに、勤務条件や福利厚生の上昇など働きやすい職場環境の整備について助言等を行います。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
福祉大学校運営事業	介護福祉士の養成	人	14	20
	保育士の養成	人	51	50
社会福祉研修事業	福祉・介護従業者に対する研修の実施	人	8,847	9,200

【用語解説】

※長野県版「キャリアパス・モデル」：新任職員から上級管理者まで5段階の職層ごとに、求められる能力や、必要な資格・研修などを示したもの。

(5) 地域生活支援拠点等^{*}の整備・充実

現状と課題

- 地域生活支援拠点等の整備については、国が第4期障害福祉計画（平成27～29年度）基本指針において、「地域生活支援拠点を市町村または圏域に少なくとも一つ整備する」と示したことを受け、県及び市町村の第4期障害福祉計画においても、平成29年度末までに10の保健福祉圏域ごとに整備することを目標として体制整備が進められ、概ね目標どおり整備される見込みとなっています。
- 今後、障がいのある人の地域生活移行を進めるとともに、移行後の生活を継続させるためには、体験の場・機会の充実や緊急時に対応する体制の維持・運営が求められ、そのために、福祉・医療・行政等関係機関の連携の更なる強化、財源の安定的な確保、より高度・専門的な支援を要する人（医療的ケア児等）にも対応できる体制の機能強化などが課題となっています。

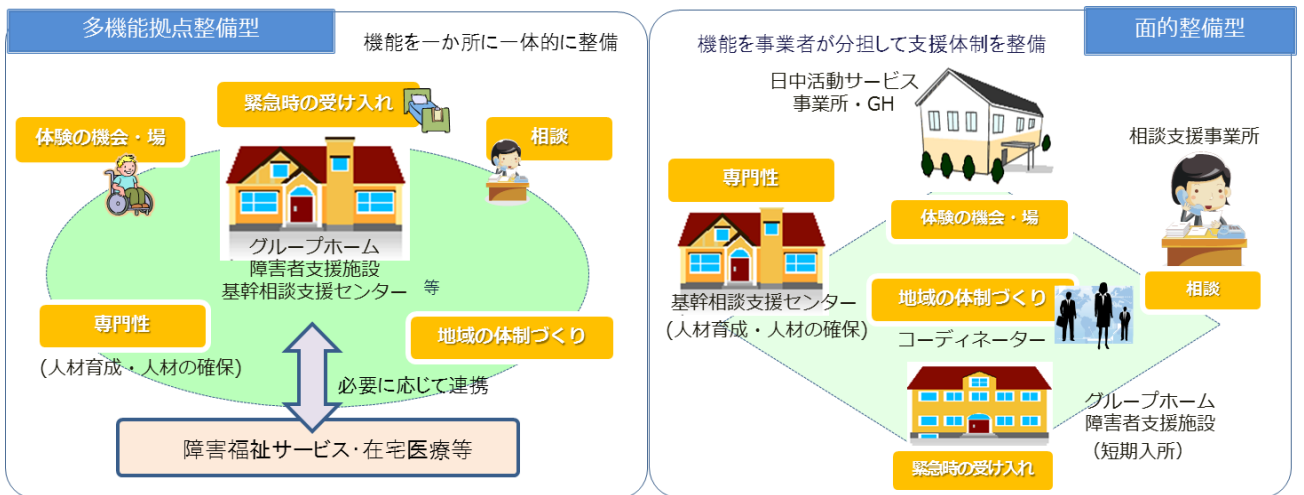
施策の展開・方向性

- 体制の機能の充実・強化
 - ・ 地域生活支援拠点の効果的かつ持続可能な運営のため、県自立支援協議会等を活用した、地域の現状や課題等の把握・共有、好事例の紹介などにより、市町村（圏域）の取組を支援します。
 - ・ 市町村（圏域）においては、必要な機能が適切に実施されているか、定期的に評価を行い、その取組情報の公表を通じて、地域の課題を把握することにより、体制の充実・強化を図る必要があります。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016年度	目標 2020年度
地域生活支援拠点等の整備	各圏域に整備し、機能の充実を図る	圏域 (地域)	2	10以上

地域生活支援拠点のイメージ



(厚生労働省資料)

【用語解説】

※地域生活支援拠点：障がいのある人の重度化、高齢化や「親亡き後」に備え、障がい児（者）が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供し地域全体で支える仕組み。必要な機能として、①相談 ②緊急時の受入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり の5つをすべて備えることとされているが、地域の実情により、どの機能をどの程度整備するかは、市町村（圏域）が判断する。

3 安全で暮らしやすい地域づくり

(1) 安全な暮らしの確保

① 防犯・交通安全対策の推進

現状と課題

- 障がいのある人を犯罪から守り、安全・安心なまちづくりを推進するため、広報啓発活動を充実するなど、保護対策を推進するとともに、障がいのある人を交通事故から守るため、障がいのある人に配慮した交通安全知識の普及・発信活動を推進する必要があります。

施策の展開・方向性

- 障がいのある人の保護対策の推進
 - ・ 自治体を始めとする関係機関・団体と連携を密にし、防犯に関する情報を迅速に共有できる体制づくりを構築します。
 - ・ 社会福祉施設職員等に対する防犯講習・訓練等を実施し、危機管理意識の向上を図ります。
 - ・ 社会福祉施設等における施設設備面の防犯対策について助言、指導を行います。
 - ・ 障がい者虐待を認知した際、市町村への速やかな通報や被害者の保護対策など、被害者の立場に立った的確な措置を講じます。
- 交通安全対策の推進
 - ・ 関係機関・団体と協力しながら、障がいのある人を始めとして、幼児から高齢者に至る全ての県民に対し、交通安全意識を高めるための交通安全教育を推進します。
 - ・ 関係機関や地域ボランティアとの協力により、障がいのある人に配慮した交通安全に関する広報啓発活動を積極的に推進します。
 - ・ 障がいのある人を始めとした交通弱者を交通事故から守るため、運転免許取得者及び運転免許更新者に対して、それぞれの機会に、適時適切な運転者教育を推進します。

② 防災対策・災害発生時の支援の推進

現状と課題

- 長野県は多くの活断層、急峻な地形、脆弱な地質を有し、災害が多発しています。災害時には、支援を必要とする障がいのある人に対して適切な対応を行い、安全・安心な暮らしを支援する必要があります。
- 障がいのある人に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれます。自ら避難することが困難で、避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）の中には、障がいのある人も多く、要配慮者保護のための防災対策の一層の充実が必要です。

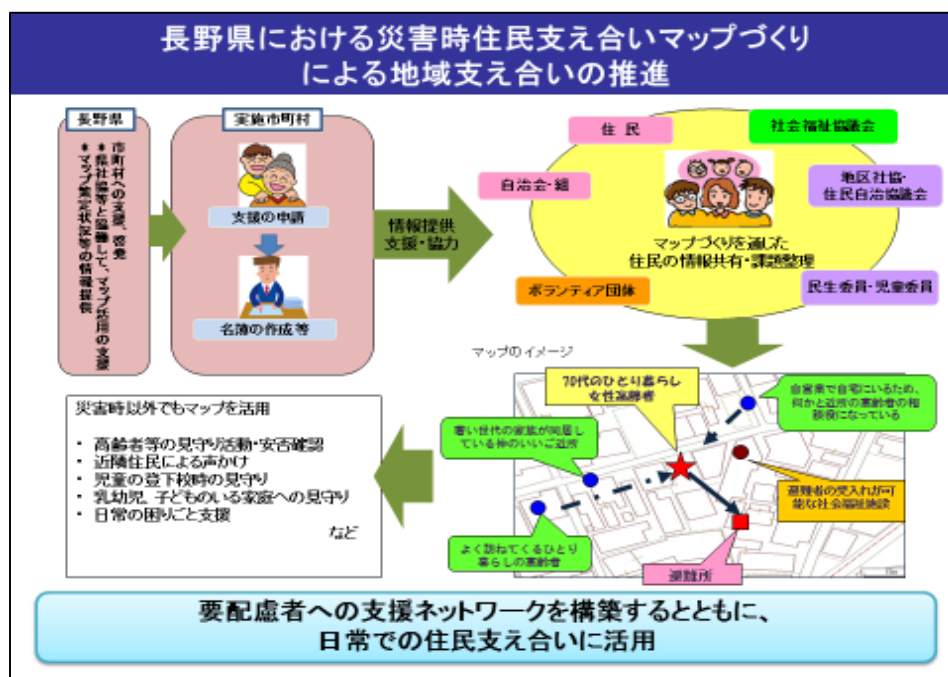
- 市町村が実施する災害時の情報伝達、避難誘導、避難所運営等においては、障がいのある人個々の具体的な状況を踏まえ、多様な関係機関とも協力しながら行われることが求められています。
- 災害時には、災害ボランティアの力が不可欠であり、迅速かつ的確に災害ボランティア活動が行われるような支援が必要となります。

施策の展開・方向性

- 避難行動要支援者名簿の策定支援
 - ・ 市町村が行う災害時における障がいのある人等の避難支援の計画について、平成 25 年の災害対策基本法改正に伴い、避難行動要支援者の避難支援を実施するための基礎となる名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が義務化されました。この名簿の充実化と、個々の状況を鑑みた「個別計画」の早期策定を要請し、必要に応じて助言を行います。
- 災害時住民支え合いマップ策定の推進
 - ・ 市町村が「長野県地域防災計画」に基づき作成する要配慮者の様態に配慮した避難支援計画を具体化する手法として、「災害時住民支え合いマップ」の策定を支援し、それを通じて、災害時だけでなく平常時における地域住民相互のつながりを深め、住民同士の支え合い活動・地域福祉活動を推進します。
- 要配慮者利用施設における防災対策の充実
 - ・ 福祉施設が、火災や地震など様々な災害に対応した非常災害対策マニュアルを整備するとともに、必要な訓練等を実施するよう指導します。
 - ・ 市町村の地域防災計画に定められた福祉施設において、浸水想定区域^{*}や土砂災害警戒区域^{*}など地域の実情に応じた利用者の避難確保計画を作成し、この計画に基づく避難訓練が実施されるよう支援します。
- 福祉避難所の運営体制の充実
 - ・ 災害が発生した際に、障がい者等の要配慮者の方を対象として市町村が開設する福祉避難所の運営体制の充実を図るため、実際の災害を想定した福祉避難所設置・運営訓練の実施を市町村へ要請し、必要に応じて助言を行います。
- 災害拠点となる施設等の充実
 - ・ 病院、社会福祉施設、学校等多数の者が利用する建築物の耐震化を推進し、安全性の向上を図ることで、県民の生命及び財産を守ります。
- 災害ボランティア活動の推進
 - ・ 災害時において迅速かつ効果的にボランティア活動が展開されるように、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等、センター運営全般のサポートを行う人材の養成を図ります。また、社会福祉法人、福祉職能団体等が参画する災害福祉広域支援ネットワークを構築し、災害時要配慮者を広域で支援する体制整備を支援します。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016年度	目標 2023年度
市町村の「避難行動要支援者名簿」策定への支援	市町村による「災害時における障がい者・高齢者等避難支援計画」の策定に対し、必要に応じて指導・助言を実施	市町村	64	77
災害時住民支え合いマップの策定	災害時住民支え合いマップ等の策定に取り組む市町村を支援	地区数	2,491	配慮者がいる全ての地区 (2025年度)
要配慮者利用施設を守る砂防事業	ハード対策の推進（土砂災害特別警戒区域内の要配慮者利用施設対策事業の事業完了施設数）	施設	24	55
福祉避難所の設置・運営訓練の実施	市町村による福祉避難所の設置・運営訓練の実施要請及び助言	市町村	9	77
多数の者が利用する施設	耐震化割合 ※「長野県耐震改修促進計画（第Ⅱ期）目標」	%	89.7 (2015)	95 ※



【用語解説】

※浸水想定区域：河川管理者である国または県が指定した、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。

※土砂災害警戒区域：県が指定した、土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

(2) 誰もが暮らしやすいまちづくり

① 福祉のまちづくりの推進

現状と課題

- 高齢者や障がいのある人等が身近な地域で買い物をしたり、食事に出かけることができるよう、駅舎や歩道など県民生活に密着した公共建築物や交通安全施設などに対するバリアフリー対策を積極的に推進する必要があります。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）の規定に基づき、公共交通事業者に対して旅客施設、車両等のバリアフリー化への対応がより推進されており、それらの事業者が行う施設等の整備への支援を一層充実していく必要があります。
- 平成 28 年度末までに全ての都市計画区域について、誰もが安心して暮らせるまちづくりの視点に立った都市計画区域マスタープランの第 1 回見直しを行いました。現在、都市計画の基となる都市計画基礎調査を進めており、この調査結果等を踏まえて第 2 回見直しにおいても誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進となる都市計画区域マスタープランとする必要があります。
- 障がいのある人などの意見を反映し、誰もが利用しやすい施設の整備が進むように「長野県福祉のまちづくり条例」を平成 27 年度に改正しました。

低床バスの普及台数(台)

	H23	H24	H25	H26	H27
車両総数	853	878	901	965	971
うち低床バス	192	200	223	249	284
普及率※(%)	28	30	33	37	41.0

※適用除外認定車両は除く

(国土交通省ホームページより)

駅舎のバリアフリー化 (乗降者数 3,000 人以上)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
整備数(駅)	16	16	16	17	18	20
率(%)	80	76	70	74	75	77

(交通政策課調べ)

施策の展開・方向性

- 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進
 - ・ 建築物のバリアフリー化を始めとする福祉のまちづくりを推進します。

- ・ 信州パーキング・パーミット制度^{*}については、制度協力区画を増やすため企業等への協力依頼活動等、普及・啓発を推進します。
- ・ 地域共生社会の実現を目指し、長野県地域福祉支援計画の策定を検討します。
- ・ 誰もが安心して暮らせるまちづくりの視点に立った都市計画区域マスタープランの見直しを行います。
- ・ 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、障がいのある人へのちょっとした配慮、手助けを実践する「信州あいサポート運動」を、あいサポート企業・団体と連携して推進します。また、外出時などにおいて必要なバリアフリー情報が得られるよう、「バリアフリーマップ」（仮称）の作成について関係団体と連携を図りながら取り組みます。

○ 交通バリアフリー化の推進

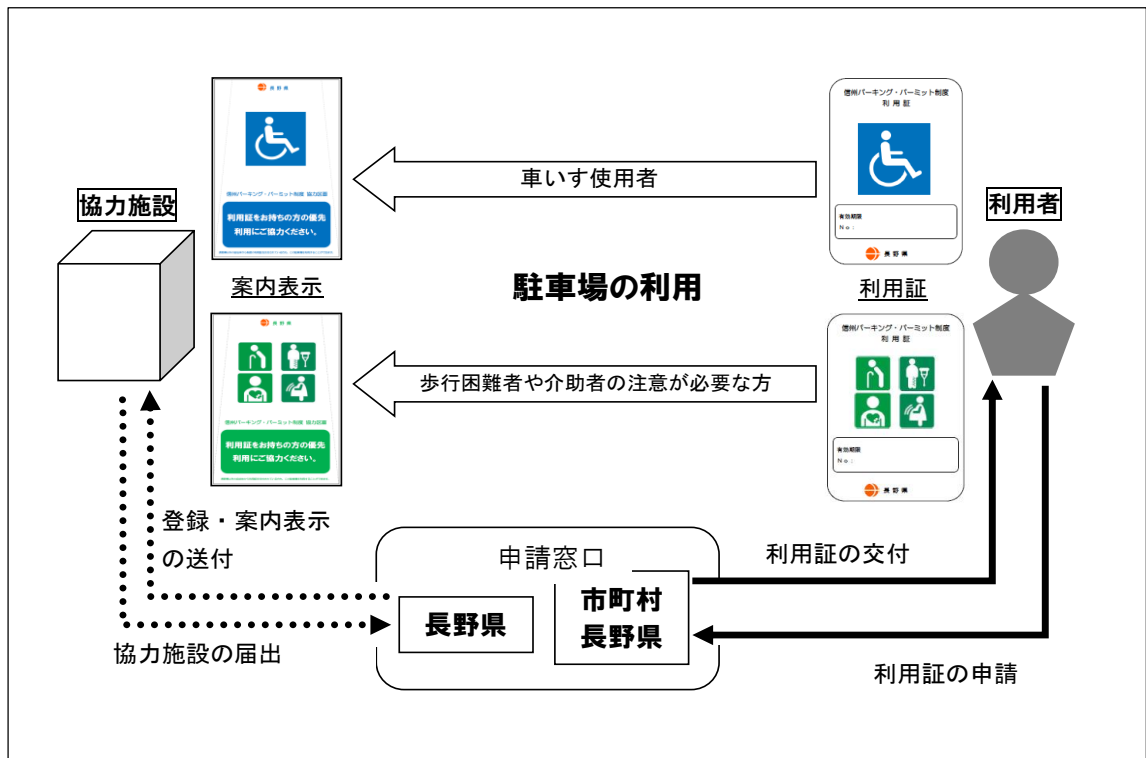
- ・ ユニバーサルデザインの考え方を基本に、鉄道駅のバリアフリー化の施設整備、低床バスの普及促進、安全で利用しやすい交通アクセスの確保などの交通・移動対策の総合的な整備の促進を図ります。
- ・ 音響により信号表示の状況を知らせる視覚障がい者用付加装置信号機や音響式歩行者誘導装置信号機の整備を推進します。
- ・ 青信号を通常より長くする高齢者等感応化信号機の整備を推進します。
- ・ 障がいのある人が携帯する白杖反射シートや端末に反応し、信号の状態を音声で知らせたり、青信号を通常より長くするPICS（歩行者等支援情報通信システム）の整備を推進します。
- ・ 右左折車両と歩行者の交錯の防止等を目的とした歩車分離式信号機の整備を推進します。
- ・ 歩道の設置や無電柱化、歩道の段差切下げ、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設し、障がいのある人の活動範囲を広げることができる歩道のバリアフリー整備を行います。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
都市計画区域マスタープラン策定	誰もが安心して暮らせるまちづくりの視点に立った都市計画区域マスタープランの第2回見直し	区域	0	20
低床バスの普及	低床バスの導入に対して助成し、障がい者等の移動手段を確保	%	46.6	100 (長野県新総合交通ビジョンの目標値を準用)
駅舎のバリアフリー化	駅舎のバリアフリー設備の整備に対して助成	駅	20	26

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状	2016年度	目標	2023年度
交通安全施設等整備	視覚障がい者用付加装置信号機	箇所		441		455
	音響式歩行誘導装置信号機	箇所		328		350
	高齢者等感応化信号機	箇所		115		121
	PICS(歩行者等支援情報通信システム)	箇所		10		13
	歩者分離式信号機	基		407		447
	歩道設置	Km		668		717
無電柱化推進	電線共同溝設置	Km		39.0		43.2
歩道リメイク	歩道段差切下げ	箇所		1,861		2,106
交通安全対策	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	Km		24.6		33.7

「信州パーキング・パーミット制度」利用手続きの流れ



【用語解説】

※パーキング・パーミット制度：公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正に利用するため、障がいのある人や高齢者、妊産婦の人など歩行が困難な方に、県内共通の「利用証」を県が交付する制度。

② 住宅の整備に対する支援

現状・課題

- 障がいのある人の居住環境を改善し、住み慣れた地域社会で自立して生活できるよう支援することにより、障がい者福祉の向上並びに家庭介護者の負担軽減を図ることが必要です。

施策の展開・方向性

- 障がい者にやさしい住宅改良促進事業の推進
 - ・ 日常生活をできる限り自力で行なえるように、障がいのある人の居住環境を改善し、住み慣れた家や地域で暮らし続けていけるように支援していきます。
- バリアフリー化の推進
 - ・ 県営住宅の建替や改修において、床の段差解消や手すりの設置などのバリアフリー化を行い、障がいのある人等に配慮した住宅の整備を進めます。
 - ・ 県営住宅の建替において、地域の実情に応じて車いす利用者向け住宅の整備を行います。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
県営住宅の建替・改修	バリアフリー化	戸	2,524	2,790

4 社会参加の促進

(1) 就労支援の充実

① 一般就労の促進

現状と課題

- 県内の民間企業における障がいのある人の雇用については、平成29年6月1日現在、実雇用率2.06%で、全国平均1.97%を上回っていますが、法定雇用率(2.0%)に達していない企業が未だ約4割(39.1%)あり、更なる雇用促進に向けて取り組む必要があります。
- 平成30(2018)年4月から、障害者雇用率に精神障がいのある人が追加されることにより法定雇用率が2.2%へ引き上げられ、また、2021年4月までには、さらなる引き上げが見込まれることから、雇用促進に努める必要があります。

施策の展開・方向性

- 相談支援体制の充実
 - ・ 10圏域に各1か所ずつ設置する「障害者就業・生活支援センター」に配置した就業支援ワーカーをはじめ、求人開拓員、障がい者職業訓練コーディネーターや市町村の相談窓口、特別支援学校、ハローワーク、長野障害者職業センターなど関係機関との連携強化を図り、就労を希望するすべての障がいのある人に対する、就労に関する相談支援体制の充実を図ります。
 - ・ 求人開拓員による職業相談を通じた相談者の個別状況の把握、それに応じた求人開拓、求人企業への同行訪問や職業紹介状の発行等を行う無料職業紹介事業の実施により、障がいのある人の一般就労を促進します。
- 一般企業への就労拡大
 - ・ より多くの企業が法定雇用率を達成できるように、ハローワークや就労支援機関などと連携し、雇用促進の啓発などを行います。
 - ・ 県の障がい者民間活用委託訓練事業や国の援助制度(トライアル雇用制・ジョブコーチによる支援等)の周知・普及を行い、雇用拡大につなげます。
 - ・ 障がいのある人の就業・生活面の一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センターによる個別支援を強化し、就労促進及び就労後の職場定着を図ります。
 - ・ 企業等での職場実習の場を拡大し、適切な助言指導の下で実習を行うことにより、障がいのある人の就労を促進するとともに企業側の雇用促進を図ります。
 - ・ あんま、はり、きゅうなどの資格を有する視覚障がいのある人への支援については、盲人ホーム*において専門的な技術指導を行います。

- ・ 特別支援学校において、一般企業への就労を希望する生徒の進路実現と、企業側の障がいのある人の理解や受け入れに向けた取組を促進するために、就労コーディネーターによる企業への働きかけとマッチング支援、特別支援学校技能検定の実施、協力企業登録制度の実施等を総合的に推進します。
 - ・ 障がいのある人を雇用する中小法人や個人事業主に対して、法人事業税と個人事業税の減税を行い、障がいのある人の雇用を促進します。
- 自立した生活を送ることができる地域社会の実現に向けた仕組みづくり
- ・ 企業向けに障がい者雇用の普及啓発を図るセミナーを開催するほか、求職者と企業の出会いの場となる合同企業説明会を開催し、障がいのある人の就労と企業の、障がいのある人の雇用を双方から支援します。

達成目標等

施策・事業名	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
障がい者実雇用率	%	2.02	2.30 以上
福祉施設から一般就労への移行者数	人	262	399 (2020 年度)

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
無料職業紹介事業による就職者数	求人開拓員による職業相談、個々の状況に応じた求人開拓、求人企業への同行訪問、職業紹介状の発行を行い就職に結びつける。	人	261	480

【用語解説】

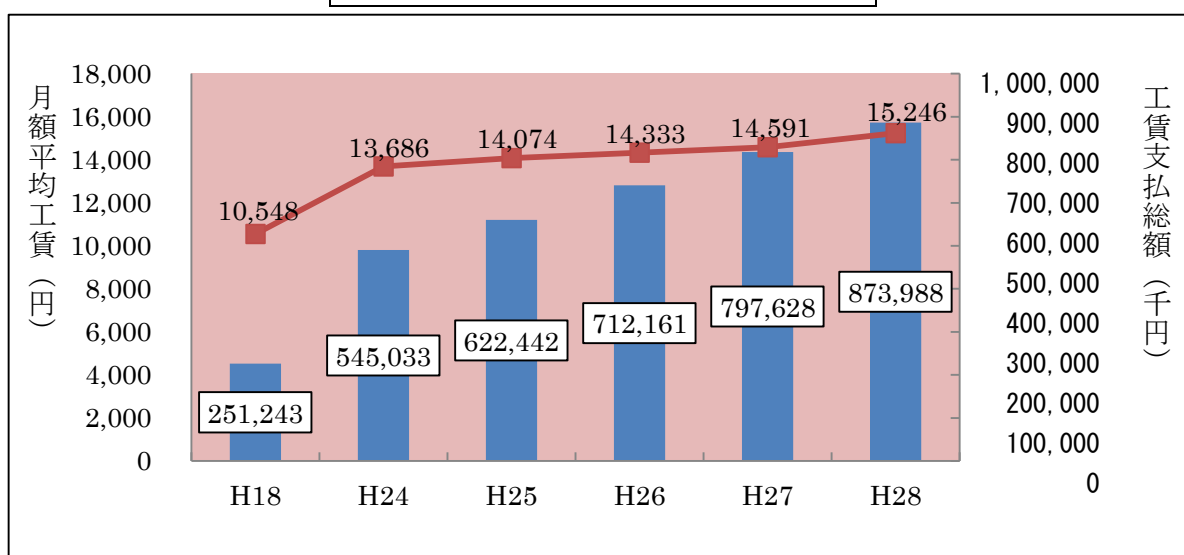
※盲人ホーム：あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師の免許を有し、自営や雇用されることの困難な視覚障がいのある人に必要な技術指導を行うことにより、その自立を図ることを目的とする施設。

② 福祉的就労の推進

現状・課題

- 県内の就労継続支援B型事業所等（以下「事業所等」という。）で就労している障がいのある人の平成28年度月額平均工賃は15,246円となっており、障害年金と合わせても8万円程度にとどまり、地域で自立した生活を送るには、2~3万円不足している状況です。
- 平成18年度から事業所等の工賃アップに向けた取組を行ってきましたが、事業運営にあたっての販路の確保、事業所等が供給する物品・サービスの質の向上や職員の支援力の向上等が課題となっています。

月額平均工賃及び工賃支払総額の推移



(障がい者支援課調べ)

施策の展開・方向性

- 工賃アップに向けた事業所間・企業等との連携の推進
 - ・ 事業所単独では受注が難しい大量の作業等の複数の事業所による共同受注や、共同販売会の開催など、事業所間の連携の促進と協力体制づくりを支援します。
 - ・ 工賃アップのためのアドバイス、企業等からの受注、販路の開拓などにより事業所等の取組を支援します。
- 質の高い技術導入の支援
 - ・ より質の高い作業や製品開発等に必要な知識・技術の習得のために、民間の専門的技能の導入を積極的に支援します。

○ 農業等他分野との連携

- ・ 平成 26 年度から実施している「農業就労チャレンジ事業」に加え、事業を展開するにあたっては、福祉分野にとどまらず、農業、林業等他分野との連携・交流を図ります。
- ・ 農業及び林業分野での就労は、障がいのある人にとって就労機会の拡大や障がいの状態の改善に有効であり、農林業にとっても働き手の確保や荒廃農地・山林の再生等のメリットがあることから、関係部局・諸団体との連携をより一層強化します。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
福祉就労強化事業	地域連携促進コーディネーターの配置、共同受注等強化支援、民間技能活用支援、農業就労チャレンジ事業（月額平均工賃の向上）	円	15,246	21,000

障がい者の農業就労チャレンジ事業 ～地域課題への取組～

運搬の難しい圃場へ事業所全体で支援



事業所：障害福祉事業所くらら（就労支援B型）
農家/農園：JA グリーンファーム東部

高齢化した市田柿農家の収穫作業



事業所：紙ふうせん、こぶし園、あゆみ園（就労支援B型）
農家/農園：（株）市田柿本舗ぷらう

③ 農業分野における就労支援

現状と課題

- 障がい者就労支援事業所では、新たな就労の場の開拓が必要となっている中で、人口減少や高齢化等により担い手が不足している農業分野の課題と、障がいのある人の就労の場の創出という福祉分野の課題に対応するための「農福連携」の取組が広がってきています。
- 県では、平成 26 年度から「農業就労チャレンジ事業」を実施し、農業就労チャレンジコーディネーターによる農家等と事業所等とのマッチングや農作業現場で技術指導等を行う農業就労チャレンジサポーターの派遣を行い、障がいのある人の就労機会の拡大や工賃向上に一定の成果が上がっています。
- 県内の市町村では、農産物の販路先となる企業等と地域の農業関係者等を連携させた上で障害福祉サービス事業所（就労継続支援 A 型事業所）を開設し、障がいのある人の就労の場の創出と自立を促進する取組が行われており、さらなる拡大が望まれます。
- 今後は、障がいのある人が地域で自立して生活するために、農業法人等への雇用や障がいのある人が自ら農業を行うことに対する支援が必要です。

施策の展開・方向性

- 農福連携で障がい者就労の推進
 - ・ 引き続き、農業就労チャレンジ事業を実施し、自ら農業を行う事業所等への支援を強化します。
 - ・ 農業関係者に対し、障がいのある人を農業の担い手として位置付けることについての意識啓発を図るとともに、ハローワーク等の関係機関や求人開拓員などと連携し、就農への取組を進めます。
 - ・ 全国的組織の「農福連携全国都道府県ネットワーク」や「全国農福連携推進協議会」の活動に参加し、他の自治体や関係団体等と施策の調査・研究に取り組み、就労の場の拡大や農産物の販路拡大等を一層進めます。
 - ・ 農業分野での障がいのある人の就労には様々な形態があることや、農家の労働力不足の解消に繋がることなどを農業者や市町村、JA 等へ広く周知し、地域全体で障がいのある人の就農を支援していく取組を進めます。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
農福連携による支援	就労継続支援事業所等に対する農業分野における就労支援	農業に取り組む事業所	109	140

(2) 移動、情報コミュニケーション支援の充実

① 移動支援の充実

現状と課題

- 移動支援事業は、野外での活動が困難な障がいのある人等に対して、外出の支援を行う事業であり、重度視覚障がい者に対する移動支援については、平成 23 年 10 月から同行援護サービスが創設されました。

地域生活支援事業の中で大きな割合を占める移動支援事業は、障がいのある人の社会生活に必要なサービスであることから、今後もニーズの高い事業であり、必要なサービスが提供されることが重要となっています。

- 福祉有償運送は、NPO法人、社会福祉法人等が会員登録を行った要介護者・要支援認定者、身体障がい者等の移動困難者に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員 11 人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもので、市町村運営協議会に協議し合意のうえで、県が登録しています。

- 県では、重度の視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由障がいのある人に身体障がい者補助犬（盲導犬聴導犬、介助犬）の給付を行っています。

身体障がい者補助犬利用者が社会参加できる機会が増える中、食堂や旅館などの不特定多数の人が利用する施設で身体障がい者補助犬の同伴を拒否される事案も発生しています。引き続き事業者のみならず広く県民に対しての広報、啓発を行い、補助犬利用者が安心して安全に生活できるよう、理解の促進を図る必要があります。

身体障がい者補助犬給付事業による給付頭数

年度	S56~H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	累計
盲導犬	83	2	0	2	1	2	3	4	4	101
介助犬	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
聴導犬	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3

(障がい者支援課調べ)

身体障がい者補助犬相談窓口【相談受付状況】(H24 年度~H28 年度)

相談内容	件数	備考
飲食店での同伴拒否	5	うち県外飲食店 1
宿泊施設での同伴拒否	7	うち県外施設 2
その他観光施設等での同伴拒否	7	うち県外施設 3
計	19	

(障がい者支援課)

施策の展開・方向性

- 移動支援事業の充実
 - ・ 各市町村の移動支援の取組を調査し、市町村に対し他の自治体の取組例を紹介するなど、より積極的な事業の実施を促します。
また、市町村が十分なサービスを行えるように、国へ予算の確保を要望していきます。

- 福祉有償運送の推進
 - ・ 福祉有償運送を行う運転者の要件として「第一種運転免許を受けており、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、かつ国土交通大臣認定講習を受講している者」となっており、認定講習を実施する団体の会場確保等に協力し、福祉有償運送の担い手の確保に取り組みます。

- 自動車運転訓練の実施
 - ・ 総合リハビリテーションセンターにおいて、障がい者用教習車を使用した運転免許取得訓練や運転免許は所持しているが、高次脳機能障害等により運転が困難になった人に対し運転習熟訓練を行います。

- 身体障がい者補助犬の給付及び理解の促進
 - ・ 必要とされる人に身体障がい者補助犬の給付を行います。
 - ・ ポスター、リーフレット等を活用して身体障がい者補助犬に関する広報、啓発を積極的に行い、県民及び補助犬が利用する事業者に対して理解を促進します。

② 情報・コミュニケーション支援の充実

現状と課題

- 聴覚障がいのある人の日常生活におけるコミュニケーションを確保するため、情報通信機器の活用をはじめ、担い手となる手話通訳者や要約筆記者の養成研修を実施しています。また、視覚障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、点訳・朗読奉仕員の養成研修を実施するとともに、上田点字図書館等による点字図書、デイジー図書^{*}、CD等の貸出のほか、音声コード^{*}の普及、活字読み上げ装置^{*}の整備を進めています。
- 情報提供体制の充実を図るため、字幕入りビデオカセットの製作・貸出しのほか、県政テレビ番組へのテロップの挿入などを行うとともに、社会生活訓練の充実のため、聴覚障がいのある人に対して指導員が日常生活に必要な訓練を行っています。
また、中途視覚障がいのある人に対する生活訓練については、点字、ワープロ等のコミュニケーション方法や福祉機器の活用方法等の講習会を開催しています。
市町村地域生活支援事業におけるコミュニケーション支援事業の普及とともに、今後増大する需要に対応するため、引き続き、手話通訳者、要約筆記者及び点訳・朗読奉仕員の養成と資質の向上に努めていく必要があります。
- 意思疎通が困難な者に対する支援方法としては、手話通訳や要約筆記等がある一方、失語症者に対する意思疎通については、未だに家族以外の第三者による支援が広がっていない状況にあります。
- コンピュータやインターネットの技術の進歩と普及は、家にいながらにして、情報の取得・発信、就労などが可能となり、障がいのあるなしに関わらず、ITを活用して社会参加や仕事ができる環境が整ってきています。
このため、とりわけ障がいのある人のITに関する知識・能力の向上、パソコン等関連機器の利用環境の整備等、IT活用を総合的にバックアップする体制整備が必要です。

手話通訳・要約筆記者養成事業

区 分		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
手話通訳	開催回数	31	37	42	42
	合格者数	7	2	2	1
要約筆記	開催回数	10	10	10	10
	修了者数	21	17	9	8

(障がい者支援課調べ)

点訳・朗読奉仕員養成事業

区 分		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
点 訳	開催回数	31	44	39	41
	合格者数	344	323	179	299
朗 読	開催回数	29	53	43	47
	修了者数	433	671	666	758

(障がい者支援課調べ)

施策の展開・方向性

- 障がい特性に応じた情報の提供
 - ・ 障がい特性に応じた情報提供のため情報通信機器の活用などの環境整備、意思疎通支援を行うための支援者等の養成や資質向上の取組を行います。
- 意思疎通支援者の養成
 - ・ 情報保障の確保のため、引き続き手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員などの養成・研修を行うとともに資質の向上に努めます。
- 点訳・朗読奉仕者の養成
 - ・ 点訳、朗読に必要な技術等の習得支援を行い、これらに従事する奉仕員を養成します。
- 失語症者向け意思疎通支援者の養成
 - ・ 失語症者の意思疎通を支援するため、意思疎通支援者の養成を行います。
- 情報提供体制の整備
 - ・ 字幕入りビデオカセットの製作・貸出しや点字図書、デージー図書^{*}、CD図書、カセットテープ等の貸出しを行います。
 - ・ 県のホームページについて、アクセシビリティの向上も含め、障がい者や高齢者にもより使いやすくするため、改訂を進めてまいります。
- ITコミュニケーションの支援
 - ・ 障がい者のIT機器の利用を促進し、情報収集やコミュニケーションを支援するための拠点となる「障がい者ITサポートセンター」を設置し、IT利用の普及、IT活用能力の向上及びテレワーク（在宅就労）を推進する取組を行います。

- 軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対する助成
 - ・ 引き続き、軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対して助成することにより、補聴器の早期装用を促し、聴力の向上、言語発達の支援、周囲とのコミュニケーション障がい及びそれに伴う情緒障がいの予防、改善を図ります。
また、国に対しては、補装具費支給制度の対象を拡大するよう要望します。
- バリアフリーマップ（仮称）の作成
 - ・ 外出時などにおいて必要なバリアフリー情報が得られるよう、「バリアフリーマップ」（仮称）の作成について関係団体と連携を図りながら取り組みます。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
手話通訳者養成事業 （登録者数）	手話通訳者養成講座の実施	人	167	167
要約筆記者養成事業 （登録者数）	要約筆記者を養成講座の実施	人	132	132
手話の理解度調査	手話の理解度のモニター調査	%	7.4	10.0

【用語解説】

※デイジー図書：DAISY(Digital Accessible Information System)という規格を用いたデジタル録音図書。長時間の録音が可能で、章や見出し、ページから読みたい部分を検索できる。専用のプレイヤーや専用の再生ソフトウェアをインストールしたパソコンが必要。

※音声コード：紙に印刷される約2cm四方の画像データ。

※活字読み上げ装置：音声コードの画像データを読み取り、音声に変換して出力する装置。

(3) スポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の振興

① スポーツ活動の振興

現状と課題

- 県障がい者スポーツ大会*、地区障がい者スポーツ大会、長野車いすマラソン大会*及び県障がい者スキー大会を開催し、障がいのある人がスポーツを行う機会を提供するとともに、障がい者スポーツ指導員を養成しています。
- 県障がい者スポーツ協会と連携し、障がい者スポーツの振興を図るとともに、各種スポーツの競技力向上の取組を支援しています。
- 県障がい者福祉センター（サンアップル）において、スポーツ教室やレクリエーションを行い、障がいのある人がスポーツに親しむ支援をしています。
- 障がい者スポーツの普及振興とスポーツを通じた共生社会づくりの推進を目指し、「長野県障がい者スポーツ推進会議」を設置し、情報の共有や連携方策等について検討しています。
- 平成 29 年度よりスポーツを行いたい障がいのある人と指導者や場所をつなぐ「障がい者スポーツ地域コーディネーター」を設置し、障がい者スポーツの普及・振興を図っています。
- 2027 年に全国障害者スポーツ大会が開催されることが事実上決まり、選手の育成・強化、県民の応援の機運醸成が必要となっています。

スポーツ実施率【全国】（過去 1 年間にスポーツ・レクリエーションを行った日数）

- ・障がい者は、成人一般に比べてスポーツが行えていない。
- ・「週 1 日以上」は成人一般の半分以下。「行っていない」は成人一般の 3 倍近い。

対 象	週 1 日以上	行っていない	備 考
成人一般	40.4 %	22.6 %	H27 内閣府調査
障がい者	19.2 %	60.2 %	H27 スポーツ庁調査

施策の展開・方向性

○ スポーツに親しむ機会の確保

2020年東京オリンピック・パラリンピック、2027年第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会のムーブメントを活用し、地域で行う障がい者スポーツ体験会等により、障がい者スポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。

○ 地域における障がい者スポーツの定着

障がいのある人がその程度に応じて楽しめるスポーツが普及し、それぞれに応じたスポーツを楽しめるよう、障がい者スポーツ指導員の養成や総合型地域スポーツクラブ等への障がい者スポーツの知識と理解の普及を進めます。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016年度	目標 2023年度
障がい者スポーツ体験会等の実施	市町村で行う体験会や交流会の開催支援	市町村	8	63
障がいのある人のスポーツ参加促進	障がいのある人が参加するプログラムを行っている総合型地域スポーツクラブ	%	13.2	50.0



【用語解説】

※県障がい者スポーツ大会：翌年の全国障害者スポーツ大会の予選を兼ねて開催する県内最大規模の障がい者スポーツ大会。例年、選手、審判員、ボランティア等あわせて約2,000名が参加。

※長野車いすマラソン大会：毎年4月に長野マラソン大会と同時開催し、コースの基本部分は共通利用する、東日本最大級の車いすのハーフマラソン大会。

② 文化芸術活動の振興

現状と課題

- 県では、県内在住の障がいのある人等から応募のあった作品を展示、鑑賞する「長野県障がい者文化芸術祭」を開催しています。優秀作品は、県内各地で巡回展示会を行っています。また、東京 2020 参画プログラムに登録した、障がいのある人の美術作品展「ザワメキアート展～信州の障がいのある人の表現とアール・ブリュット～」を開催しています。
- 県内の生活介護または就労継続支援 B 型の障害福祉サービスを提供している事業所を対象に造形・表現活動調査を実施しています。活動している事業所は増えていますが、活動を指導・支援できる者の派遣・育成等の必要があります。
- 障がいのある人の創作活動の発信の場と、その作品を県民が広く鑑賞する機会を増やす等の取組を通して、障がい者文化芸術活動に対する理解と関心を高めていく必要があります。

文化芸術祭の来場者数等

	H27	H28	H29
会 場	長野市	長野市	安曇野市
来場者数	1,605	1,767	1,005
出品数	427	531	497

造形・表現活動実施事業所数

(複数回答)

年度	回答事業所数	造形・表現活動の内容					
		絵画	書	織物・編物	音楽	ダンス	その他
27	33	25	13	20	14	8	24
28	42	33	20	16	21	9	31
29	73	54	26	31	34	12	55

(障がい者支援課調べ)

施策の展開・方向性

- 文化芸術活動の振興
 - ・ 県では、信濃美術館の整備に障がいのある人の視点を取り入れる等、障がいのある人もない人も、誰もが日常的に文化芸術に親しめる環境づくりを目指します。
 - ・ ザワメキアート展、障がい者文化芸術祭及び障がい者文化芸術発表会を開催するなど、文化芸術活動の発表の場及び鑑賞機会を提供します。
 - ・ 障がいのある人等が文化芸術に親しみ、自らも楽しむことができるよう、専門家を派遣する等の事業展開を目指します。

第 20 回長野障がい者文化芸術祭



絵画教室



③ レクリエーション活動の振興

現状と課題

- 外出を楽しんだり旅行に出かけるなど、それぞれのニーズに応じた社会参加の機会が選択できるよう、必要な情報が提供される環境整備が必要です。
- 丘陵地や砂地などで利用できるアウトドア用車椅子を使用することで、車椅子利用者も山での散策が可能になるなど、今後も新しい機器の開発・普及に伴い、社会参加の機会の拡大が期待されます。

障がいがあるために、あきらめたり妥協したこと	(回答数 1,049 複数回答)
・旅行や遠距離の外出	30.9%
・スポーツ・文化芸術活動	14.0%

(障がいのある方の実地調査 平成 29 年 障がい者支援課)

施策の展開・方向性

- バリアフリーマップ（仮称）の作成
 - ・ 外出時などにおいて必要なバリアフリー情報が得られるよう、「バリアフリーマップ」（仮称）の作成について関係団体と連携を図りながら取り組みます。
- ユニバーサルツーリズムの取組支援や情報発信
 - ・ 誰もが楽しめる観光地域づくりを進めます。
 - ・ ネットワークづくりによる県内推進団体の連携強化と先進事例を相互に学ぶ機会を作ります。
 - ・ ユニバーサルツーリズムツアーや観光施設、ホテル旅館等のバリアフリー情報の提供を図ります。



アウトドア用車椅子を利用することで、通常の車椅子で困難な山の散策なども楽しむことができます。



肢体不自由の人でも「デュアルスキー」を利用して、冬のスポーツを体験できます。

5 ライフステージに応じた切れ目のない

サービス基盤の充実

(1) 障がい者に対する適切な保健・医療サービスの充実

① 医療体制の充実

現状と課題

- 病院等医療基盤の整備は図られてきていますが、障がいの多様化に伴う医療ニーズに応えられるよう、医療を担う人材の養成・確保を行うとともに、高度専門医療及び在宅医療の充実を図る必要があります。

施策の展開・方向性

- 地域医療・救急医療の充実
第7次保健医療計画※に基づき、医療提供体制の確保を図ります。
 - ・ 県民一人ひとりのライフステージに即した身近な医療サービスを提供するため、「かかりつけ医」としての医師の役割の定着化を支援します。
 - ・ 救急医療情報システムの効果的な運用により、救急患者の迅速な搬送と適切な治療の確保を図ります。
 - ・ 小児救急医療体制の運営を支援するとともに、救命救急センター※などの救急医療施設の充実を図ります。

長野県広域災害・救急医療情報システム（ながの医療情報ネット）

このシステムでは、県民がパソコンやスマートフォンからインターネット上で県内全ての医療機関の情報を検索できます。かかりたい診療科目や診察内容・目的、自宅からの距離に応じて、医療機関などを探すことも可能です。

また、休日や夜間における緊急時には、その時間に診察を行っている医療機関を検索することもできます。

アドレス <http://www.qq.pref.nagano.lg.jp/>



○ 医療従事者の養成・確保等

障がいのある人の医療ニーズに的確に対応するため、医療従事者の養成、確保を図ります。

- ・ 医師のキャリア形成過程に対応した医師確保対策を推進するとともに、医療勤務環境改善支援センターと連携して医師の勤務環境改善の推進に努めるなど、医師の確保・定着を図ります。
- ・ 看護大学、看護師養成所等を拠点として、医療の高度化・専門化に対応できる質の高い看護職員の養成、確保を図るとともに、講習会、研修会を開催し、看護職員の資質の向上を図ります。
- ・ リハビリテーション医療の重要な担い手である理学療法士^{*}、作業療法士^{*} 言語聴覚士^{*}等の資質向上のため、各職種の関係団体が実施する業務に関する知識・技能の向上を目指した学術研究会・研修会の支援に努めます。

病院・診療所に勤務するリハビリテーション医療従事者の状況（人口10万対）

区分	長野県			全国		
	H20	H23	H26	H20	H23	H26
理学療法士	38.1	52.9	68.7	35.5	48.2	60.7
作業療法士	26.0	35.8	43.2	20.6	27.7	33.2
視能訓練士	5.3	6.6	6.7	4.4	5.3	6.1
言語聴覚士	7.8	11.3	14.3	6.7	9.0	11.2
義肢装具士	0.3	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1
診療放射線技師	33.1	36.4	38.3	36.1	38.4	40.1
臨床・衛生検査技師	54.3	58.8	61.6	47.2	49.3	50.7
臨床工学技士	14.3	17.1	21.3	13.0	15.7	18.7
精神保健福祉士	5.0	6.2	7.1	6.4	7.3	8.3
社会福祉士	6.5	10.5	9.6	5.3	7.4	8.3

（厚生労働省「医療施設調査・病院報告」）

【用語解説】

※保健医療計画：医療法に基づく計画で、長野県の保健医療政策の基本となる総合的な計画をいう。第7次は、平成30(2018)年度から35(2023)年度の6年間を定めるもの。

※救命救急センター：重篤救急患者の救命医療を行うことを目的に指定された施設で、高度な救急医療を24時間体制で提供できる機能を有するもの。

※理学療法士（PT）：身体に障がいのある人に対し、治療体操その他の運動を行わせるとともに、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることにより、基本動作能力を回復させることを業務とする者。

※作業療法士（OT）：身体又は精神に障がいのある人等に対し、種々の作業活動を用いて治療や訓練指導、援助を行い、応用的動作能力や社会的適応能力を回復させることを業務とする者。

※言語聴覚士：音声機能、言語機能または聴覚に障がいのある人に対して、その機能の維持・向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査および助言、指導その他の援助を行うことを業務とする者。

② 障がい児（者）の歯科口腔保健医療

現状と課題

- 40歳以上の障がい者（身体・知的障がい）で自分の歯を24本以上有する人の割合は、52.8%（平均年齢63.3歳）であり、同年齢域で24本以上有する人の割合と比較して少ない状態です（表1）。

【表1】自分の歯を24本以上有する人の割合

—	障がい者（身体・知的障がい） （平均年齢63.3歳）	40歳以上の人 （平均年齢65.6歳）
歯を24本以上有する人の割合	52.8%	58.4%

（障がい者：平成26年度要介護者歯科保健実態調査、
40歳以上の人：平成28年度長野県歯科保健実態調査）

- 県は、在宅療養中の重度心身障がい児者訪問歯科健診事業を平成16年度から実施しており、近年の実施者数は表2のとおりです。

【表2】在宅重度心身障がい児者の訪問歯科健診実施者数（単位：人）

—	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
実施者	45	44	37	45	52

（保健・疾病対策課調べ）

- 県は重度心身障がい児（者）の歯科口腔医療について県下4施設に専門診療を要請しています（表3）。

【表3】重度心身障がい者歯科診療施設（平成29年5月末現在）

圏域	歯科診療施設	圏域	歯科診療施設
東信	佐久市立国保浅間総合病院	中信	松本歯科大学病院
北信	長野赤十字病院	南信	伊南行政組合昭和伊南総合病院

（医療推進課調べ）

- 県立こども病院「口唇口蓋裂センター」では、唇顎口蓋裂等の疾患について医科と歯科の専門スタッフが連携して治療にあたっています。
- 精神障がい者、発達障がい児（者）を含め、障がい児（者）への歯科口腔保健指導の取組や地域での歯科口腔医療提供体制の整備が課題となっています。

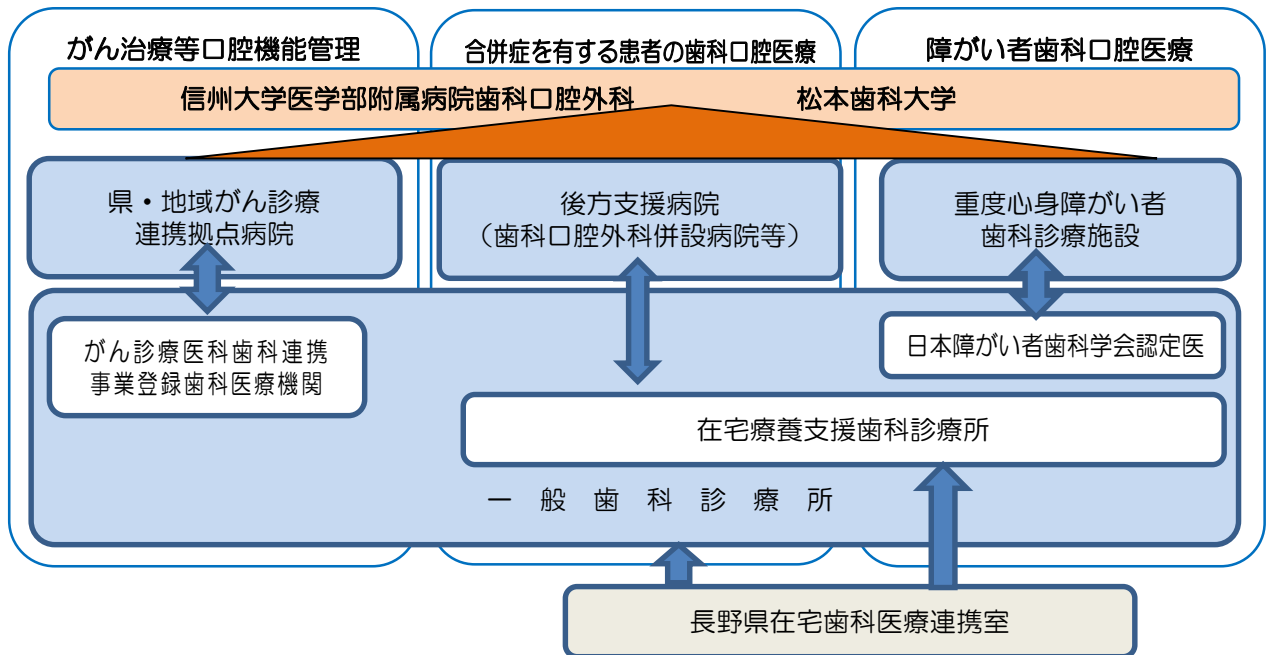
施策の展開・方向性

- 障がい児(者)に対する歯科口腔保健支援
 - ・ 障がい児(者)等の特別に支援を要する人の歯科健診(検診)を推進します。
 - ・ 歯科口腔保健対策の実態把握や施策の検証、新たな課題の把握を行います。
 - ・ 関係機関、団体と幅広く連携し、精神障がいや重度心身障がい、発達障がい等の障がい児(者)への歯科口腔保健医療について、提供体制の整備を図ります。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状	2016 年度	目標	2023 年度
歯科保健医療サービス提供 困難者への歯科保健医療推 進事業	在宅重度心身障がい児 者の訪問歯科健診	人		52		60
重度心身障がい者歯科診療 施設の要請	重度心身障がい者歯科 診療	病院		4		4

歯科口腔医療連携体制のイメージ(長野県)



障がい者支援施設での歯科健診風景
(平成 26 年度長野県要介護者
歯科保健実態調査にて)

③ 医療的ケア児支援に向けた体制整備

現状と課題

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障がい児（重症心身障がい児のうち医療的ケアが必要な障がい児を含む）が増加していると言われており、その実態把握に努める必要があります。
- 医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援を受けられるよう、改正児童福祉法（平成28年度）において、「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連携調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない」と規定されました。

施策の展開・方向性

- 支援体制の整備・支援の充実
 - ・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の連携体制の構築に向けて取り組みます。
 - ・ 医療的ケア児に対する総合的な支援をサポートするコーディネーター及び支援者を養成していきます。
 - ・ 医療的ケア児を在宅で介護する家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児が利用できる短期入所事業所の設置を促進するとともに、医療的ケアに対応できる障害児通所支援事業所の整備を進めるなど、医療的ケア児の支援の充実を図ります。

(2) 多様な障がいに対する支援

① 重症心身障がい児（者）への支援

現状と課題

- 医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）等が利用できる、医療機関等が設置する医療型短期入所事業所は、平成 29 年 12 月 1 日現在で県内に 14 箇所と限られているほか、そのほとんどが本体施設の空床を利用する形態であるため、緊急時の対応が困難な場合があります。
- 医療的ケアを必要とする在宅の障がい児（者）が、地域で安心して暮らしていくためには、医療的ケアに対応できる障害児通所支援事業所や生活介護事業所などの日中活動の場の充実が必要です。

施策の展開・方向性

- 在宅で介護する家族の負担を軽減するため、自立支援協議会や医療的ケア児支援のための協議の場などと連携し、医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）が利用できる医療型短期入所事業所の拡充を図ります。
- 重症心身障がい児（者）が利用できる日中活動の場の拡充を図るため、必要な制度改正や予算措置を国に対し要望していくとともに、医療的ケアに対応できる障害児通所支援事業所や生活介護事業所などの整備を計画的に行います。

達成目標等

施策・事業名	単位	現状	2016 年度	目標	2020 年度
医療型短期入所事業所	箇所		12		15

② 難病対策の推進

現状と課題

- 平成27年1月1日に難病の患者に対する医療等に関する法律（以下、「難病法」という。）が施行されたことに伴い、現在は難病法に基づき、基本方針の策定、指定難病に対する医療費助成（特定医療費助成事業）の実施、難病に関する調査及び研究、療養生活環境の整備を行っています。
- 指定難病に対する助成のほか、特定疾患治療研究事業、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業、長野県特定疾病医療費助成事業、遷延性意識障害者医療費給付事業等を実施しています。
- 医療費助成の認定患者数は年々増加しています。また、難病相談支援センターへの相談件数も増加傾向にあります。難病患者・家族の不安軽減を図るため、引き続き相談窓口を設置し、難病患者・家族が地域の中で安定した在宅療養を送れるよう、障害者総合支援法に基づくサービス利用の促進や医療・福祉・介護が連携した支援体制の整備が必要です。

【表1】各医療費助成の受給者数の推移（各年度末）

（単位：人）

区 分	H23 年度	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
特定医療費	-	-	-	14,491	15,589	15,900
特定疾患治療研究	12,951	13,796	14,304	52	42	41
先天性血液凝固因子障害等	60	62	71	71	72	74
長野県特定疾病（県単独事業）	53	65	69	65	61	56
遷延性意識障害（県単独事業）	69	51	8	6	7	5
合 計	13,133	13,974	14,452	14,685	15,771	16,076

（保健・疾病対策課調べ）

【表2】難病相談支援センターの相談延件数

（単位：件）

—	平成24年	25年	26年	27年 ^{※1}	28年
相談件数	1,832	1,771	1,883	2,519	3,337

※1 平成27年から、難病相談支援センターの難病相談支援員を2名に増員

（保健・疾病対策課調べ）

施策の展開・方向性

- 難病患者やその家族に対する支援
 - ・ 特定医療費助成事業等により、引き続き医療費の自己負担の軽減を図ります。
 - ・ 難病相談支援センターでは、引き続き相談窓口を設置し、療養上の悩みや患者会支援、就労相談等、機能の充実化を図ります。保健福祉事務所においては、医療・福祉関係者や患者・家族等を含めた「難病対策地域協議会」※を設置するとともに、家庭訪問、難病相談会を実施します。
 - ・ 市町村と連携し、障害者総合支援法に基づき、必要な障害福祉サービスについて利用推進を図ります。
- 地域支援者に対する支援
 - ・ 難病患者その家族に関わる支援者に対し、保健福祉事務所において研修会や交流会の開催、保健・疾病対策課にて難病患者等ホームヘルパー養成研修会を開催し、支援者の技術向上を図ります。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
難病相談支援センター事業	難病患者・家族への相談支援	件	3,337	現在の水準を維持
保健福祉事務所での難病相談会等の開催	難病患者・家族の交流会等の実施	回	80	現在の水準を維持

【用語解説】

※難病対策地域協議会：難病法第32条 都道府県は、難病の患者への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに難病の患者及びその家族並びに難病の患者に対する医療又は難病の患者の福祉、教育若しくは雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される難病対策地域協議会を置くよう努めるものとする。

③ 発達障がい者への支援

現状と課題

- 「発達障害者支援のあり方検討会」報告書（平成24年1月）に示された中長期的な対応の方向性を踏まえ、発達障がいの早期発見・早期支援、ライフステージを通じた切れ目のない一貫した支援体制の整備、発達障がい者支援センターによる療育相談、人材育成、普及啓発などに取り組んでいます。
- これまでの取組の結果、思春期以降の発達障がい者に対するフォロー体制、支援関係者間の情報共有・引継、発達障がいに対する理解の促進などが課題となっています。
- 発達障がいのある人の身近な理解者である発達障がい者サポーターの更なる養成、普及啓発による理解促進、支援関係者の情報共有ツールの活用促進等を一層推進する必要があります。
- 発達障がいの専門医等の不足から、初診待ちが長期化されていることが指摘されています。
- 発達障がいは、ライフステージの各段階において発見されるため、保護者や本人に対するスクリーニング後のフォローや専門医等を受診する動機づけが必要です。

発達障がい者サポーター養成人数（延べ人数）の推移

年度	H25	H26	H27	H28
人数	2,483	5,174	6,292	8,160

（保健・疾病対策課）

施策の展開・方向性

- 発達障がいのある人への切れ目のない一貫した支援の充実
 - ・ 発達障がい者サポーターの更なる増加を図り、発達障がいのある人の身近に理解者が寄り添う社会を目指すとともに、市町村へ個別支援ノートの活用を呼びかけることにより、支援関係者間の情報共有・引継体制を強化し、発達障がいのある人が個々の特性に合った支援を受けられるよう取り組みます。
 - ・ 発達障がい者支援対策協議会の体制を充実させ、各ライフステージで発達障がいの発見と支援が切れ目なく行われるよう、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連分野の連携強化を図ります。

○ 発達障がい診療・支援体制の強化

- ・ 地域における発達障がい診療・支援体制を強化するため、専門医等の人材育成に取り組みます。
- ・ 発達障がいへの対応力向上や関係機関の連携強化を推進するための診療医研修や地域連絡会を開催し、発達障がい診療ネットワークの強化に取り組みます。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
発達障がい者支援事業	発達障がいのある人に関する理解の普及啓発（サポーター養成講座の受講者）	人	8,160	22,000
	個別支援ノート等の情報共有手段を活用する市町村	市町村	38	77

④ 高次脳機能障害者への支援

現状と課題

- 高次脳機能障害の症状は、個人によって多様な現れ方をするため、家庭や社会における障がいへの理解が難しい場合もあることから、高次脳機能障害者及びその支援者に対する支援体制を整備していく必要があります。

これまで、県では県内4か所にある高次脳機能障害支援拠点病院において、専門的な相談支援の実施や研修会の開催により高次脳機能障害の普及啓発や理解促進を図るとともに、県立総合リハビリテーションセンターにおいて日常生活及び就労に関する訓練を実施してきました。

- 意思疎通が困難な者に対する支援方法としては、手話通訳や要約筆記等がある一方、失語症者に対する意思疎通については、未だに家族以外の第三者による支援が広がっていない状況にあります。

高次脳機能障害支援拠点病院相談件数の推移

年 度	H24	H25	H26	H27	H28
件 数	2,394	2,962	2,476	2,597	3,231

総合リハビリテーションセンターにおける自立訓練者の推移

項 目	H24	H25	H26	H27	H28
自立訓練者数	8	8	5	8	10
就労・家庭復帰者数	4	4	5	1	6

(障がい者支援課調べ)

施策の展開・方向性

- 高次脳機能障害支援体制の強化
 - ・ 県内4か所にある高次脳機能障害支援拠点病院において、障がい者総合支援センターや障害福祉サービス事業所等と連携し、当事者やその家族への相談支援を行います。
 - また、支援拠点病院を中心に、県民や医療従事者に対し研修会を開催し、高次脳機能障害への理解を促進します。
- 失語症者向け意思疎通支援者の養成
 - ・ 失語症者の意思疎通を支援するため、意思疎通支援者の養成を行います。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016年度	目標 2023年度
高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業相談支援事業	支援拠点病院に相談窓口を設置し、診断・評価、リハビリ、家族支援等を実施	人	3,231	3,500

⑤ 強度行動障がいへの支援

現状と課題

- 強度行動障がいは、自らの身体を傷つけたり、食べられないものを口に入れるなどの自傷行為や他人への噛みつき、頭突き、器物損壊などの他害行為などが非常に多い頻度で出現するため、家族だけでは対応することが困難な場合があり、医療、保健、福祉、教育などによる連携や協力が必要になります。
- 強度行動障がいに対する正しい知識や理解がないと、不適切な身体拘束など虐待に発展しやすい傾向にあります。
- 福祉施設において、強度行動障がいのある人に適切な支援を行うことができるよう、平成 26 年度から、施設職員を対象とした人材育成研修を実施していますが、強度行動障がいのある人を受け入れ、適切に支援するために必要な人員配置を行うには、施設に支払われる報酬の額が十分ではないという課題があります。

障害者支援施設（入所施設）において報酬の加算対象となる強度行動障がいの基準

次の障害支援区分の判定基準行動関連 12 項目の基準で合計 10 点以上となる障がい者

行動関連項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	日常生活に支障がない	・特定の者であればコミュニケーションできる ・会話以外の方法でコミュニケーションできる	・独自の方法であればコミュニケーションできる ・できない
説明の理解	理解できる	理解できない	理解できているか判別できない
大声・奇声を出す	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
異食行動	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
多動・行動停止	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
不安定な行動	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
自らを傷つける行為	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
他人を傷つける行為	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
不適切な行為	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
突発的な行為	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
過食・反すう等	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
てんかん発作の頻度	年に1回以上	月に1回以上	週に1回以上

施策の展開・方向性

- 強度行動障がいに対応できる人材の育成
 - ・ 強度行動障がいのある人に適切なサービスが提供されるよう、福祉施設職員を対象とした研修等により、強度行動障がいに関する専門的な知識や支援技術等を有する人材の育成を行います。

- 強度行動障がいのある人の受け入れ先の拡充
 - ・ 強度行動障がいのある人を福祉施設において受け入れるためには、研修等により専門的な知識を持った職員を育成し、配置するとともに、障がい特性に対応した、強化ガラスや壊れにくい材料を使用した施設整備などが必要となることから、国へ財政支援の拡充や制度改正の提案を行うなど、受け入れに必要な体制整備を行っていきます。

- 医療的側面からの支援
 - ・ 強度行動障がいのある人が、緊急時等に適切な医療が受けることができるよう精神医療体制を充実していきます。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
強度行動障がい支援者養成研修	適切な支援を行うことができる実践研修修了者	人	367	1,417

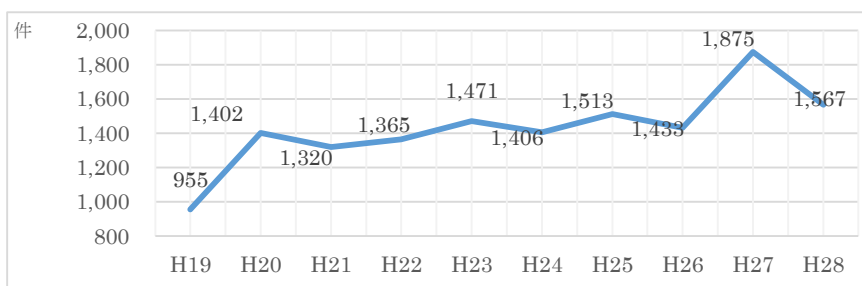
(3) 教育・療育体制の充実

① 障がいの早期発見に向けた支援

現状と課題

- 市町村では、妊婦に対し妊娠届時の相談、妊婦健康診査の公費負担（14回分）により母体の健康維持を支援しています。妊娠届の未届けや健診を受けていない妊婦への支援が課題です。
- 市町村では、妊婦及び乳幼児健診等で発育・発達に異常の疑いがあると診断された際に、早期受診や保護者の不安等の軽減に向けた支援を行っています。
- 乳幼児健診における身体及び精神発達の遅れ等の有所見率については地域格差が生じており、乳幼児健診を含めた母子保健水準の向上・均てん化[※]が求められています。
- 県では、先天性難聴を早期発見し、早期治療、早期療育を行うため、新生児聴覚検査及び難聴児支援センター事業を実施しています。
- 県では、先天性代謝異常を早期に発見し、早期治療を行うため、新生児の先天性代謝異常等検査事業を実施しています。診断された児及びその保護者等への継続的な支援体制の充実が課題となっています。

難聴児支援センターにおける相談延べ件数の推移



(保健・疾病対策課調べ)

先天性代謝異常等検査件数、要精密検査件数及び診断確定者数

	検査件数 (件)	要精密検査件数 (件)	診断確定者数 (人)			
			先天性 代謝異常	先天性甲状腺 機能低下症	先天性副腎 過形成症	
H26	18,654	39	20	2	18	0
H27	18,166	32	24	1	22	1
H28	17,387	36	24	4	20	0

(保健・疾病対策課調べ)

施策の展開・方向性

- 障がい等の早期発見に向けた支援
 - ・ 信州母子保健推進センター事業により、市町村との協働及び専門機関等との連携を通して、市町村における母子保健水準の向上・均てん化を図ります。
 - ・ 先天性代謝異常等検査事業において診断された児への早期及び継続的な支援体制の整備を推進します。
 - ・ 難聴児支援センター事業において、先天性難聴等の早期発見、早期治療、早期療育のため、医療・保健・福祉・教育等の連携体制の整備を推進します。

達成目標等

施策・事業名	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
乳幼児健診の未受診者の全数の状況を把握する体制がある市町村数	市町村	72	77
分娩を扱う産科医療機関(除く助産所)における新生児聴覚検査の実施率	%	97.8	97.8

【用語解説】

※均てん化：県内の市町村で、同じ水準で支援を受けられるよう、母子保健分野の格差の是正を図るもの。

② 地域療育機能の強化

現状と課題

- 在宅障がい児(者)の地域における生活を支え、福祉向上を図るため、療育指導、相談支援及び福祉サービスの利用調整等を行う療育コーディネーターを各圏域に配置し、チームによる巡回相談や保育士等の支援者に対する技術指導等を行っています。
- 療育コーディネーターの相談対応件数は、平成 28 年度は平成 23 年度に比較して約 1.6 倍に増え、その内容も、精神障がいのある人の場合は家族支援にまで及びケースもあるなど、量・質とも負担が増えています。また、近年、増加している発達障がいのある人と発達障がい疑われるケースについても、支援が必要となっています。
- 今後は、在宅障がい児(者)の地域生活を支える関係者の連携を強化する中で、それぞれの役割を果たすことにより、身近な地域でライフステージに応じた切れ目のない支援が受けられる体制づくりが求められます
- 発達障がいのある人及びその家族が地域で必要な支援を受け、将来の見通しを持って安定した社会生活が送れるよう、支援機関同士の橋渡し(支援者への支援)を行う発達障がいサポート・マネージャーを県内 10 圏域に配置しています。

- 発達障がいサポート・マネージャーに対する支援機関からの支援依頼件数は、増加傾向にあります。

年度別支援依頼件数の推移

年度	H26	H27	H28
支援依頼件数	2,000	4,814	5,375

(保健・疾病対策課)

施策の展開・方向性

- 関係機関との連携とネットワークの機能強化
 - ・ 障がい児（者）に対し、ライフステージに応じた、一貫した切れ目のない支援が行われるよう、療育コーディネーターが中心となり、地域自立支援協議会等を活用し、医療・福祉・教育・行政等関係機関の連携体制の強化を図ります。
 - ・ 県自立支援協議会療育部会において、地域連携に係る課題解決に向けた検討を行います。
 - ・ 発達障がいサポート・マネージャーの養成研修やフォローアップ研修の充実等を通して、支援技術の更なるスキルアップを図ります。
また、発達障がいサポート・マネージャーによる連絡会議を開催し、課題等の情報共有、活動支援を行います。
- 市町村の取組に対するバックアップ機能の強化
 - ・ 市町村において、在宅障がい児（者）が、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実が図られるよう、県では、専門性の高い相談支援や広域的な支援体制を整備し、市町村の取組を重層的にバックアップします。
- サービス提供体制の充実
 - ・ 身近な地域で支援が受けられるよう、障害児通所支援事業所の指定を促進するとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所を支援します。
 - ・ 地域の療育支援の中核的な施設である児童発達支援センターの設置を促進するため、必要な基盤整備について計画的に支援します。
 - ・ 障がい児の心身機能の発達を図るため、早期から理学療法士、作業療法士や言語聴覚士などによる専門的な機能訓練を受けられるよう支援します。

③ 特別支援教育の充実

現状と課題

- 市町村において早期アセスメントの導入が進んでおり、早期アセスメントを保育や教育に活かし、集団の中での育ちにつなげる取組が求められています。
また、早期からの支援を「個別の教育支援計画」等に反映し、ライフステージごとに一貫した支援が受けられるよう、医療・福祉・教育・労働等の関係機関が連携していく必要があります。
- 身近な地域で共に学ぶことができる体制として、「副次的な学籍（副学籍）」の取組が進んでおり（H29 33市町村）、それぞれの市町村の特色を活かした取組を更に推進していく必要があります。
- 小・中・高等学校においても、発達障がい等があり支援が必要な児童生徒が増加しており、通常の学級における発達障がいにかかわる支援力の向上や、多様性を認め合える集団づくりの力量を高めることが求められています。
- 幼保・小・中・高等学校から特別支援学校への相談件数は増加し続けており、個別の課題解決への支援に終始するだけでなく、学校全体としての「学校解決力」を高める支援へと転換していく必要があります。
- 特別支援学校に在籍する児童生徒の障がいの状態は多様化しており、障がいの程度の幅も広く、重複障がいのある児童生徒、医療的ケアや心理的な支援の必要な児童生徒も増加しています。こうした児童生徒の自立を支援するために、自立活動に係るより高い専門性が求められています。
- 特別支援学校高等部（専攻科を含む）における平成 28 年度卒業生の一般就労率は、26.2%、就労継続支援事業所等への福祉就労率は 69.9%です。生徒一人一人の自立に向けた多様な教育的ニーズに応じるため、進路支援の充実を図る必要があります。
- すべての特別支援学校の耐震化は完了していますが、特別教室等の教室不足解消や学習環境の更なる整備、老朽化への対応について計画的に進めていく必要があります。
- 卒業後も地域とつながりながら生き甲斐をもって生活できるために、在学中から地域における活動に参加し、卒業後につながる学びや交流の場をつくっていく必要があります。

施策の展開・方向性

- 地域における連携支援体制の充実
 - ・ 圏域ごとの自立支援協議会や特別支援教育コーディネーター等連絡会等における連携を強化し、医療・保健・福祉・労働・教育等関係機関の協働によるライフステージに応じた支援体制の充実を図ります。

- 乳幼児から進路先まで一貫した支援の充実に向け、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等の支援情報を、ライフステージ間で確実に接続できる体制づくりを進めます。
- 身近な地域で共に学ぶことができる体制の充実
 - 「副次的な学籍（副学籍）」の取組や、居住地の小・中学校における交流及び共同学習等の取組を推進し、身近な地域の同世代の友と将来にわたっての関わりが育まれる体制づくりを進めます。
- 特別支援学校のセンター的機能の充実
 - 個別の課題解決支援にとどまらず、学校全体としての支援力や予防的な実践力を高めるため、より効果的なセンター的機能を発揮するためのあり方について研究し、関係機関とも連携した支援を推進します。
- 小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実
 - どの学校・学級でも多様な児童生徒が互いに認め合える学級づくりやすべての児童生徒が力を発揮できる授業づくりを実践できるようにするため、「信州型ユニバーサルデザイン（学級経営や授業づくりを進める上での共通基盤となる内容）」を進めます。
 - 発達障がい等があり支援が必要な児童生徒が、必要に応じて適切な支援が受けられるよう、通級指導教室や特別支援学級等の「連続性のある多様な学びの場」の整備を進めます。
 - 発達障がい等配慮を要する児童生徒の教育的ニーズに応じて、関係職員が連携し学校全体がチームで支援していける体制づくりを推進し、「学校解決力」の向上を図ります。
- 特別支援学校における障がいの重度・重複化、多様化への対応
 - 特別支援学校に在籍するすべての児童生徒の自立活動の充実を図り、地域の小・中・高等学校への支援にも活かすため、自立活動担当教員等の拡充を進めます。
 - 多様な教育的ニーズにこたえていくために、療法士や心理士等の外部専門家を活用したより高い専門性の確保に努めます。
- 特別支援学校における就労支援の充実
 - 多様な高等部生徒の教育的ニーズに応じる教育活動を実施するために、高等部における教育活動や学習集団のあり方について検討し、地域資源を活用しながら教育活動の充実を図ります。
 - 一般企業への就労を希望する生徒の進路実現と、企業側の障がい者の理解や受け入れに向けた取組を促進するために、就労コーディネーターによる企業への働きかけとマッチング支援、特別支援学校技能検定の実施、協力企業登録制度の実施等を総合的に推進します。

- 卒業後も関係機関（労働・福祉・医療・地域等）による支援を継続するため、在学中からの移行支援会議の実施や「個別の教育支援計画」を活用した関係機関との支援ネットワークづくりを推進します。
- 特別支援学校の教育環境の充実
 - 県のファシリティマネジメント（公共施設等総合管理計画）に基づき、これからの特別支援学校のあり方検討を踏まえた、「長野県特別支援学校整備基本方針（仮）」を策定し、教育環境の整備を計画的に進め、特別支援学校の教育環境の充実を図ります。
- 生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実
 - 特別支援学校での学習活動に卒業後も続けられるような活動をさらに取り入れることができるよう、地域のスポーツや文化活動生涯学習等の関係機関との間で情報交換やネットワークづくりを行い、スポーツや文化等に親しむ学習活動を推進します。

第5章

地域生活への移行や就労支援等に関する成果目標、 障害福祉サービス等の必要な量（活動指標）の見込み等に関すること

（第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）

1 成果目標 2020年度

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、2020年度を目標年度とする障害福祉計画と障害児福祉計画において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定します。

なお、成果目標については、国が定める基本指針や本県のこれまでの実績、現状等を踏まえて設定することとします。

成果目標1

施設入所している障がい者の地域生活への移行に関すること

2016年度末の入所者数 2,346 人の 11.8%（276 人）の地域生活への移行及び 4.3%（102 人）の入所者数の減少を見込みます。

項目	目標 2020年度末
地域生活への移行者数	276 人
施設の入所者数の減少数	102 人

成果目標2

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関すること

- (1) 全ての圏域、全ての市町村において保健、医療、福祉関係者による協議の場設置（複数市町村による共同設置を含む）を目指します。

項目	目標 2020年度末
保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置	全ての圏域に設置
	全ての市町村に設置（共同設置を含む）

- (2) 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行を進めるため、入院後3か月時点、6か月時点及び入院後1年時点の退院率については、本県の実績等を勘案して、それぞれ、69%、84%、91%以上とすることを目指します。

また、入院期間が1年以上の長期入院患者数を2020年度末2,100人と見込みます。

項目	現状 2014年度	目標 2020年度
入院後、3か月時点の退院率	67%	69%以上
入院後、6か月時点の退院率	83%	84%以上
入院後、1年時点の退院率	91%	91%以上
入院期間が1年以上である長期入院患者数	2,623人	2,100人

成果目標3

地域生活支援拠点の整備に関すること

本県では、第4期障害福祉計画において2017年度末までに全圏域の整備を目標として取組を進めてきたところであり、概ね目標どおり体制が整備されつつあることから、今後は拠点体制の充実・強化を図る必要があります。

なお、各圏域の整備状況及び今後の見込みは次のとおりです。

圏域名	2017年度末	2018年度	2019年度	2020年度
佐久	圏域で面的体制を整備	圏域で設置、拠点体制の運用	拠点体制の運用、機能の充実	拠点体制の運用、機能の充実
上小	圏域で設置、拠点体制の運用	圏域で設置、拠点体制の運用	拠点体制の運用、機能の充実	拠点体制の機能の充実・強化
諏訪	圏域で面的体制を整備	圏域で設置、拠点体制の運用	拠点体制の運用、機能の充実	拠点体制の運用、機能の充実
上伊那	圏域で面的体制を整備	圏域で設置、拠点体制の運用	拠点体制の運用、機能の充実	拠点体制の運用、機能の充実
飯伊	圏域で面的体制を整備	圏域で設置、拠点体制の運用	拠点体制の運用、機能の充実	拠点体制の運用、機能の充実
木曾	圏域で面的体制を整備	圏域で設置、拠点体制の運用	拠点体制の運用、機能の充実	拠点体制の運用、機能の充実
松本	圏域で面的体制の整備を検討	圏域で面的体制の整備を検討	圏域で面的体制を整備	圏域で設置、拠点体制の運用
大北	圏域で面的体制を整備	圏域で設置、拠点体制の運用	拠点体制の運用、機能の充実	拠点体制の運用、機能の充実
長野	<ul style="list-style-type: none"> 長野市で設置済 地域自立支援協議会単位で面的体制を整備を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 長野市で拠点体制の運用、機能の充実 地域自立支援協議会単位で面的体制の整備を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 長野市で拠点体制の運用、機能の充実 千曲・坂城地域で面的体制を整備 他地域で地域自立支援協議会単位で面的体制の整備を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 長野市、千曲・坂城地域で拠点体制の運用、機能の充実 他地域で面的体制を整備
北信	圏域で多機能拠点十面的体制により設置済	拠点体制の運用、機能の充実	拠点体制の運用、機能の充実	拠点体制の運用、機能の充実

成果目標4

福祉施設から一般就労への移行に関すること

- (1) 2020年度の福祉施設から一般就労へ移行した障がい者の人数を、2016年度の一般就労への移行者数262人の1.52倍(399人)の移行を目指します。
- (2) 2020年度末の就労移行支援事業所の利用者数を、2016年度末における利用者数470人の55.5%(261人)増の731人を目指します。
- (3) 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合を全体の60%以上となるよう目指します。

項目	現状 2016年度	目標 2020年度
福祉施設から一般就労への移行者数	262人	399人
就労支援事業利用者数	470人(年度末)	731人(年度末)
移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	38%	60%以上

- (4) 就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の就労定着率を70%以上となるよう目指します。

項目	現状 2016年度末	目標 2020年度末
就労定着支援1年後の就労定着率	—	70%

※2018年度から新たに始まるサービス

成果目標5

障がい児支援の提供体制の整備等に関すること

児童発達支援センター、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス、保育所等訪問支援について、全ての市町村において利用できる体制の整備を目指します。

また、医療的ケア児への支援のため、2018年度末までに県、圏域設置を基本として、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置を目指します。

項 目	目 標 2020年度末
児童発達支援センターの設置	圏域ごとに全ての市町村において利用できる体制を整備
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	圏域ごとに全ての市町村において利用できる体制を整備
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	圏域ごとに全ての市町村において利用できる体制を整備
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域ごとに全ての市町村において利用できる体制を整備
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	県及び圏域を基本として設置（2018年度末）

2 障害福祉サービス等の必要な量（活動指標）の見込み等

障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量（活動指標）については、既存の施設利用者が円滑にサービスを利用できること、できる限り身近な地域でのサービス利用が可能となることを目指し、市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画で定める見込み量の合計を基本として見込んでいます。

(1) 訪問系サービス

① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援	利用時間 (時間)	61,467	69,911	72,938	76,548
	利用者数 (人)	3,361	3,661	3,816	3,970

② 見込量確保のための方策

- ・ 圏域で不足しているサービスについて、十分なサービス量が確保できるよう事業所の指定を行うとともに、サービス提供基盤の整備について計画的に支援します。
- ・ 居宅介護従業者養成研修等を行う指定事業者の数の確保を行い、地域で必要な研修を受けられる体制を作り、専門的知識と技術を持った質の高い人材の養成を図ります。
- ・ 必要なサービスが実施できるよう、国に十分な予算の確保を要望するとともに、市町村がより充実した事業を行えるよう、他自治体の取組状況などの情報提供を行います。

(2) 日中活動系サービス

① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
生活介護	利用日数 (人日)	90,861	95,808	98,147	100,571
	利用者数 (人)	4,836	5,093	5,224	5,350
自立訓練 (機能訓練)	利用日数 (人日)	946	1,291	1,375	1,422
	利用者数 (人)	78	96	102	105

サービス種類	単位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
自立訓練 (生活訓練)	利用日数 (人日)	4,168	4,679	4,990	5,476
	利用者数 (人)	330	359	385	425
就労移行支援	利用日数 (人日)	8,082	10,034	10,894	12,111
	利用者数 (人)	514	618	668	739
就労継続支援 (A型)	利用日数 (人日)	13,490	15,302	15,966	16,672
	利用者数 (人)	686	763	800	840
就労継続支援 (B型)	利用日数 (人日)	80,961	91,208	95,381	99,323
	利用者数 (人)	5,011	5,501	5,755	6,002
就労定着支援	利用者数 (人)		179	236	303
療養介護	利用者数 (人)	361	373	379	382
短期入所 (福祉型)	利用日数 (人日)	5,139	6,357	6,784	7,175
	利用者数 (人)	766	895	962	1,020
短期入所 (医療型)	利用日数 (人日)	423	577	621	674
	利用者数 (人)	66	86	94	103

② 見込量確保のための方策

- ・ 圏域単位で不足しているサービスについて、十分なサービス量が確保できるよう事業所の指定を促進します。
- ・ より身近な場所でサービスの提供が受けられるよう、サービス提供基盤の整備を計画的に支援します。
- ・ 働くことを希望する障がいのある人に対して、障がい特性や能力に応じた多様な就労の場を確保するなど、地域自立支援協議会と連携し、福祉的就労の場の充実を図ります。
- ・ 障がいのある人を在宅で支える家族にとって、レスパイトケア等を行う短期入所サービスは重要であり、身近な地域で利用できるよう、事業所の拡充を図ります。
- ・ 医療的ケアを必要とする障がい児（者）が利用できる通所施設を拡充するための支援を行い、障がい児（者）が安心して日中活動を楽しめるよう環境を整備します。

また、在宅で介護する家族の負担軽減を図るため、自立支援協議会や医療的ケア児支援のための協議の場などと連携を図り、保護者や医療機関等の意向を踏まえた上で、医療的ケアを必要とする重症心身障がい者（児）を受け入れられる医療型短期入所事業所の整備を促進します。

- サービス提供プロセスの管理を行うとともに、サービスを提供する職員の指導等の役割を担うサービス管理責任者の養成研修等を実施し、必要な人材の養成を行います。
- 就労継続支援事業所等に対して、農業分野における就労支援を行います。

(3) 居住系サービス

① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
自立生活援助	利用者数 (人)		76	93	111
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人)	2,545	2,750	2,854	2,987
施設入所支援	利用者数 (人)	2358	2314	2286	2242

② 見込量確保のための方策

- 国に対して施設整備に係る必要な予算の確保を積極的に要望し、サービス提供基盤の整備を計画的に支援します。
- 居室の個室化や老朽化した施設の改修等、施設の生活環境の改善を支援します。
- 地域の実情を踏まえながら、県営住宅のグループホームへの活用を図ります。

(4) 相談支援

① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
計画相談支援	利用者数 (人)	3,320	3,507	3,609	3,700
地域移行支援	利用者数 (人)	35	86	99	116
地域定着支援	利用者数 (人)	81	295	355	405

② 見込量確保のための方策

- 国の相談支援従事者研修の受講者を中心に、実践力の高い人材を養成するための研修を実施し、相談支援専門員の資質向上と人材の確保を図ります。
- 相談支援について指導的役割を果たす「主任相談支援専門員」(仮)の基幹相談支援センター等への計画的な配置を目指します。
- 障がいのある人が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、専門性の高い相談支援や広域的な支援体制を整備し、地域における市町村の取組を後押しします。

(5) 福祉施設から一般就労への移行等

必要な量の見込み（1年あたり）

事業内容	単位	2016年度 (実績)	2020年度
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労への移行者数	人数 (人)	261	383
障がい者に対する職業訓練の受講者数	件数 (件)	36	55
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	人数 (人)	436	589
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	人数 (人)	127	194
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数	人数 (人)	120	183

(6) 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児通所支援等

① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
児童発達支援	利用日数 (人日)	6,866	8,788	9,335	9,983
	利用児童数 (人)	755	943	1,004	1,069
医療型児童 発達支援	利用日数 (人日)	292	368	393	444
	利用児童数 (人)	21	27	29	34
放課後等 デイサービス	利用日数 (人日)	16,765	21,345	22,713	24,496
	利用児童数 (人)	1,867	2,256	2,396	2,544
保育所等訪問支援	利用日数 (人日)	72	182	203	255
	利用児童数 (人)	57	100	109	124
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数 (人日)		140	207	307
	利用児童数 (人)		26	36	50
福祉型 障害児入所支援	利用児童数 (人)	10	16	18	19
医療型 障害児入所支援	利用児童数 (人)	136	136	133	133
障害児相談支援	利用児童数 (人)	587	772	846	924

② 見込量確保のための方策

- ・ 障害児通所支援事業者の指定を促進するとともに、必要な基盤整備について計画的に支援します。
- ・ 障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、専門性の高い相談支援や広域的な支援体制を整備し、地域における市町村の取組を後押しします。
- ・ 圏域配置の療育コーディネーターを中心に、地域全体の連携をコーディネートします。
- ・ 県自立支援協議会療育部会において、地域連携に係る課題解決に向けた検討を行います。

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
必要な量の見込み

サービス	2018年度	2019年度	2020年度
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	4	8	23

(8) 発達障がい者に対する支援
必要な量の見込み

サービス	2018年度	2019年度	2020年度
発達障害者支援地域協議会の開催回数	2	2	2
発達障害者支援センターによる相談支援件数	1,200	1,200	1,200
発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	110	120	130
発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	4,900	5,000	5,100
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	40	40	40

(9) 障害福祉サービス等の基盤整備

施設入所者や入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行その他地域における課題を踏まえ、必要となる障害福祉サービス等の基盤整備を着実にを行うために、県と市町村の協働により計画的に行っていきます。

サービス種類	単位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
生活介護	事業所数	186	196	204	212
【再掲】生活介護 (通所のみ)	事業所数	125	136	143	148
自立訓練(機能訓練)	事業所数	2	6	6	6

サービス種類	単位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
自立訓練（生活訓練）	事業 所数	32	33	35	35
就労移行支援	事業 所数	75	77	81	85
就労継続支援（A型）	事業 所数	38	45	47	50
就労継続支援（B型）	事業 所数	245	260	268	276
就労定着支援	事業 所数		14	18	24
療養介護	事業 所数	7	8	8	8
短期入所（福祉型）	事業 所数	122	153	165	176
短期入所（医療型）	事業 所数	12	14	14	15
自立生活援助	事業 所数		11	13	14
共同生活援助	住居 数	514	539	556	577
施設入所支援	事業 所数	59	59	59	59
特定相談支援	事業 所数	280	291	302	309
一般相談支援 （地域移行支援）	事業 所数	76	81	86	90
一般相談支援 （地域定着支援）	事業 所数	76	82	87	92
児童発達支援	事業 所数	52	67	71	75
医療型児童発達支援	事業 所数	1	2	2	2
放課後等デイサービス	事業 所数	120	155	163	172
福祉型障害児入所施設	事業 所数	1	1	1	1
医療型障害児入所施設	事業 所数	5	5	5	5
障害児相談支援	事業 所数	184	207	216	227

（10） 障がい者・児支援の質の向上のための取組

① サービスの提供に係る人材の養成

○ サービス管理責任者養成研修及び児童発達支援管理責任者養成研修

- ・ 個々の利用者の初期状態の把握、個別支援計画の作成、定期的な評価等の一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を負い、サービスの質の向上を図る役割を担う、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を養成します。

- 相談支援専門員研修
 - ・ 国の相談支援従事者研修の受講者を中心に、実践力の高い人材を養成するための研修を実施し、相談支援専門員の資質向上と人材の確保を図ります。
 - ・ 県自立支援協議会人材育成部会を中心に、各圏域における研修・人材育成のリーダーの養成を支援します。
- サービス従業者に対する研修
 - ・ 福祉サービスを支える人材の確保と質の向上を目指し、施設・事業所職員の段階と職務階層に合わせて受講できるよう、長野県版「キャリアパス・モデル」に対応した研修を実施します。
- 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修
 - ・ 必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成します。
- 同行援護従業者養成研修
 - ・ 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に対して、外出時に、当該障がいのある人等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がいのある人が外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を習得する従業者を養成します。
- 行動援護従業者養成研修
 - ・ 知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人等であって、常時介護を要する人が行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識、技術を習得する従業者を養成します。
- ② 障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価等
 - ・ 各施設が、利用者に対する満足度調査や第三者による評価等を通じ、日常業務の再点検やサービスの質の向上を図ることができるよう支援します。
 - ・ 障害福祉サービスの内容等を公表する、情報公表制度により、利用者がサービスを選択する際の参考とするとともに、事業者のサービスの質の向上を図ります。
- ③ 障害福祉サービス事業所等への実地指導
 - ・ 障害福祉サービスを提供する事業所等に対して、自立支援給付の適正化とサービスの質の向上を目的に、重点事項を定め、効率的・効果的な実地指導を行います。また、新規指定事業所については、指定後早期に実地指導を行います。
 - ・ 不正・不当な行為や著しい基準違反の疑いのある施設等に対しては迅速かつ重点的に監査を実施し、特に悪質な案件については、指定の取消や効力停止等により厳正に対処します。

- ・ 市町村が行う指導監査が効果的・効率的に実施できるよう、実施方法の助言や合同での実地指導の実施などの支援を行います。

(11) 関係機関との連携に関する事項

- ・ 成果目標の達成及び障害福祉サービス等の必要な量の見込を確保するため、障がい保健福祉の観点からだけではなく、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組を進めます。
- ・ 企業等への就労に向けた個別具体的な支援に結びつけるために、障害者就業・生活支援センターに配置した就業支援ワーカーをはじめ、求人開拓員、障害者職業訓練コーディネーターや市町村の相談窓口、特別支援学校、ハローワーク、長野障害者職業センターなど関係機関との連携の強化を図り、就労を希望するすべての障がいのある人に対する相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 県の障がい者民間活用委託訓練事業や、国の援助制度（障害者トライアル雇用事業、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援）の周知、普及を行い、雇用拡大及び職場定着につなげます。
- ・ 求人開拓員による職業相談を通じた相談者の個別状況の把握、それに応じた求人開拓、求人企業への同行訪問や職業紹介状の発行等を行う無料職業紹介事業の実施により、障がいのある人の一般就労を推進します。
- ・ 県関係部局やNPO法人長野県セルフセンター協議会等との連携を強化し、「農業就労チャレンジ事業」の取組を促進する等、農業分野をはじめ様々な分野における障がいのある人の就労の場の創出及び拡大に取り組みます。
- ・ 圏域ごとの自立支援協議会や特別支援教育コーディネーター連絡会等における連携を強化し、医療・保健・福祉・労働・教育等関係機関の協働によるライフステージに応じた支援体制の充実を図ります。
- ・ 一般企業への就労を希望する生徒の進路実現と、企業側の障がいのある人の理解や受け入れに向けた取組を促進するために、就労コーディネーターによる企業への働きかけとマッチング支援、特別支援学校技能検定の実施、協力企業登録制度の実施等を総合的に推進します。
- ・ 卒業後も関係機関（労働・福祉・医療・地域等）による支援を継続するため、在学中からの移行支援会議の実施や「個別の教育支援計画」を活用した関係機関との支援ネットワークづくりを推進します。
- ・ 発達障がい者サポーターの更なる増加を図り、発達障がいのある人の身近に理解者が寄り添う社会を目指すとともに、市町村へ個別支援ノートの活用を呼びかけることにより、支援関係者間の情報共有・引継体制を強化し、発達障がいのある人が個々の特性に合った支援を受けられるよう取り組みます。
また、保健、医療、福祉、教育等各種分野の連携により、切れ目ない支援体制の充実を図ります。

3 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

県では、特に専門性の高い相談支援事業や広域的な支援を必要とする事業を実施しています。

(1) 県が行う事業

① 専門性の高い相談事業

○ 発達障がい者支援センター運営事業

発達障がい者・児及びその家族に対する相談支援、並びに保育、教育、福祉、医療機関に対する療育支援等を行う中核機関である「長野県発達障がい者支援センター」を運営します。

事業量の見込み

単 位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
実施か所数	1	1	1	1
実利用者数	1,298	1,200	1,200	1,200

○ 障害者就業・生活支援センター運営事業

障がいのある人に対する就業面の支援と生活面の支援を一体的に行うため、「障害者就業・生活支援センター」を設置し、委託により支援事業を実施します。

事業量の見込み

単 位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
実施か所数	10	10	10	10
実利用者数	3,592	3,700	3,750	3,800

○ 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障害のある人に対する相談支援、地域支援ネットワークの構築、普及啓発及び研修事業を行います。

事業量の見込み

単 位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
実施か所数	4	4	4	4
実利用者数	460	470	480	490

○ 障がい児等療育支援事業

在宅の障がい児及びその家族の地域生活を支援するため、専門職の支援チームによる巡回相談や訪問健康診査、専門的な療育相談や療育指導、施設職員に対する療育技術指導を実施します。

事業量の見込み

単 位	2016 年度 (実績)	2018 年度	2019 年度	2020 年度
実施か所数	13	13	13	13

② 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

○ 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

身体障がい者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成研修します。

事業量の見込み

単 位	2016 年度 (実績)	2018 年度	2019 年度	2020 年度
手話通訳者登録者数	167	167	167	167
要約筆記者登録者数	132	132	132	132

○ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

事業量の見込み

単 位	2016 年度 (実績)	2018 年度	2019 年度	2020 年度
通訳・介助員登録者数	48	48	48	48

③ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

○ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がいのある人の自立と社会参加を図るため、市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

事業量の見込み

単 位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
実利用者数	24	40	48	56

(注) 県設置の手話通訳業務嘱託員による派遣は上記件数に含まない。

○ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

事業量の見込み

単 位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
実利用者数	361	381	391	401

④ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

市町村域又は都道府県域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間では派遣調整ができない場合には、県が市町村間の派遣調整を行います。

事業量の見込み

単 位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
実施の有無	有	有	有	有

⑤ 広域的な支援

精神障がい者地域生活支援広域調整等事業

精神障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応を目的に事業を行います。

○ 地域生活支援広域調整会議等事業

事業量の見込み

単 位	2016年度 (実績)	2018年度	2019年度	2020年度
事業評価委員会開催回数	2	2	2	2
協議会開催回数	45	45	45	45

○ 地域移行・地域生活支援事業

事業量の見込み

単 位	2016 年度 (実績)	2018 年度	2019 年度	2020 年度
アウトリーチチーム 設置数	0	0	0	0
ピアサポーター数	117	127	132	137

(注) 本事業におけるアウトリーチチーム設置は行っていないが、保健福祉事務所において、精神疾患が疑われる未受診者の方やひきこもりの精神障がいのある人の方に対する訪問相談を保健福祉事務所の嘱託医及び地域の医療機関と連携し実施している。

○ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業

事業量の見込み

単 位	2016 年度 (実績)	2018 年度	2019 年度	2020 年度
運営委員会	0	1	1	1

⑥ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

協議会の体制を充実させ、各ライフステージで発達障がいの発見と支援が切れ目なく行われるよう、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連分野の連携強化を図ります。

事業量の見込み

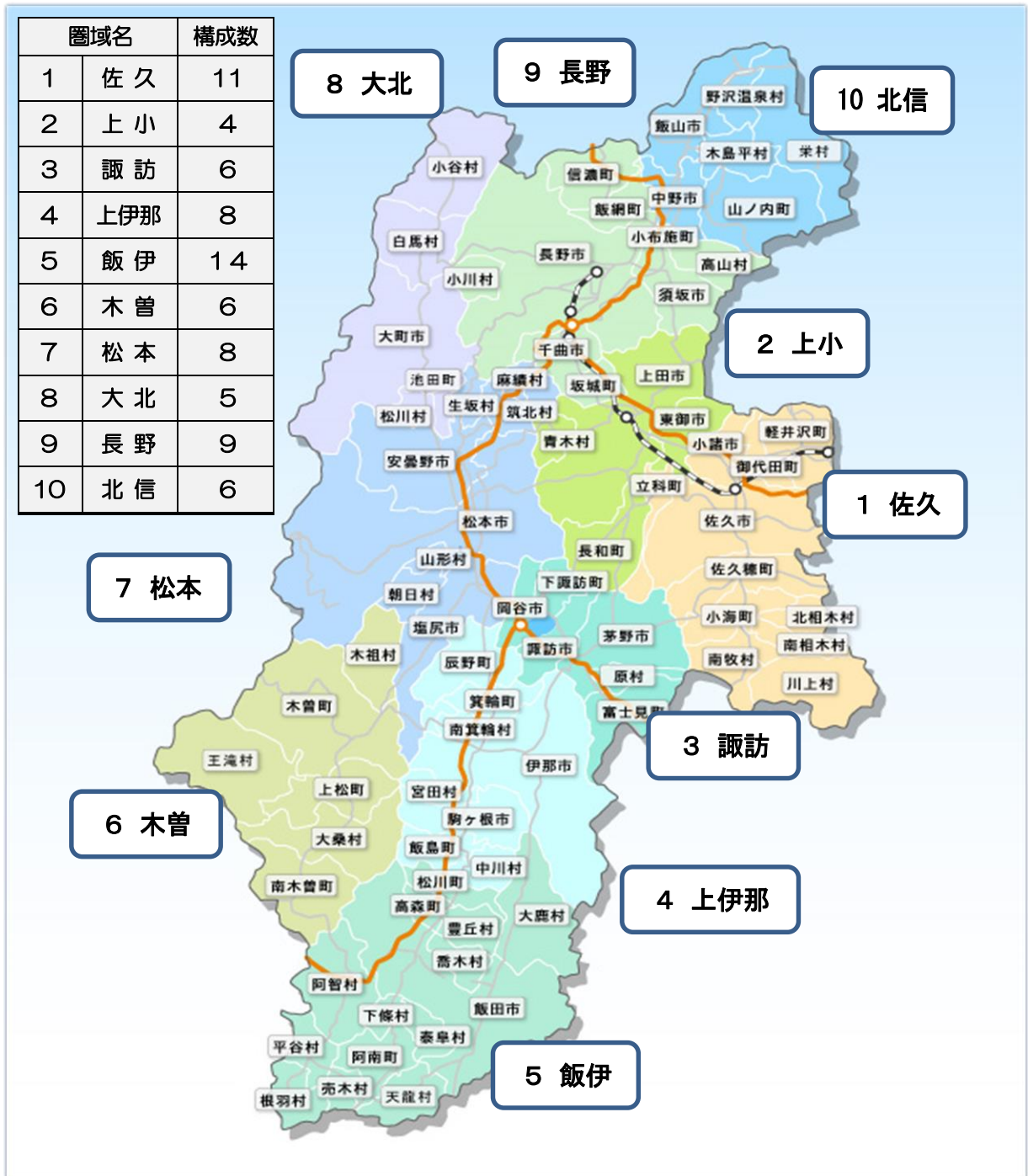
単 位	2018 年度	2019 年度	2020 年度
協議会開催回数	2回	2回	2回

(2) 市町村が行う事業

必須事業を未だ実施していない市町村に対しては、事業化に向けて必要な情報提供や助言等を実施し、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、効率的・効果的に事業を実施できるよう支援します。

4 障がい保健福祉圏域計画について

障がい保健福祉圏域計画は、10の障がい保健福祉圏域ごとに、地域の実情に応じ、地域レベルで課題等を整理して障がい福祉施策を推進するために、長野県内の10か所の県保健福祉事務所が市町村及び圏域自立支援協議会と共同で協議を行い、それぞれ作成したものです。



1 佐久圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(構成市町村：小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町)

1 現状

		(2017.3 末)	(2017.4.1)		
圏域内総人口 (2017.4.1)		206,259 人	小学校 37 校		
	身体障がい児・者数	9,029 人	中学校 16 校		
	知的障がい児・者数	1,815 人	特別支援学校 1 校		
	精神障がい児・者数	1,948 人	在校生	2017 年度	218 人
	小児慢性特定疾病認定者数	211 人	中学部卒業生(見込)	2020 年度	15 人
	指定難病等受給者数	1,736 人	高等部卒業生(見込)	2020 年度	32 人

※障がい児・者数は、手帳所持者

(2016 年度実績)

障害福祉サービス給付(介護給付費及び訓練等給付費)	33 億 4 千万円
補装具費給付(交付及び修理)	4 千 8 百万円
自立支援医療給付	1 億 5 千 5 百万円

2 圏域の特性・施策の方向性等

佐久圏域は、南北に広く、人口の多い市部及び圏域北部に社会資源が偏る傾向にあります。

今後、障がいの種別、程度に関わらず、自ら選んだ地域で、普通に、自分らしく、安心して暮らし続けるため、適切かつ必要なサービスが身近な所で受けられるよう、既存の社会資源の活用はもとより、圏域内の地域バランスにも配慮した社会資源の整備や障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関と協働して、以下の施策について重点的に取り組みます。

① 施設等入所者の地域移行・定着支援(グループホーム等での生活支援など)、② 福祉的就労から一般就労への移行・定着支援、③ 障がい児の発達支援、家族支援、福祉・医療・教育等の関係機関との連携、④ 障がい児・者の権利擁護(差別解消・虐待防止)、⑤ 相談支援体制の充実(相談支援専門員の資質向上など)

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(2020 年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	308 人 (2016 年度未入所者数)	のうち13.3%	42 人移行(年度末)
施設入所者の減少数	308 人 (2016 年度未入所者数)	のうち5.8%	18 人減少(年度末)
福祉施設から一般就労への移行者数	16 人 (2016 年度)	の2倍増	33 人移行(年度中)
就労移行支援事業利用者数	20 人 (2016 年度)	の8割増	36 人利用(年度末)
目標項目	目標内容 (2020 年度)		
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%		
障がい者の地域生活の支援 (地域生活支援拠点等整備)	2018 年度に設置、拠点(面的)体制の運用。今後も検証・評価を行い、更なる機能の強化・充実を図る。		
就労定着支援事業による支援実施1年後の定着率	80% (2019 年度) 80% (2020 年度)		
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(協議の場の設置)	圏域及び市町村(共同設置を含む)に設置		
児童発達支援センターの設置	全市町村で利用できる体制を整備		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	圏域を基本に設置 (2018 年度)		

4 活動指標 (※1) 及び基盤整備 (年度)

(年度)

活動指標 サービス名	単位	2016 (実績)	2018 (見込)	2019 (見込)	2020 (見込)	基盤整備 サービス名	単位	2016 (実績)	2018 (見込)	2019 (見込)	2020 (見込)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間分	7,442	8,485	8,759	9,014	生活介護	事業所数	24	24	24	25
生活介護	※2 人日分	11,326	12,304	12,927	13,434	自立訓練 (機能訓練)		0	0	0	0
自立訓練 (機能訓練)		54	77	91	105	自立訓練 (生活訓練)		2	2	3	3
自立訓練 (生活訓練)		318	510	714	1,089	就労移行支援		3	4	5	6
就労移行支援		359	475	541	673	就労継続支援(A型)		2	2	2	3
就労継続支援 (A型)		497	557	581	605	就労継続支援(B型)		22	23	24	25
就労継続支援 (B型)		7,360	8,174	8,701	9,124	就労定着支援		-	1	2	2
就労定着支援		-	10	13	14	療養介護		1	1	1	1
療養介護		36	42	44	45	短期入所(福祉型)		20	21	23	25
短期入所(福祉型)		556	939	1,033	1,150	短期入所(医療型)		2	2	2	2
短期入所(医療型)		51	80	85	90	自立生活援助		-	1	2	2
自立生活援助		-	7	11	13	共同生活援助		居住数	55	57	59
共同生活援助		240	280	297	340	施設入所支援	10		10	10	10
施設入所支援	308	302	296	290	特定相談支援	事業所数	34	36	38	41	
計画相談支援	632	683	728	755	一般相談支援 (地域移行支援)		8	10	12	14	
地域移行支援	2	4	7	8	一般相談支援 (地域定着支援)		8	10	12	14	
地域定着支援	5	52	56	59	児童発達支援		6	6	6	6	
児童発達支援	286	492	543	597	医療型児童発達支援		0	0	0	0	
医療型児童発達支援	0	15	15	15	放課後等デイサービス		8	10	11	13	
放課後等 デイサービス	1,877	2,291	2,448	2,613	居宅訪問型児童 発達支援		-	0	0	1	
保育所等訪問支援	0	14	14	18	福祉型障害児入所施設		0	0	0	0	
居宅訪問型児童発達 支援	-	32	42	66	医療型障害児入所施設		1	1	1	1	
福祉型障害児入所 施設	0	1	1	2	障害児相談支援		28	31	33	36	
医療型障害児入所 施設	16	17	16	16							
障害児相談支援	83	114	133	152							
医療的ケア・コーディネーター 配置人数	人	-	0	0	2						

※1 活動指標：市町村での支給決定量を基本とした1月当たりのサービス量

※2 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

2 上小圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(構成市町村：上田市、東御市、長和町、青木村)

1 現状

(2017.3 末)

(2017.4.1)

圏域内総人口 (2017.4.1)	195,903 人
身体障がい児・者数	8,476 人
知的障がい児・者数	1,851 人
精神障がい児・者数	2,029 人
小児慢性特定疾病認定者数	198 人
指定難病等受給者数	1,462 人

小学校	33 校	
中学校	15 校	
特別支援学校	1 校	
在校生	2017 年度	212 人
中学部卒業生(見込)	2020 年度	13 人
高等部卒業生(見込)	2020 年度	37 人

※障がい児・者数は、手帳所持者

(2016 年度実績)

障害福祉サービス給付(介護給付費及び訓練等給付費)	35 億 1 千万円
補装具費給付(交付及び修理)	3 千 6 百万円
自立支援医療給付	1 億 7 千 3 百万円

2 圏域の特性・施策の方向性等

- 権利擁護意識が“わが事”となることを目的として、住民を巻き込んだイベントの開催を企画します。
- 障がい児の緊急時支援体制やアウトリーチ支援体制の計画的な構築を目指します。
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、協議・情報交換の場を市町村ごとに整備します。
- ピアサポート支援体制の実践を推進します。
- 施設利用者的一般就労への支援フローと、アセスメント体制整備の共通化を目指します。
- グループホームからの地域移行の促進と、夜間支援体制の構築に向けた検討の機会を作ります。
- 長野県の法定研修と連動した、圏域内での OJT 研修の体制整備を推進します。
- 医療的ケアが必要な児童の地域移行支援モデルと地域支援体制を明確化します。

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(2020 年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	254 人 (2016 年度末入所者数)	のうち 5.5%	14 人移行(年度末)
施設入所者の減少数	254 人 (2016 年度末入所者数)	のうち 0.4%	1 人減少(年度末)
福祉施設から一般就労への移行者数	19 人 (2016 年度)	の 1.3 倍増	25 人移行(年度中)
就労移行支援事業利用者数	58 人 (2016 年度)	の 2.7 割増	74 人利用(年度末)
目標項目	目標内容 (2020 年度)		
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	67%		
障がい者の地域生活の支援 (地域生活支援拠点等整備)	2017 年度より運用開始 期間内に評価及び制度強化を図る		
就労定着支援事業による支援実施1年後の定着率	65% (2019 年度) 79% (2020 年度)		
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(協議の場の設置)	圏域及び全市町村に設置		
児童発達支援センターの設置	現施設を中心に必要に応じて体制を強化		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	現施設を中心に必要に応じて体制を強化		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	現施設を中心に必要に応じて体制を強化		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	現施設を中心に必要に応じて体制を強化		
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	圏域を基本に設置 (2018 年度)		

4 活動指標 (※1) 及び基盤整備 (年度)

(年度)

活動指標 サービス名	単位	2016 (実績)	2018 (見込)	2019 (見込)	2020 (見込)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間分	8,989	10,189	10,817	11,448
生活介護	人日分 ※2	10,252	10,301	10,415	10,529
自立訓練(機能訓練)		74	66	66	66
自立訓練(生活訓練)		423	510	524	556
就労移行支援		917	1,162	1,212	1,262
就労継続支援(A型)		586	613	613	635
就労継続支援(B型)		8,243	9,173	9,614	10,057
就労定着支援	人分	—	17	34	56
療養介護		37	38	38	38
短期入所(福祉型)	人日分	638	584	616	650
短期入所(医療型)		32	41	45	48
自立生活援助	人分	—	20	21	24
共同生活援助		210	225	235	246
施設入所支援		249	249	249	248
計画相談支援		292	310	314	318
地域移行支援		3	17	19	21
地域定着支援		22	109	130	153
児童発達支援		1,159	1,311	1,412	1,495
医療型児童発達支援		12	35	45	55
放課後等 デイサービス	人日分	774	974	1,081	1,188
保育所等訪問支援		6	11	12	14
居宅訪問型児童発達 支援		—	6	12	18
福祉型障害児入所 施設		1	2	2	2
医療型障害児入所 施設	人分	6	8	8	8
障害児相談支援		48	54	56	60
医療的ケア・コーデ ィネーター配置人数		人	—	1	4

基盤整備 サービス名	単位	2016 (実績)	2018 (見込)	2019 (見込)	2020 (見込)	
生活介護	事業所数	24	27	29	31	
自立訓練 (機能訓練)		0	1	1	1	
自立訓練 (生活訓練)		4	4	4	4	
就労移行支援		7	7	8	9	
就労継続支援(A型)		2	3	3	3	
就労継続支援(B型)		28	32	34	36	
就労定着支援		—	7	8	9	
療養介護		1	1	1	1	
短期入所(福祉型)		15	19	21	23	
短期入所(医療型)		1	2	2	2	
自立生活援助		—	4	4	5	
共同生活援助		住居数	61	64	67	70
施設入所支援		事業所数	7	7	7	7
特定相談支援	27		29	31	32	
一般相談支援 (地域移行支援)	8		9	10	10	
一般相談支援 (地域定着支援)	9		11	12	13	
児童発達支援	5		8	9	9	
医療型児童発達 支援	0		1	1	1	
放課後等 デイサービス	8		13	14	15	
居宅訪問型児童 発達支援	—		2	2	2	
福祉型障害児入所 施設	0		0	0	0	
医療型障害児入所 施設	0		0	0	0	
障害児相談支援	13	15	16	19		

※1 活動指標：市町村での支給決定量を基本とした
1月当たりのサービス量

※2 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を
算出し、利用者全員分を合計したサービス量

3 諏訪圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(構成市町村：岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村)

1 現状

		(2017.3 末)	(2017.4.1)		
圏域内総人口 (2017.4.1)		196,302 人	学校		
身体障がい児・者数	知的障がい児・者数	7,584 人	29 校		
	精神障がい児・者数	1,381 人	中学校		
	小児慢性特定疾病認定者数	1,612 人	16 校		
	指定難病等受給者数	207 人	特別支援学校		
		1,442 人	2 校		
			在校生	2017 年度	259 人
			中学部卒業生(見込)	2020 年度	16 人
			高等部卒業生(見込)	2020 年度	38 人

※障がい児・者数は、手帳所持者

(2016 年度実績)

障害福祉サービス給付(介護給付費及び訓練等給付費)	23 億 1 千万円
補装具費給付(交付及び修理)	2 千 9 百万円
自立支援医療給付	8 千 7 百万円

2 圏域の特性・施策の方向性等 (今後、重点的に取り組む施策)

諏訪圏域は、諏訪湖周辺の平たん地と八ヶ岳山麓の高原地帯に位置する3市2町1村からなる地域です。障がいのある人もない人も誰もがいきいきと安心して暮らせる地域づくりを推進するため、各種施策を推進します。

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

圏域及び市町村で設置された協議の場において、精神障がい者の地域移行を進めます。

○地域生活支援拠点の整備等

事業所の協力を得て緊急時の短期入所の受け入れを整備し、基幹相談支援センターを中心に地域移行支援、地域定着支援等による継続支援を図ります。

○自立した生活のための就労支援の強化

関係機関が連携し、就労継続支援事業等の福祉就労や一般就労への支援を進めます。

○障がい児支援の充実

重症心身障がい児への充実した支援にむけて既存資源の活用を推進します。

○相談支援体制の強化

諏訪地域障がい福祉自立支援協議会を中心に障がい者(児)、家族、事業者、行政、地域住民を交え地域の課題を把握し調整します。

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(2020 年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	171 人 (2016 年度末入所者数)	のうち 11.7%	20 人移行(年度末)
施設入所者の減少数	171 人 (2016 年度末入所者数)	のうち 7.0%	12 人減少(年度末)
福祉施設から一般就労への移行者数	14 人 (2016 年度)	の 1.9 倍増	26 人移行(年度中)
就労移行支援事業利用者数	38 人 (2016 年度)	の 4.4 割増	55 人利用(年度末)
目標項目	目標内容 (2020 年度)		
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	67%		
障がい者の地域生活の支援 (地域生活支援拠点等整備)	2017 年度に整備し、運用開始。		
就労定着支援事業による支援実施1年後の定着率	80% (2019 年度) 80% (2020 年度)		
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(協議の場の設置)	圏域及び市町村(共同設置を含む)に設置		
児童発達支援センターの設置	全市町村で利用できる体制を整備		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	圏域を基本に設置 (2018 年度)		

4 活動指標 (※1) 及び基盤整備 (年度)

活動指標 サービス名	単位	2016 (実績)	2018 (見込)	2019 (見込)	2020 (見込)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間分	3,779	4,755	4,956	5,182
生活介護	人日分 ※2	6,950	7,403	7,577	7,772
自立訓練(機能訓練)		39	109	109	109
自立訓練(生活訓練)		256	249	249	249
就労移行支援		672	1,043	1,102	1,182
就労継続支援(A型)		2,589	3,008	3,132	3,256
就労継続支援(B型)		5,220	5,700	5,884	6,032
就労定着支援		—	3	5	6
療養介護	人分	26	27	27	27
短期入所(福祉型)	人日分	684	778	802	848
短期入所(医療型)	人日分	11	17	23	29
自立生活援助	人分	—	3	4	4
共同生活援助		164	190	198	208
施設入所支援		175	167	165	161
計画相談支援		272	315	323	331
地域移行支援		4	7	8	9
地域定着支援		1	20	27	35
児童発達支援		778	1,279	1,345	1,436
医療型児童発達支援	人日分	0	10	10	11
放課後等 デイサービス	1,050	1,331	1,419	1,526	
保育所等訪問支援	23	65	68	77	
居宅訪問型児童発達 支援	—	3	3	8	
福祉型障害児入所 施設	人分	0	0	0	0
医療型障害児入所 施設		15	15	15	15
障害児相談支援		50	68	72	78
医療的ケア・コーデ イナー配置人数	人	—	0	0	2

基盤整備 サービス名	単位	2016 (実績)	2018 (見込)	2019 (見込)	2020 (見込)
生活介護	事業所数	15	16	17	19
自立訓練 (機能訓練)		0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)		2	2	2	2
就労移行支援		6	5	5	6
就労継続支援(A型)		8	8	8	9
就労継続支援(B型)		18	18	18	18
就労定着支援		—	1	1	1
療養介護		1	1	1	1
短期入所(福祉型)		7	8	9	10
短期入所(医療型)		1	1	1	1
自立生活援助		—	1	1	1
共同生活援助	住居数	27	28	29	30
施設入所支援	事業所数	4	4	4	4
特定相談支援		19	20	21	22
一般相談支援 (地域移行支援)		7	7	7	7
一般相談支援 (地域定着支援)		7	7	7	7
児童発達支援		3	3	4	5
医療型児童発達 支援		0	0	0	0
放課後等 デイサービス		6	9	9	9
居宅訪問型児童 発達支援		—	1	1	1
福祉型障害児入所 施設		0	0	0	0
医療型障害児入所 施設		1	1	1	1
障害児相談支援		14	15	17	19

※1 活動指標：市町村での支給決定量を基本とした
1月当たりのサービス量

※2 人日分:1人の1月当たりのサービス利用日数を
算出し、利用者全員分を合計したサービス量

4 上伊那圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(構成市町村：伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村)

1 現状

(2017.3 末)

(2017.4.1)

圏域内総人口 (2017.4.1)	182,460 人
身体障がい児・者数	7,731 人
知的障がい児・者数	1,503 人
精神障がい児・者数	1,469 人
小児慢性特定疾病認定者数	259 人
指定難病等受給者数	1,373 人

小学校	37 校	
中学校	14 校	
特別支援学校	1 校	
在校生	2017 年度	231 人
中学部卒業生(見込)	2020 年度	17 人
高等部卒業生(見込)	2020 年度	42 人

※障がい児・者数は、手帳所持者





(2016 年度実績)

障害福祉サービス給付(介護給付費及び訓練等給付費)	30 億円
補装具費給付(交付及び修理)	2 千 9 百万円
自立支援医療給付	6 千 6 百万円

2 圏域の特性・施策の方向性等

- 地域住民も含め支援関係機関が連携協力して、地域全体で障がいのある人の生活を支援する体制づくりを進めます。また、基幹相談支援センターを核とした相談支援の充実・強化を図ります。
- 雇用・福祉・教育等の関係機関の一層の連携の下、特に課題の多い就職後の職場定着をきめ細かく支援するなど、障がいのある人の就労支援の充実・強化を図ります。

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(2020 年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	188 人 (2016 年度末入所者数)	のうち 10.1% 	19 人移行(年度末)
施設入所者の減少数	188 人 (2016 年度末入所者数)	のうち 2.1% 	4 人減少(年度末)
福祉施設から一般就労への移行者数	41 人 (2016 年度)	の 1.2 倍増 	48 人移行(年度中)
就労移行支援事業利用者数	25 人 (2016 年度)	の 7 割増 	42 人利用(年度末)
目標項目	目標内容 (2020 年度)		
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	33%		
障がい者の地域生活の支援 (地域生活支援拠点等整備)	2017 年度に整備し、運用継続。		
就労定着支援事業による支援実施1年後の定着率	40% (2019 年度) 40% (2020 年度)		
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(協議の場の設置)	圏域及び市町村(共同設置を含む)に設置		
児童発達支援センターの設置	全市町村で利用できる体制を整備		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	圏域を基本に設置 (2018 年度)		

4 活動指標 (※1) 及び基盤整備 (年度)

(年度)

活動指標 サービス名	単位	2016 (実績)	2018 (見込)	2019 (見込)	2020 (見込)	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間分	6,626	7,049	7,268	7,764	
生活介護	※2 人日分	6,292	6,828	6,989	7,104	
自立訓練 (機能訓練)		168	261	288	316	
自立訓練 (生活訓練)		257	323	361	379	
就労移行支援		586	518	530	566	
就労継続支援 (A型)		1,589	1,751	1,793	1,819	
就労継続支援 (B型)		10,517	11,883	12,439	13,019	
就労定着支援		-	3	3	5	
療養介護		17	18	18	18	
短期入所 (福祉型)	人日分	439	472	511	538	
短期入所 (医療型)		93	122	122	128	
自立生活援助	人分	-	3	5	8	
共同生活援助		248	268	277	289	
施設入所支援		190	186	184	180	
計画相談支援		179	193	198	203	
地域移行支援		3	6	7	7	
地域定着支援		3	6	7	7	
児童発達支援		699	983	1,062	1,197	
医療型児童発達 支援		0	0	0	0	
放課後等 デイサービス	人日分	955	1,403	1,716	2,131	
保育所等訪問支 援		1	9	10	33	
居宅訪問型児童 発達支援		0	0	23	46	
福祉型障害児入 所施設		0	0	0	0	
医療型障害児入 所施設		14	15	15	16	
障害児相談支援		51	70	80	91	
医療的ケア・コー ディネーター配置 人数		人	-	0	0	2

基盤整備 サービス名	単位	2016 (実績)	2018 (見込)	2019 (見込)	2020 (見込)
生活介護	事業所数	13	14	15	15
自立訓練 (機能訓練)		1	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)		2	3	3	3
就労移行支援		5	5	5	5
就労継続支援(A型)		3	4	4	4
就労継続支援(B型)		26	28	30	32
就労定着支援		-	1	1	1
療養介護		0	1	1	1
短期入所(福祉型)		7	8	9	10
短期入所(医療型)		4	4	4	4
自立生活援助	住居数	-	1	1	1
共同生活援助		57	61	62	64
施設入所支援		4	4	4	4
特定相談支援		37	38	39	40
一般相談支援 (地域移行支援)		6	6	6	6
一般相談支援 (地域定着支援)		7	7	7	7
児童発達支援		5	5	5	6
医療型児童発達 支援		0	0	0	0
放課後等 デイサービス		11	13	15	17
居宅訪問型児童 発達支援		0	0	1	1
福祉型障害児入 所施設	0	0	0	0	
医療型障害児入 所施設	0	0	0	0	
障害児相談支援	20	23	24	25	

※1 活動指標：市町村での支給決定量を基本とした1月当たりのサービス量

※2 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

5 飯伊圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(構成市町村：飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村)

1 現状

		(2017.3 末)			(2017.4.1)
圏域内総人口 (2017.4.1)		159,686 人	小学校		43 校
身体障がい児・者数	知的障がい児・者数	9,278 人	中学校		22 校
	精神障がい児・者数	1,507 人	特別支援学校		1 校
	小児慢性特定疾病認定者数	1,036 人	在校生	2017 年度	192 人
	指定難病等受給者数	185 人	中学部卒業生(見込)	2020 年度	11 人
		1,046 人	高等部卒業生(見込)	2020 年度	27 人

※障がい児・者数は、手帳所持者

(2016 年度実績)

障害福祉サービス給付(介護給付費及び訓練等給付費)	29 億 4 千万円
補装具費給付(交付及び修理)	3 千 5 百万円
自立支援医療給付	5 千 6 百万円

2 圏域の特性・施策の方向性等

飯伊地域は、大阪府、香川県を上回る広大な地域に 16 万人が散在し、多くの過疎地域を抱える圏域です。過疎化の進行等により、障がい者を支える地域力が低下しており、障がい者が地域で自立した生活を送れるよう障害者総合支援法に基づき、行政・サービス事業者等が連携して、充実した適切なサービスを提供していくことが一層必要となっています。

障がいの種別に関わらず、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるようサービスの充実を図るとともに、障がい者が社会の一員として地域で社会参加できるよう地域生活支援を促進します。

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(2020 年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	257 人 (2016 年度末入所者数)	のうち 12.1%	31 人移行(年度末)
施設入所者の減少数	257 人 (2016 年度末入所者数)	のうち 3.5%	9 人減少(年度末)
福祉施設から一般就労への移行者数	26 人 (2016 年度)	の 1.6 倍増	41 人移行(年度中)
就労移行支援事業利用者数	36 人 (2016 年度)	の 5.6 割増	56 人利用(年度末)
目標項目	目標内容 (2020 年度)		
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	33%		
障がい者の地域生活の支援 (地域生活支援拠点等整備)	2018 年度に整備し運用開始		
就労定着支援事業による支援実施 1 年後の定着率	50% (2019 年度) 50% (2020 年度)		
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(協議の場の設置)	圏域及び市町村(共同設置を含む)に設置		
児童発達支援センターの設置	現施設を中心に必要に応じて体制を強化		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	圏域を基本に設置 (2018 年度)		

4 活動指標^{※1} 及び基盤整備 (年度)

活動指標 サービス名	単位	2016 (実績)	2018 (見込)	2019 (見込)	2020 (見込)	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間分	3,199	4,466	4,477	4,481	
生活介護	人日分 ※2	9,283	9,953	10,080	10,371	
自立訓練(機能訓練)		29	29	29	29	
自立訓練(生活訓練)		329	379	357	357	
就労移行支援		645	884	910	1,075	
就労継続支援(A型)		2,852	3,222	3,369	3,452	
就労継続支援(B型)		5,066	6,381	6,504	6,629	
就労定着支援		人分	-	6	10	14
療養介護	人日分 ※2	16	16	16	16	
短期入所(福祉型)		264	328	330	348	
短期入所(医療型)	6	10	15	20		
自立生活援助	人分	-	4	7	9	
共同生活援助		266	286	289	292	
施設入所支援		257	255	251	248	
計画相談支援		153	135	134	134	
地域移行支援		0	9	8	9	
地域定着支援		3	21	22	23	
児童発達支援		人日分 ※2	1,017	1,154	1,108	1,101
医療型児童発達支援	0		0	0	0	
放課後等 デイサービス	3,462		4,379	4,475	4,765	
保育所等訪問支援	2		10	12	14	
居宅訪問型児童発達 支援	-		37	37	37	
福祉型障害児入所 施設	人分		0	0	0	0
医療型障害児入所 施設	15		15	15	15	
障害児相談支援	19	50	50	50		
医療的ケア・コーディネーター 配置人数	人	-	1	1	1	

(年度)

基盤整備 サービス名	単位	2016 (実績)	2018 (見込)	2019 (見込)	2020 (見込)	
生活介護	事業所数	19	22	23	24	
自立訓練 (機能訓練)		0	1	1	1	
自立訓練 (生活訓練)		3	3	3	3	
就労移行支援		7	7	9	9	
就労継続支援(A型)		6	8	8	8	
就労継続支援(B型)		15	18	18	18	
就労定着支援		-	1	1	2	
療養介護		0	0	0	0	
短期入所(福祉型)		13	15	16	17	
短期入所(医療型)		0	0	0	1	
自立生活援助		-	1	2	2	
共同生活援助		住居数	57	57	58	58
施設入所支援		事業所数	8	8	8	8
特定相談支援	32		32	32	32	
一般相談支援 (地域移行支援)	4		4	4	4	
一般相談支援 (地域定着支援)	4		4	4	4	
児童発達支援	3		6	6	6	
医療型児童発達 支援	0		0	0	0	
放課後等 デイサービス	20		29	30	31	
居宅訪問型児童 発達支援	-		4	4	4	
福祉型障害児入所 施設	0		0	0	0	
医療型障害児入所 施設	0		0	0	0	
障害児相談支援	18	18	18	18		

※1 活動指標：市町村での支給決定量を基本とした1月当たりのサービス量

※2 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

6 木曾圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(構成市町村：上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村)

1 現状

(2017.3 末)	
圏域内総人口 (2017.4.1)	27,399 人
身体障がい児・者数	1,515 人
知的障がい児・者数	274 人
精神障がい児・者数	225 人
小児慢性特定疾病認定者数	20 人
指定難病等受給者数	243 人

※障がい児・者数は、手帳所持者

(2017.4.1)		
小学校	9 校	
中学校	8 校	
特別支援学校	1 校	
在校生	2017 年度	34 人
中学部卒業生(見込)	2020 年度	3 人
高等部卒業生(見込)	2020 年度	6 人

(2016 年度実績)

障害福祉サービス給付(介護給付費及び訓練等給付費)	8 億 2 千万円
補装具費給付(交付及び修理)	3 百万円
自立支援医療給付	1 千 2 百万円





2 圏域特性・施策の方向性等

木曾圏域は、面積が広く人口が少ないため、障害福祉サービスの提供にあたっては、町村単位ではなく圏域単位で取り組んでいく必要があります。

このため、木曾圏域自立支援協議会において、様々な課題の共有や支援方法等の検討を行うことにより、障がい児者が地域で安心して生活できるよう、サービス提供体制及び支援体制の充実を図ります。

また、障がい者の地域での生活を支援するため、グループホームの整備を計画的に進めます。

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(2020 年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	77 人 (2016 年度末入所者数)	のうち 5% 	4 人移行(年度末)
施設入所者の減少数	77 人 (2016 年度末入所者数)	のうち 0% 	0 人減少(年度末)
福祉施設から一般就労への移行者数	3 人 (2016 年度)	の 1.7 倍増 	5 人移行(年度中)
就労移行支援事業利用者数	1 人 (2016 年度)	の 40 割増 	5 人利用(年度末)
目標項目	目標内容 (2020 年度)		
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	100%		
障がい者の地域生活の支援 (地域生活支援拠点等整備)	2018 年度に整備し、運用開始。		
就労定着支援事業による支援実施1年後の定着率	35% (2019 年度) 35% (2020 年度)		
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(協議の場の設置)	圏域及び市町村(共同設置を含む)に設置		
児童発達支援センターの設置	全市町村で利用できる体制を整備		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	圏域を基本に設置 (2018 年度)		

4 活動指標 ※1) 及び基盤整備 (年度)

活動指標 サービス名	単位	2016 (実績)	2018 (見込)	2019 (見込)	2020 (見込)	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間分	426	422	432	443	
生活介護	人日分 ※2	2,344	2,258	2,263	2,258	
自立訓練(機能訓練)		0	22	22	0	
自立訓練(生活訓練)		223	228	228	226	
就労移行支援		99	45	77	76	
就労継続支援(A型)		434	510	517	516	
就労継続支援(B型)		1,733	1,848	1,870	1,913	
就労定着支援		人分	-	3	4	5
療養介護	4		3	3	2	
短期入所(福祉型)	人日分	139	180	192	196	
短期入所(医療型)		20	20	20	20	
自立生活援助	人分	-	2	3	4	
共同生活援助		71	71	77	78	
施設入所支援		77	76	76	75	
計画相談支援		40	47	46	47	
地域移行支援		0	1	1	3	
地域定着支援		0	5	6	7	
児童発達支援		人日分	97	102	100	100
医療型児童発達支援	0		0	0	0	
放課後等 デイサービス	9		14	14	14	
保育所等訪問支援	0		10	10	10	
居宅訪問型児童発達 支援	0		0	0	0	
福祉型障害児入所 施設	人分		0	1	1	1
医療型障害児入所 施設			2	2	2	2
障害児相談支援		9	10	10	10	
医療的ケア・コーデ イナー配置人数	人	-	1	1	1	

(年度)

基盤整備 サービス名	単位	2016 (実績)	2018 (見込)	2019 (見込)	2020 (見込)
生活介護	事業所数	3	3	3	3
自立訓練 (機能訓練)		0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)		1	1	1	1
就労移行支援		1	1	1	1
就労継続支援(A型)		1	1	1	1
就労継続支援(B型)		8	8	8	8
就労定着支援		-	0	0	0
療養介護		0	0	0	0
短期入所(福祉型)		5	5	5	5
短期入所(医療型)		0	0	0	0
自立生活援助	住居数	0	0	0	0
共同生活援助		10	11	11	12
施設入所支援		2	2	2	2
特定相談支援		8	8	8	8
一般相談支援 (地域移行支援)		0	0	0	0
一般相談支援 (地域定着支援)		0	0	0	0
児童発達支援		1	1	1	1
医療型児童発達 支援		0	0	0	0
放課後等 デイサービス		1	1	1	1
居宅訪問型児童 発達支援		-	0	0	0
福祉型障害児入所 施設	事業所数	0	0	0	0
医療型障害児入所 施設		0	0	0	0
障害児相談支援		4	6	6	6

※1 活動指標:市町村での支給決定量を基本とした1月当たりのサービス量

※2 人日分:1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

7 松本圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(構成市町村：松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村)

1 現状

		(2017.3 末)
圏域内総人口 (2017.4.1)		425,383 人
	身体障がい児・者数	18,407 人
	知的障がい児・者数	3,545 人
	精神障がい児・者数	3,998 人
	小児慢性特定疾病認定者数	478 人
	指定難病等受給者数	3,339 人

※障がい児・者数は、手帳所持者

		(2017.4.1)	
学校		53 校	
中学校		36 校	
特別支援学校		4 校	
在校生	2017 年度	431 人	
中学部卒業生(見込)	2020 年度	40 人	
高等部卒業生(見込)	2020 年度	47 人	

(2016 年度実績)





障害福祉サービス給付(介護給付費及び訓練等給付費)	60 億円
補装具費給付(交付及び修理)	7 千 4 百万円
自立支援医療給付	4 億 7 千万円

2 圏域の特性・施策の方向性等

地域生活を支援・充実するため、各市町村に設置・整備・確保を基本とする次の体制については、地域の連携や地域のバックアップ体制の推進等の観点から、圏域又は複数の市町村での対応を関係者と協議・検討します。

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域生活支援拠点等の整備
- 障がい児支援の提供体制の整備等

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(2020 年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	422 人 (2016 年度末入所者数)	のうち 11.8% 	50 人移行(年度末)
施設入所者の減少数	422 人 (2016 年度末入所者数)	のうち 3.1% 	13 人減少(年度末)
福祉施設から一般就労への移行者数	41 人 (2016 年度)	の 1.6 倍増 	66 人移行(年度中)
就労移行支援事業利用者数	71 人 (2016 年度)	の 6.5 割増 	117 人利用(年度末)
目標項目	目標内容 (2020 年度)		
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	56%		
障がい者の地域生活の支援 (地域生活支援拠点等整備)	2020 年度に整備し、運用開始。		
就労定着支援事業による支援実施1年後の定着率	80% (2019 年度) 80% (2020 年度)		
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(協議の場の設置)	圏域及び市町村(共同設置を含む)に設置		
児童発達支援センターの設置	全市町村で利用できる体制を整備		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	圏域を基本に設置 (2018 年度)		

4 活動指標※1及び基盤整備 (年度)

活動指標 サービス名	単位	2016 (実績)	2018 (見込)	2019 (見込)	2020 (見込)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間分	13,052	15,129	15,897	17,350
生活介護	人日分 ※2	15,688	16,421	16,784	17,175
自立訓練(機能訓練)		48	58	78	98
自立訓練(生活訓練)		587	511	538	565
就労移行支援		1,344	1,591	1,802	2,011
就労継続支援(A型)		1,799	1,773	1,874	1,976
就労継続支援(B型)		14,747	16,582	17,367	18,207
就労定着支援		人分	-	7	10
療養介護	人分	75	77	78	79
短期入所(福祉型)	人日分	762	909	977	1,030
短期入所(医療型)	人日分	133	139	153	167
自立生活援助	人分	-	4	7	9
共同生活援助		383	409	422	433
施設入所支援		418	418	415	411
計画相談支援		749	755	774	794
地域移行支援		4	11	15	19
地域定着支援		5	15	22	27
児童発達支援		800	998	1,056	1,116
医療型児童発達支援	0	0	0	0	
放課後等 デイサービス	人日分	2,839	4,029	4,171	4,312
保育所等訪問支援	人分	3	8	9	10
居宅訪問型児童発達 支援	人分	-	15	28	51
福祉型障害児入所 施設	人分	6	7	7	7
医療型障害児入所 施設		29	26	26	26
障害児相談支援		100	140	152	162
医療的ケア・コーデ イナー配置人数	人	-	0	0	4

(年度)

基盤整備 サービス名	単位	2016 (実績)	2018 (見込)	2019 (見込)	2020 (見込)	
生活介護	事業所数	26	27	28	28	
自立訓練 (機能訓練)		0	1	1	1	
自立訓練 (生活訓練)		4	4	4	4	
就労移行支援		11	11	11	11	
就労継続支援(A型)		4	5	5	5	
就労継続支援(B型)		49	49	49	49	
就労定着支援		-	1	1	1	
療養介護		2	2	2	2	
短期入所(福祉型)		16	32	34	36	
短期入所(医療型)		2	2	2	2	
自立生活援助		-	1	1	1	
共同生活援助		住居数	62	64	66	68
施設入所支援		事業所数	9	9	9	9
特定相談支援	42		43	45	46	
一般相談支援 (地域移行支援)	8		8	8	8	
一般相談支援 (地域定着支援)	7		7	7	7	
児童発達支援	10		10	10	10	
医療型児童発達 支援	0		0	0	0	
放課後等 デイサービス	25		25	25	25	
居宅訪問型児童 発達支援	-		1	1	1	
福祉型障害児入所 施設	1		1	1	1	
医療型障害児入所 施設	1		1	1	1	
障害児相談支援	35	38	39	40		

※1 活動指標：市町村での支給決定量を基本とした1月当たりのサービス量

※2 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

8 大北圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(構成市町村：大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村)

1 現状

		(2017.3 末)
圏域内総人口 (2017.4.1)		58,663 人
身体障がい児・者数		3,030 人
知的障がい児・者数		577 人
精神障がい児・者数		649 人
小児慢性特定疾病認定者数		45 人
指定難病等受給者数		452 人

※障がい児・者数は、手帳所持者

		(2017.4.1)	
小学校		11校	
中学校		7校	
義務教育学校(小・中学校)		1校	
特別支援学校		1校	
在校生	2017 年度	190 人	
中学部卒業生(見込)	2020 年度	12 人	
高等部卒業生(見込)	2020 年度	29 人	

(2016 年度実績)

障害福祉サービス給付(介護給付費及び訓練等給付費)	10 億円
補装具費給付(交付及び修理)	1千2百万円
自立支援医療給付	3千3百万円

2 圏域の特性・施策の方向性等

- 障がい福祉サービスは圏域内で偏在傾向があります。また、訪問系サービスや就労系サービス等、在宅生活を支援し社会参加を促進するためのサービスの需要増加が見込まれています。
- 誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしができるようにグループホームの整備促進及び訪問系サービスの充実を図ります。
- 就労系サービスをはじめとする日中活動サービスについては、利用者のニーズ把握に努め、関係機関が連携して、利用者の希望にかなったサービスを身近な場所で利用できるよう提供体制の確保を図ります。
- 障害児の健やかな育成のため相談事業を強化し、乳幼児から継続した支援体制構築を推進します。

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(2020 年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	68 人 (2016 年度末入所者数)	のうち 13%	9 人移行 (年度末)
施設入所者の減少数	68 人 (2016 年度末入所者数)	のうち 13%	9 人減少 (年度末)
福祉施設から一般就労への移行者数	9 人 (2016 年度)	の 1.3 倍増	12 人移行 (年度中)
就労移行支援事業利用者数	10 人 (2016 年度)	の 6 割増	16 人利用 (年度末)
目標項目	目標内容(2020 年度)		
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	100%		
障がい者の地域生活の支援 (地域生活支援拠点等整備)	2018 年度に整備し、運用開始。		
就労定着支援事業による支援実施1年後の定着率	60.0% (2019 年度)	76.5% (2020 年度)	
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(協議の場の設置)	圏域及び市町村(共同設置を含む)に設置		
児童発達支援センターの設置	全市町村で利用できる体制を整備		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	圏域を基本に設置 (2018 年度)		

4 活動指標 (※1) 及び基盤整備 (年度)

活動指標 サービス名	単位	2016 (実績)	2018 (見込)	2019 (見込)	2020 (見込)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間分	1,223	1,536	1,604	1,693
生活介護	人日分 ※2	3,006	3,188	3,310	3,448
自立訓練(機能訓練)		10	51	51	51
自立訓練(生活訓練)		2	50	50	50
就労移行支援		147	258	280	316
就労継続支援(A型)		63	299	327	408
就労継続支援(B型)		2,738	3,485	3,673	3,756
就労定着支援		—	3	7	9
療養介護	人分	14	15	15	15
短期入所(福祉型)	人日分	42	152	204	204
短期入所(医療型)	人日分	13	53	55	58
自立生活援助	人分	—	3	5	6
共同生活援助		100	114	122	130
施設入所支援		68	65	63	59
計画相談支援		111	127	128	132
地域移行支援		0	3	5	8
地域定着支援		0	8	13	15
児童発達支援		237	351	390	426
医療型児童発達支援		0	0	0	40
放課後等 デイサービス		848	1,025	1,086	1,170
保育所等訪問支援		3	12	12	12
居宅訪問型児童発達 支援	—	3	18	26	
福祉型障害児入所 施設	人分	2	4	5	5
医療型障害児入所 施設		3	2	1	2
障害児相談支援		48	55	63	71
医療的ケア・コーデ ィネーター配置人数		人	—	1	2

(年度)

基盤整備 サービス名	単位	2016 (実績)	2018 (見込)	2019 (見込)	2020 (見込)
生活介護	事業所数	8	8	9	9
自立訓練 (機能訓練)		0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)		0	0	0	0
就労移行支援		1	2	2	2
就労継続支援(A型)		0	1	2	2
就労継続支援(B型)		10	10	11	11
就労定着支援		—	0	0	1
療養介護		0	0	0	0
短期入所(福祉型)		1	2	2	2
短期入所(医療型)		0	0	0	0
自立生活援助	住居数	0	0	0	0
共同生活援助		19	21	22	24
施設入所支援		1	1	1	1
特定相談支援		16	15	17	17
一般相談支援 (地域移行支援)		2	2	3	3
一般相談支援 (地域定着支援)		2	2	3	3
児童発達支援		2	4	4	4
医療型児童発達 支援		0	0	0	0
放課後等 デイサービス		4	5	5	5
居宅訪問型児童 発達支援		0	0	0	0
福祉型障害児入所 施設	事業所数	0	0	0	0
医療型障害児入所 施設		0	0	0	0
障害児相談支援		12	14	15	15

※1 活動指標：市町村での支給決定量を基本とした1月当たりのサービス量

※2 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

9 長野圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(構成市町村:長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村)

1 現状

(2017.3 末)

(2017.4.1)

圏域内総人口 (2017.4.1)	538,159 人
身体障がい児・者数	24,032 人
知的障がい児・者数	4,832 人
精神障がい児・者数	4,970 人
小児慢性特定疾病認定者数	579 人
指定難病等受給者数	4,252 人

※障がい児・者数は、手帳所持者

小学校	84 校	
中学校	38 校	
義務教育学校(小・中学校)	2 校	
特別支援学校	7 校	
在校生	2017 年度	648 人
中学部卒業生(見込)	2020 年度	58 人
高等部卒業生(見込)	2020 年度	104 人

(2016 年度実績)

障害福祉サービス給付(介護給付費及び訓練等給付費)	82 億 3 千万円
補装具費給付(交付及び修理)	9 千 7 百万円
自立支援医療給付	4 億 2 千万円

2 圏域の特性・施策の方向性等

長野圏域は、9市町村で構成し、中核市である長野市に社会資源が集中する傾向にありますが、5つの地域自立支援協議会が地域の特性に応じた支援体制の構築に取り組んでいます。

障がい児・者が、住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせる地域社会を目指し、各種施策を推進します。

- 地域自立支援協議会等において、関係者が連携を密にし、身近な地域でサービスを適切に利用できる体制を構築します。
- 各種ニーズ等に対応する相談支援体制の充実の取り組みを進めます。
- 障がい者の権利擁護に関し、理解のある地域を目指します。

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(2020 年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	493 人 (2016 年度末入所者数)	のうち 12.4%	61 人移行(年度末)
施設入所者の減少数	493 人 (2016 年度末入所者数)	のうち 3.9%	19 人減少(年度末)
福祉施設から一般就労への移行者数	87 人 (2016 年度)	の 1.5 倍増	130 人移行(年度末)
就労移行支援事業利用者数	187 人 (2016 年度)	の 5.5 割増	290 人利用(年度末)
目標項目	目標内容 (2020 年度)		
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%		
障がい者の地域生活の支援 (地域生活支援拠点等整備)	地域自立支援協議会単位で、面的な体制整備		
就労定着支援事業による支援実施1年後の定着率	86% (2019 年度) 93% (2020 年度)		
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(協議の場の設置)	圏域及び市町村(共同設置を含む)に設置		
児童発達支援センターの設置	全市町村で利用できる体制を整備		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	圏域を基本に設置 (2018 年度)		

4 活動指標 (※1) 及び基盤整備 (年度)

(年度)

活動指標 サービス名	単位	2016 (実績)	2018 (見込)	2019 (見込)	2020 (見込)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間分	14,453	15,177	15,821	16,115
生活介護	人日分 ※2	21,612	22,479	22,888	23,299
自立訓練(機能訓練)		469	528	552	559
自立訓練(生活訓練)		1,548	1,664	1,710	1,746
就労移行支援		2,907	3,541	3,896	4,351
就労継続支援(A型)		2,802	3,010	3,171	3,343
就労継続支援(B型)		20,900	22,936	23,985	25,036
就労定着支援		人分	-	116	134
療養介護	人分	119	120	123	125
短期入所(福祉型)	人日分	1,303	1,633	1,697	1,746
短期入所(医療型)	人日分	62	93	101	112
自立生活援助	人分	-	26	26	28
共同生活援助		709	746	771	797
施設入所支援		502	490	486	477
計画相談支援		741	769	783	797
地域移行支援		16	23	25	27
地域定着支援		17	23	25	27
児童発達支援		人日分	1,780	2,097	2,297
医療型児童発達支援	人日分	280	308	323	323
放課後等 デイサービス	人日分	4,725	5,577	5,943	6,380
保育所等訪問支援	人日分	34	42	55	66
居宅訪問型児童発達 支援	人日分	-	44	44	55
福祉型障害児入所 施設	人分	1	1	2	2
医療型障害児入所 施設		30	31	32	32
障害児相談支援		165	193	209	227
医療的ケア・コーディネーター 配置人数	人	-	0	0	3

基盤整備 サービス名	単位	2016 (実績)	2018 (見込)	2019 (見込)	2020 (見込)
生活介護	事業所数	49	49	50	51
自立訓練 (機能訓練)		1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)		12	12	13	13
就労移行支援		33	33	33	34
就労継続支援(A型)		11	11	12	12
就労継続支援(B型)		64	66	68	71
就労定着支援		-	1	3	5
療養介護		2	2	2	2
短期入所(福祉型)		31	34	36	37
短期入所(医療型)		2	3	3	3
自立生活援助		-	1	1	1
共同生活援助	住居数	144	148	153	158
施設入所支援	事業所数	12	12	12	12
特定相談支援		56	60	61	61
一般相談支援 (地域移行支援)		26	28	29	31
一般相談支援 (地域定着支援)		25	27	28	30
児童発達支援		15	22	24	26
医療型児童発達 支援		1	1	1	1
放課後等 デイサービス		33	45	48	51
居宅訪問型児童 発達支援		-	2	2	2
福祉型障害児入所 施設		0	0	0	0
医療型障害児入所 施設		2	2	2	2
障害児相談支援		37	43	44	45

※1 活動指標：市町村での支給決定量を基本とした1月当たりのサービス量

※2 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

10 北信圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(構成市町村：中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村)

1 現状

(2017.3 末)

(2017.4.1)

圏域内総人口 (2017.4.1)	85,908 人
身体障がい児・者数	4,199 人
知的障がい児・者数	874 人
精神障がい児・者数	815 人
小児慢性特定疾病認定者数	87 人
指定難病等受給者数	731 人

小学校	24 校	
中学校	10 校	
特別支援学校	1 校	
在校生	2017 年度	81 人
中学部卒業生(見込)	2020 年度	10 人
高等部卒業生(見込)	2020 年度	13 人

※障がい児・者数は、手帳所持者

(2016 年度実績)





障害福祉サービス給付(介護給付費及び訓練等給付費)	15 億 4 千 948 万円
補装具費給付(交付及び修理)	1 千 3 百 645 万円
自立支援医療給付	5 千 6 百 20 万円

2 圏域の特性・施策の方向性等

北信圏域は、『障がい者の意思に基づき、暮らしたい場所で暮らしたい人と、その人らしく、生き活きと、安心して暮らせる地域づくり』の実現のために、次の施策等を積極的に進めていきます。

- 施設入所から暮らしたい場所への地域移行の取り組みを強化するために、相談体制を核とした、グループホームの整備や在宅福祉サービスの充実、農業と福祉の連携による就労支援等を積極的に進めていきます。
- 地域で安心して暮らせるために、圏域で設置した「総合安心センター」と「地域あんしんコーディネーター」を中心に、相談支援機能の強化と地域全体で支えていく面的整備の拡充を進めていきます。
- 医療的ケアを必要とする児・者や重症心身障がい児・者等の多様な障がいがあっても、安心して地域で暮らせるための関係機関による連携した支援体制を構築します。
- 医療、保健・福祉、教育の関係機関の連携による、幼少期から成人へと、ライフステージごとに切れ目ない支援体制の充実を図ります。
- 障がい者の差別解消や虐待防止等の権利擁護の対策を推進していきます。

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(2020 年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	108 人 (2016 年度末入所者数)	のうち 24.1% 	26 人 移行(年度末)
施設入所者の減少数	108 人 (2016 年度末入所者数)	のうち 15.7% 	17 人 減少(年度末)
福祉施設から一般就労への移行者数	6 人 (2016 年度)	の 2.2 倍増 	13 人 移行(年度中)
就労移行支援事業利用者数	24 人 (2016 年度)	の 6.6 割増 	40 人 利用(年度末)
目標項目	目標内容 (2020 年度)		
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	100%		
障がい者の地域生活の支援 (地域生活支援拠点等整備)	多機能拠点、面的整備済み、支援機能の強化		
就労定着支援事業による支援実施1年後の定着率	80% (2019 年度) 80% (2020 年度)		
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(協議の場の設置)	圏域及び市町村(共同設置を含む)に設置		
児童発達支援センターの設置	全市町村で利用できる体制を整備		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	圏域を基本に設置 (2018 年度)		

4 活動指標 (※1) 及び基盤整備 (年度)

活動指標 サービス名	単位	2016 (実績)	2018 (見込)	2019 (見込)	2020 (見込)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間分	2,278	2,703	2,907	3,058
生活介護	人日分 ※2	4,108	4,673	4,914	5,181
自立訓練(機能訓練)		55	90	89	89
自立訓練(生活訓練)		225	255	259	259
就労移行支援		406	517	544	599
就労継続支援(A型)		279	559	589	662
就労継続支援(B型)		4,437	5,046	5,344	5,550
就労定着支援	人分	—	11	16	23
療養介護		17	17	17	17
短期入所(福祉型)	人日分	312	382	422	465
短期入所(医療型)		2	2	2	2
自立生活援助	人分	—	4	4	6
共同生活援助		154	161	166	174
施設入所支援		114	106	101	93
計画相談支援		151	173	181	189
地域移行支援		3	5	4	5
地域定着支援		26	37	47	52
児童発達支援		13	21	22	22
医療型児童発達支援		0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人日分	226	322	360	397
保育所等訪問支援		0	1	1	1
居宅訪問型児童発達 支援		—	0	0	0
福祉型障害児入所 施設		0	0	0	0
医療型障害児入所 施設	人分	6	5	3	1
障害児相談支援		14	18	21	23
医療的ケア・コーディネーター 配置人数		人	—	0	0

(年度)

基盤整備 サービス名	単位	2016 (実績)	2018 (見込)	2019 (見込)	2020 (見込)	
生活介護	事業所数	5	6	6	7	
自立訓練 (機能訓練)		0	0	0	0	
自立訓練 (生活訓練)		2	2	2	2	
就労移行支援		1	2	2	2	
就労継続支援(A 型)		1	2	2	2	
就労継続支援(B 型)		5	8	8	8	
就労定着支援		—	1	2	2	
療養介護		0	0	0	0	
短期入所(福祉 型)		7	9	10	11	
短期入所(医療 型)		0	0	0	0	
自立生活援助		—	1	1	1	
共同生活援助		住居数	22	28	29	30
施設入所支援		事業所数	2	2	2	2
特定相談支援	9		10	10	10	
一般相談支援 (地域移行支援)	7		7	7	7	
一般相談支援 (地域定着支援)	7		7	7	7	
児童発達支援	2		2	2	2	
医療型児童発達 支援	0		0	0	0	
放課後等 デイサービス	4		5	5	5	
居宅訪問型児童 発達支援	—		0	0	0	
福祉型障害児入 所施設	0		0	0	0	
医療型障害児入 所施設	0		0	0	0	
障害児相談支援		3	4	4	4	

※1 活動指標：市町村での支給決定量を基本とした1月当たりのサービス量

※2 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量